

第二次守谷市総合計画

後期基本計画

(平成 28 年度～33 年度)

～ 緑きらめき 人が輝く
絆つなぐまち もりや ～

守谷市

－ はじめに －

本市は、平成 24 年 3 月に「第二次守谷市総合計画」を策定し、将来像に掲げた「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」の実現を目指し、様々な施策を展開することで、誰もが本市を「終のすみか」と望み、「住んでよかった」と心から思えるまちづくりを進めてまいりました。その結果、市民アンケートによると 7 割以上の市民の皆様方に「守谷市は住みやすい」と評価をいただき、民間情報誌の「全国都市における住みよさランキング」では 5 年連続で 10 位以内にランクされるなど、本市の「住みよさ」に一定の評価をいただいているところです。こうした「住みよさ」に加え、土地地区画整理事業による継続的な住宅供給、東京圏との近接性といった強みにより、本市では現状でも人口増加が続いています。



一方、近年の地方自治体においては、厳しい財政運営の中で、地域を取り巻く社会情勢や環境の急速な変化、あるいは多様化する市民ニーズへの的確な対応が求められています。特に、平成 27 年 9 月の「関東・東北豪雨」により、隣接する常総市で、鬼怒川の堤防決壊による甚大な水害が発生したことは、自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、防災・災害対応の重要性を再認識したところです。

また、人口の超高齢化と少子化・人口減少社会の到来といった構造的課題への対応も急務となっています。国では、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に対し、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、本市においても、人口減少及び少子高齢化という課題へ迅速かつ的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「守谷市人口ビジョン」、「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

第二次守谷市総合計画についても、これらとの整合性を保ちながら、本市のまちづくりを総合的、計画的に進めるため、この度、平成 28 年度を初年度とする今後 6 年間の計画となる第二次守谷市総合計画後期基本計画を策定しました。

今後も、この後期基本計画に基づき、本市の原風景である豊かな緑の保全、「市民が主人公」を基本とした協働による市政運営、さらには、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせることで支え合いの絆が育まれる「地域の助け合いの福祉（地域福祉）」を推進することで、誰もが「住んでよかった」と心から思えるまちづくりを進め、再び「住みよさ日本一」のまちを目指してまいります。

結びに、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本計画の策定に当たりご尽力を賜りました守谷市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

守 谷 市 長 会 田 真 一

目次

第1編 序論	1
1. 後期基本計画の策定に当たって	3
(1) 策定の趣旨	3
(2) 計画の構成及び期間	3
2. 計画策定の前提	5
(1) 守谷市の現状	5
(2) 市民アンケートによるまちづくりの評価	12
第2編 後期基本計画	15
1. 計画の体系	17
(1) 基本政策	17
(2) 後期基本計画の施策体系	20
2. 政策別計画	22
政策1 安全・安心に暮らせるまち（生活環境）	25
政策2 健やかに暮らせるまち（健康福祉）	39
政策3 こころ豊かに暮らせるまち（教育文化）	53
政策4 快適に暮らせるまち（都市基盤）	61
政策5 活力にあふれるまち（産業経済）	71
政策6 みんなで築くまち（市民協働）	79
政策7 信頼に応える行政経営（行政経営）	87
3. 後期基本計画の進行管理	92
付属資料	93
1. 施策及び基本事業の数値目標一覧	95
2. 第二次守谷市総合計画基本構想	126
3. 市民アンケート結果	128
4. 後期基本計画策定の経過	133
5. 守谷市総合計画審議会	134

第1編 序論

1. 後期基本計画の策定に当たって

(1) 策定の趣旨

守谷市は、平成 14 年 2 月の市制施行以降、つくばエクスプレスの開業などを契機として、大きな発展を遂げてきました。こうした中で、多様化する行政需要への的確な対応と、更なる発展と安定を目指し、成熟時代に対応したまちづくりを進めていくため、平成 24 年 3 月に「第二次守谷市総合計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。

その間、予想を上回る少子高齢化の進行などにより、社会や経済のあり方が大きく変貌しつつあります。国においては、平成 26 年 12 月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」を策定するとともに、この実現を図るため、今後 5 箇年の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」を閣議決定しました。地方自治体においても、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することが努力義務とされています。

こうした状況を踏まえ、別途策定する「守谷市人口ビジョン」及び「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を保ちながら、守谷市のまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的に、平成 28 年度を初年度とする「第二次守谷市総合計画後期基本計画」を策定しました。

(2) 計画の構成及び期間

基本構想

基本構想は、守谷市の 10 年後の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けたまちづくりの基本姿勢や政策を定めるものです。

「第二次守谷市総合計画」では、平成 24 年度を初年度とし、目標年次を平成 33 年度とする基本構想を定めています。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来像を実現するための手段や施策を定めるものです。

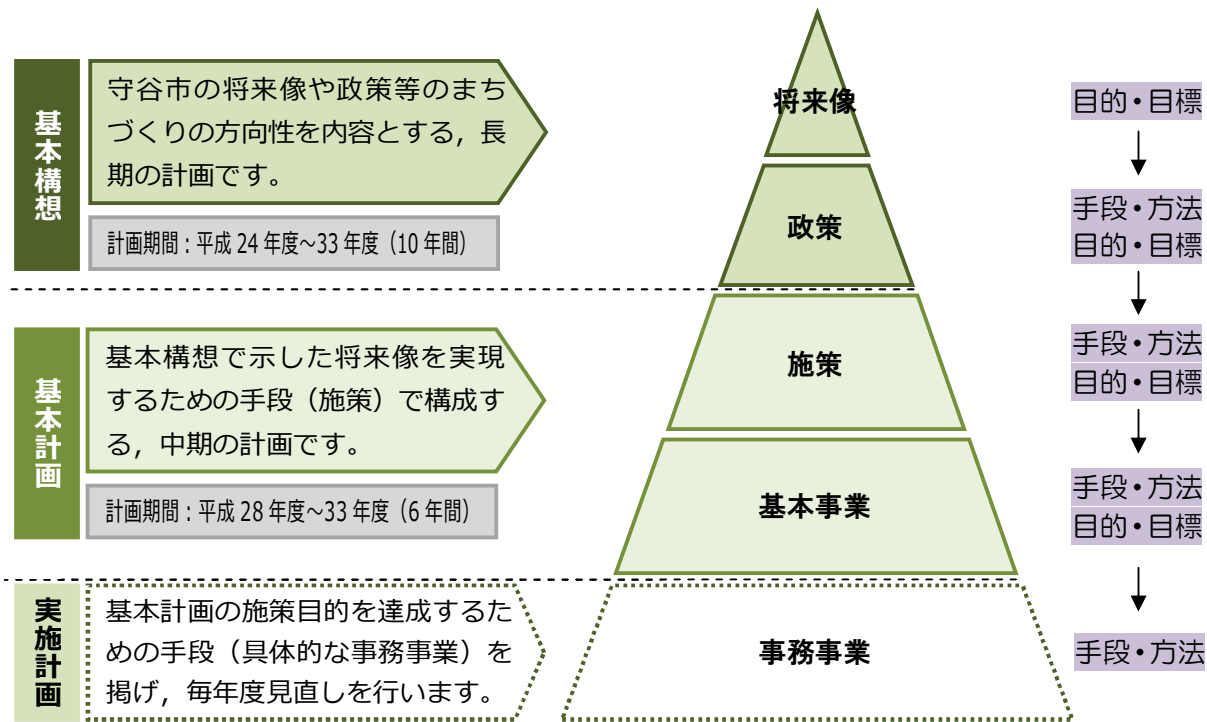
これまで、守谷市では平成 24 年度から平成 28 年度を計画期間とする「前期基本計画」に基づき、まちづくりを進めてきました。

今般、「守谷市人口ビジョン」及び「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を別途定めたことから、これとの整合性が確保された計画的なまちづくりを進めていくため、「後期基本計画」の策定を 1 年前倒しし、平成 28 年度から平成 33 年度の 6 箇年を計画期間とします。

実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を計画的に実施していくために、より具体的な一つひとつの事業を示すものです。

行政評価制度に基づく事務事業評価により、毎年度、検証及び見直しを行います。



2. 計画策定の前提

(1) 守谷市の現状

①位置・地勢

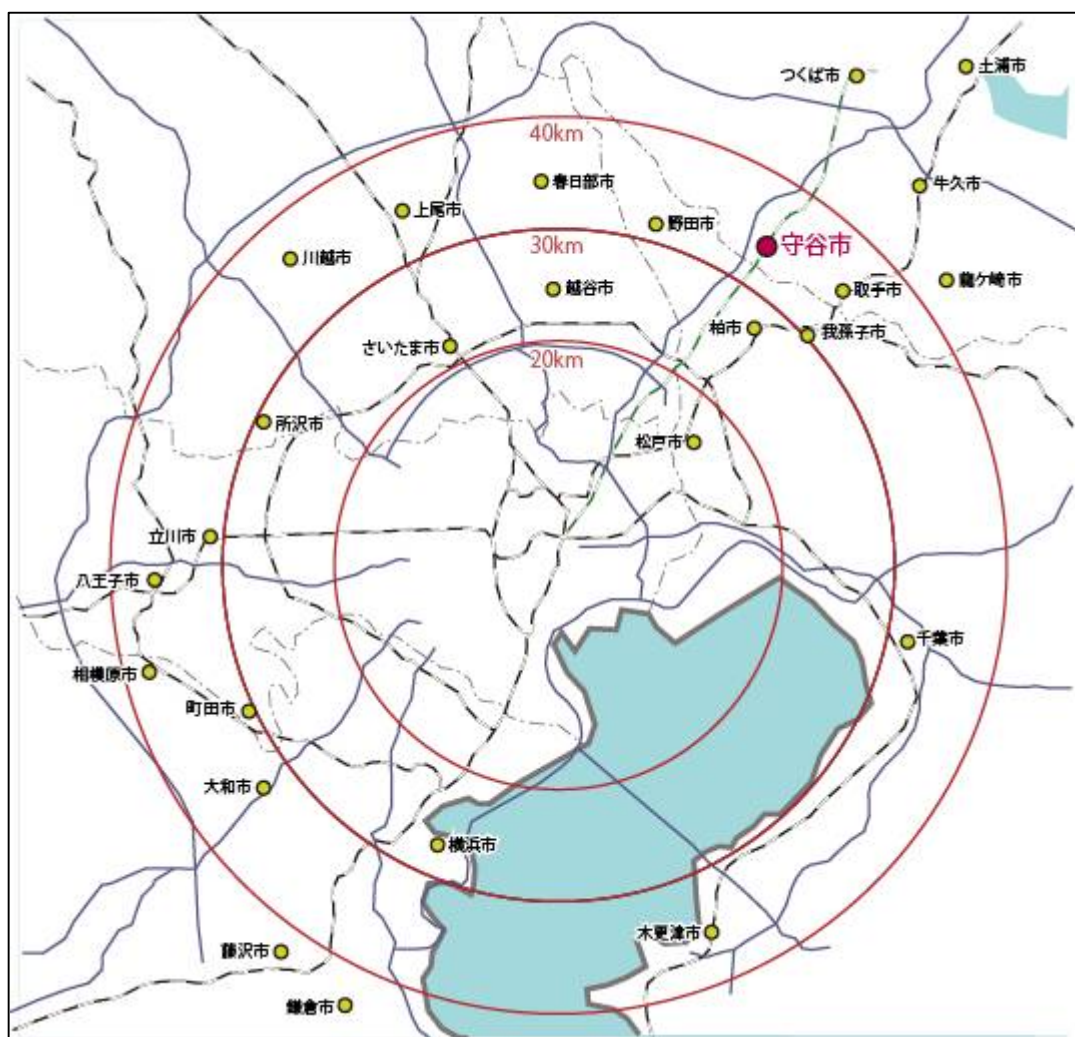
守谷市は、茨城県の南西端（東経 139 度 58 分 32 秒，北緯 35 度 57 分 05 秒）に位置し，東京都心から 40km 圏内にあります。

東は取手市，西は常総市，北はつくばみらい市に接し，南は利根川を挟んで千葉県野田市，柏市に相對した，東西 7.5km，南北 7.2km，面積 35.71 k m²の市です。

地勢は，茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の先端部分に位置します。

利根川東遷工事及び鬼怒川開削工事により，3 方向を利根川，鬼怒川，小貝川に囲まれた島状の地形となっています。

平均海拔は，おおむね 20m です。



②沿革・歴史

市制施行前の守谷町は、昭和 30 年 3 月 1 日、当時の守谷町、高野村、大野村、大井沢村の 1 町 3 村が合併して誕生しました。

合併後しばらくは農村地帯の様相を呈していましたが、昭和 41 年、首都圏整備法に基づく首都圏近郊整備地帯の指定を受けてから、北守谷地区、南守谷地区、みずき野地区等の大規模住宅開発が行われ、常磐自動車道の開通、もりや工業団地の造成などを経て、首都圏近郊都市として発展し、平成 14 年 2 月 2 日に単独で市制を施行しました。

さらに、平成 17 年 8 月 24 日には「つくばエクスプレス」が開通し、守谷駅・秋葉原駅間が最短 32 分で結ばれ、都心や筑波研究学園都市との時間的な距離が飛躍的に短縮しました。

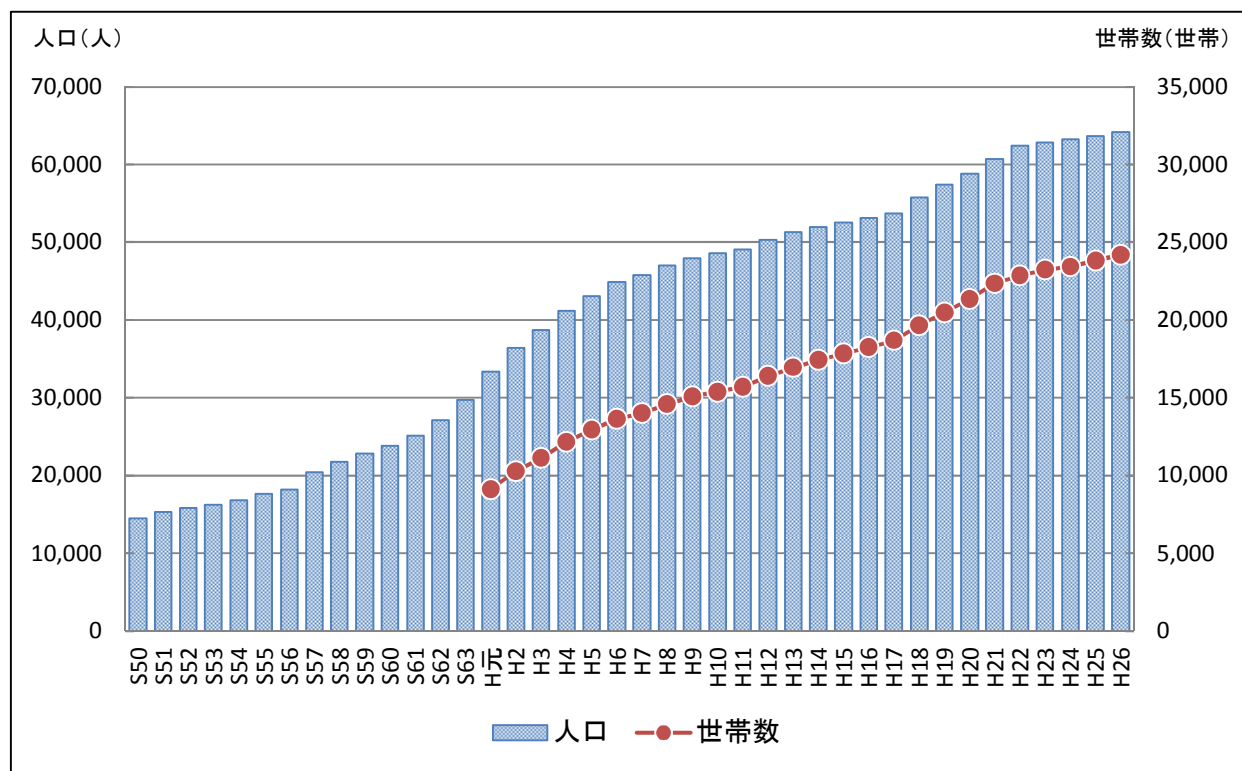
こうした恵まれた地理的環境もあり、全国的な少子高齢化・人口減少社会の到来の中にあっても依然として人口増加が続くなど、大きな発展を続けています。

③人口

守谷市の人口は、バブル時代の大規模住宅開発、さらには平成 17 年のつくばエクスプレス開通に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加もあり、これまで継続的に人口増加が続いています。昭和 50 年に 14,505 人だった人口は、平成 26 年には 64,182 人にまで増加し、およそ 40 年の間に 4 倍以上となりました。

世帯数も人口増加と同様に一貫して増加を続けており、平成元年の 9,115 世帯から、平成 26 年の 24,198 世帯にまで増加しています。

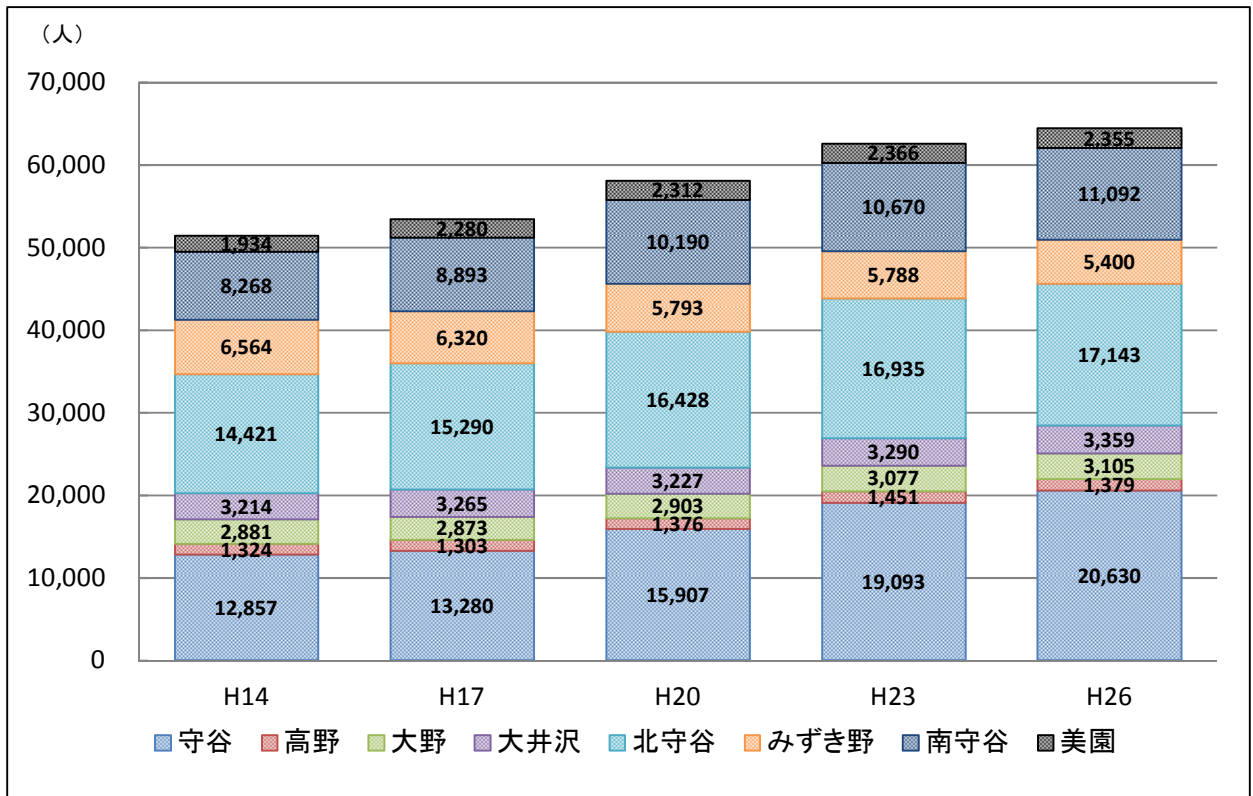
守谷市の人口・世帯数の推移



資料：常住人口調査

人口を地区別にみると、大規模住宅開発や土地区画整理事業が進められた守谷地区や北守谷地区、南守谷地区の人口集積が大きく、とりわけ、守谷地区では、つくばエクスプレス開通の平成 17 年以降に人口が急増しています。一方で、この 3 地区に次ぐ人口規模を有するみずき野地区では人口減少が続いています。

守谷市の地区別の人口増減数

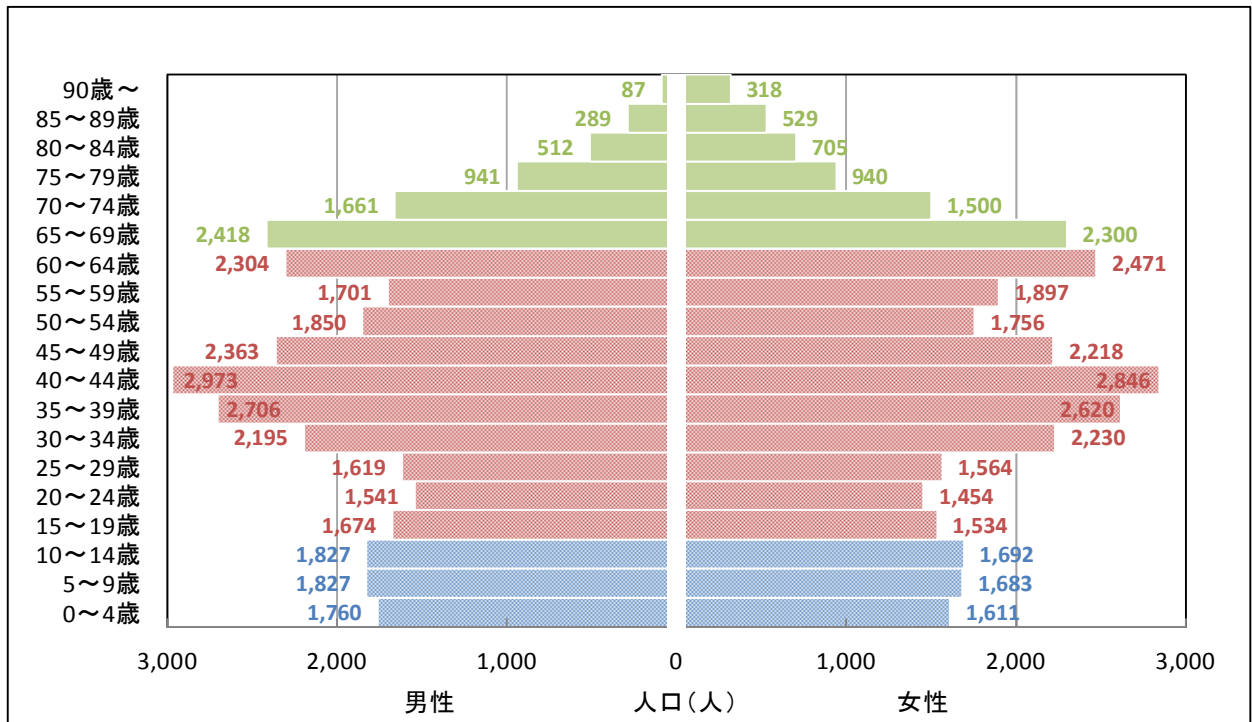


資料：常住人口調査

人口の年齢別構成をみると、「団塊世代」である 60 歳代と、その子どもの世代となる 30～40 歳代を核とした構成となっています。さらに、住宅購入などに伴う転入者が多いという特徴もあり、30～40 歳代の子どもの年代にあたる年少人口（0～14 歳人口）においても、一定の人口規模が見られます。

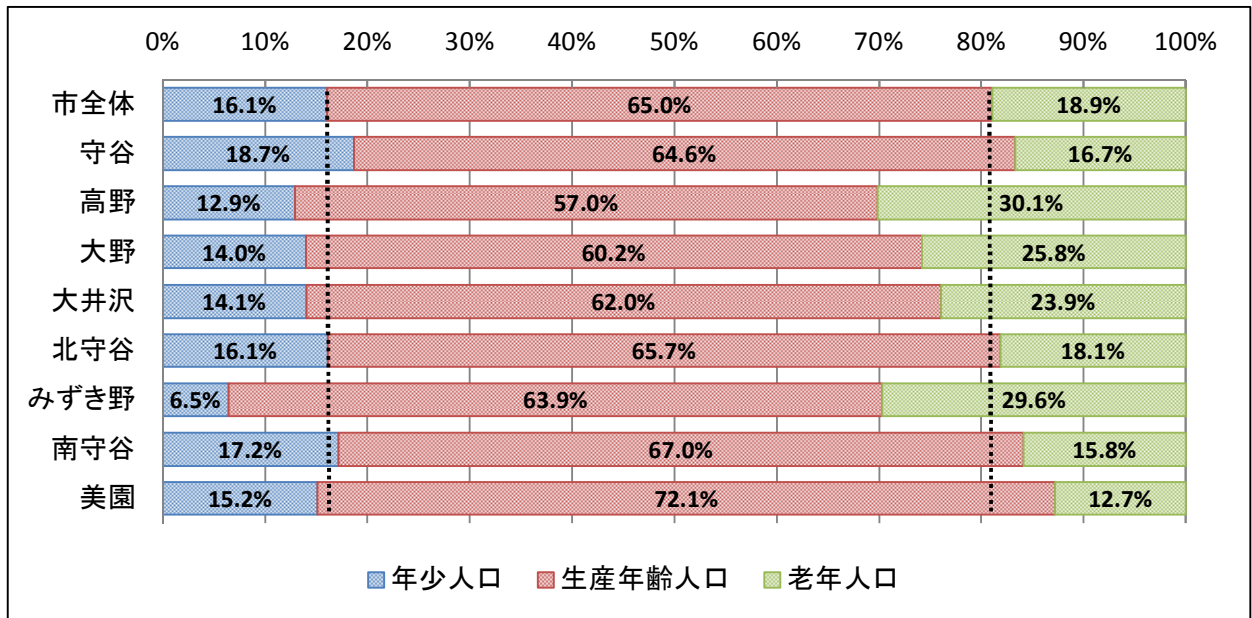
また、地区別では年齢構成に大きなばらつきが見られます。直近に人口流入が多く見られる守谷地区では、他の地区に比べ年少人口割合が高くなっています。また、美園地区では生産年齢人口（15～64 歳人口）の割合が高く、70%を超えています。一方で、高野地区やみずき野地区では、他の地区と比べ老年人口（65 歳以上人口）の割合が高く、特にみずき野地区では年少人口割合も 6%余りと、少子高齢化が進行している状況です。

守谷市の男女別年齢別人口構造（平成 27 年）



資料：常住人口調査

守谷市の地区別年齢 3 区分別の人口構造（平成 27 年）



資料：常住人口調査

④産業

守谷市の産業構造を事業所数や従業者数の側面から捉えると、事業所数・従業者数ともに卸売業・小売業の占める割合が 2 割を超えています。また、従業者数に絞れば、製造業や宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉等も比較的「雇用力」の高い産業となっています。特に製造業や医療・福祉は、3 年間で従業者数も大きく増加しています。

また、製造業については、市内総生産のおおよそ半分程度を占めているなど、守谷市の産業活力を支える主要産業となっています。

守谷市内の業種別民営事業所数及び従業者数

業種	平成 21 年				平成 24 年				増減			
	事業所数 (所)	(構成割合) (%)	従業者数 (人)	(構成割合) (%)	事業所数 (所)	(構成割合) (%)	従業者数 (人)	(構成割合) (%)	事業所数 (所)	(構成割合) (%)	従業者数 (人)	(構成割合) (%)
全産業（公務を除く）	2,018	100.0	20,408	100.0	2,012	100.0	20,653	100.0	▲6	0.0	+245	0.0
農業，林業，漁業	4	0.2	27	0.1	2	0.1	9	0.0	▲2	▲0.1	▲18	▲0.1
鉱業，採石業，砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	214	10.6	1,310	6.4	197	9.8	1,189	5.8	▲17	▲0.8	▲121	▲0.6
製造業	146	7.2	3,825	18.7	127	6.3	4,159	20.1	▲19	▲0.9	+334	+1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	38	0.2	2	0.1	41	0.2	▲1	±0.0	+3	±0.0
情報通信業	25	1.2	99	0.5	23	1.1	153	0.7	▲2	▲0.1	+54	+0.2
運輸業，郵便業	50	2.5	1,168	5.7	52	2.6	1,328	6.4	+2	+0.1	+160	+0.7
卸売業，小売業	496	24.6	4,440	21.8	485	24.1	4,385	21.2	▲11	▲0.5	▲55	▲0.6
金融業，保険業	29	1.4	363	1.8	35	1.7	439	2.1	+6	+0.3	+76	+0.3
不動産業，物品賃貸業	179	8.9	492	2.4	168	8.3	441	2.1	▲11	▲0.6	▲51	▲0.3
学術研究，専門・技術サービス業	89	4.4	602	2.9	91	4.5	369	1.8	+2	+0.1	▲233	▲1.1
宿泊業，飲食サービス業	219	10.9	2,461	12.1	233	11.6	2,592	12.6	+14	+0.7	+131	+0.5
生活関連サービス業，娯楽業	202	10.0	1,135	5.6	218	10.8	1,100	5.3	+16	+0.8	▲35	▲0.3
教育，学習支援業	122	6.0	722	3.5	125	6.2	870	4.2	+3	+0.2	+148	+0.7
医療，福祉	141	7.0	2,222	10.9	162	8.1	2,436	11.8	+21	+1.1	+214	+0.9
複合サービス事業	6	0.3	59	0.3	5	0.2	48	0.2	▲1	▲0.1	▲11	▲0.1
サービス業(他に分類されないもの)	93	4.6	1,445	7.1	87	4.3	1,094	5.3	▲6	▲0.3	▲351	▲1.8

資料：総務省・経済産業省「経済センサス基礎調査（平成 21 年）」、「経済センサス活動調査（平成 24 年）」

守谷市内の業種別市町村内総生産

業種	平成 21 年度			平成 24 年度			総生産額 増減率
	総生産額 (億円)	(構成割合)	(特化係数)	総生産額 (億円)	(構成割合)	(特化係数)	
市町村内総生産	2,393	100.0%	－	2,767	100.0%	－	+ 15.6%
うち産業部門	2,243	93.7%	1.075	2,601	94.0%	1.071	+ 16.0%
農林水産業	12	0.5%	0.230	11	0.4%	0.199	▲ 9.1%
鉱業	0	0.0%	－	0	0.0%	－	－
製造業	1,142	47.7%	1.757	1,351	48.8%	1.677	+ 18.3%
建設業	110	4.6%	0.969	136	4.9%	0.830	+ 23.9%
電気・ガス・水道業	51	2.1%	0.798	44	1.6%	0.636	▲ 12.9%
卸売・小売業	178	7.4%	0.776	205	7.4%	0.793	+ 15.2%
金融・保険業	38	1.6%	0.508	42	1.5%	0.575	+ 10.6%
不動産業	234	9.8%	0.769	251	9.1%	0.740	+ 7.3%
運輸業	73	3.1%	0.724	99	3.6%	0.844	+ 35.0%
情報通信業	29	1.2%	0.392	59	2.1%	0.786	+ 103.8%
サービス業	376	15.7%	0.888	403	14.6%	0.858	+ 7.2%

※特化係数＝各業種の〔守谷市内での総生産額構成割合〕／〔茨城県内での総生産額構成割合〕

1 を超える業種は、茨城県の全体的な産業構造と比べて、守谷市においては特に集中（特化）している業種と言える。

資料：茨城県「茨城県市町村民経済計算」

⑤社会環境の変化

◇ 人口減少・少子高齢社会の進行

日本の総人口はすでに減少局面にあります。総務省統計局によると「平成 20 年が、人口が継続して減少する社会の始まりの年」とされており、以降すでに 7 年の時間が経過しています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も継続的に人口減少は進行し、平成 22 年に 12,806 万人を数えた人口は、平成 72 年には 8,674 万人にまで減少（4,132 万人の減少、減少率△32.3%）することが予想されています。

一方で、今後も 65 歳以上の人口は増加を続け、平成 22 年に 2,948 万人であった老年人口が、平成 52 年には 3,868 万人にまで増加することが予想されています。この老年人口は、平成 72 年は 3,464 万人と減少傾向に転じると予想されていますが、合計特殊出生率の低迷に代表される少子化社会においては、この老年人口の減少は、総人口の減少を加速させることになります。

また、こうした状況の進展は、大都市圏と地方圏、あるいは地方圏の中でも都市部と中山間部等、地域によって大きな差がみられます。国では、総人口が減少する中で、東京圏に人口が一極集中している現状に対して、「地域経済社会の維持が重大な局面を迎える」可能性が高いことを重

大な課題としており、地方重視の政策展開を通じて、地域の特徴を生かした自立的なまちづくりを進めていくこととしています。

◇ 高度情報化社会の進展

情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的な発展と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。総務省の「情報通信白書（平成 25 年版）」には、「ＩＣＴは成長のエンジンであり、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済成長戦略と社会課題解決の要の位置にある。」と整理されており、ＩＣＴの利活用に対する期待はますます大きなものになっています。

◇ 国際化の進展

世界中で人やモノ、情報、金の交流が活発になり、国際交流や国際協調の必要性が高まっています。地球規模での市場経済化が進む産業の国際化のみならず、訪日外国人観光客の増加など人の往来（交流）面においても急速な国際化がみられます。また、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展は、情報のグローバル化※・ボーダレス化※を一層促進していくと考えられます。

◇ 地域コミュニティの活力低下への懸念の増大

人口減少や少子高齢化、核家族化、個人主義・プライバシー重視社会の進展といった社会環境の変化に伴い、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識の希薄化や、それらを基盤に成り立つ地域コミュニティの機能低下が懸念されています。

◇ 安全・安心に対する意識の高まり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、平成 27 年 9 月に隣接する常総市で起きた水害等の大規模自然災害に加え、新たな感染症の流行、凶悪事件の発生などが見られることもあり、国民・市民の安全・安心に対する意識が高まっています。

◇ 公共の担い手の変化

少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展などの社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルは多様化しており、地域における課題もますます多岐化・複雑化し、期待される公共サービスの領域は拡大しています。

一方で、平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、行政のみの対応では十分な対応は困難であることから、市民や企業・団体等のそれぞれが役割分担をしながら、共に公共を担う動きが進んでいます。

※【グローバル化】政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

※【ボーダレス化】境界や国境がない、または意味をなさないこと。

(2) 市民アンケートによるまちづくりの評価

①実施概要

☆ アンケート調査の目的

「第二次守谷市総合計画」において基本政策として定めた 7 つの分野（生活環境，健康福祉，教育文化，都市基盤，産業経済，市民協働，行政経営）を柱とする各施策について，取組成果等にかかる評価を確認することを目的として，市民アンケート調査を実施しました。

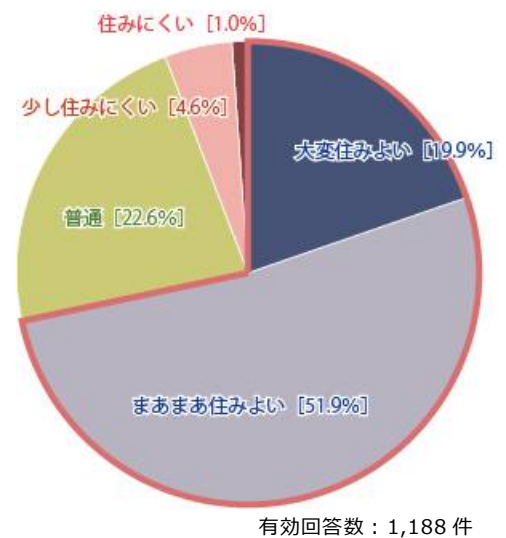
☆ 調査の概要

調査対象	16 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）
調査期間	平成 27 年 5 月から平成 27 年 6 月
調査方法	郵送による送付・回収
回収状況	回収票数 1,229 票（回収率 40.9%）
調査内容	○守谷市の「住みやすさ」への評価 ○今後の望ましい市政運営のあり方 ○第二次守谷市総合計画前期基本計画に掲げた各施策の市民満足度及び重要度

②守谷市の住みやすさへの評価

7 割以上の市民に守谷市は「住みやすい」（「大変住みよい」，「まあまあ住みよい」）と評価されています。

こうした高い評価の理由としては，「都市的なインフラの充実」と緑に代表される「自然環境」とが両立していることが，多くの市民から支持されています。



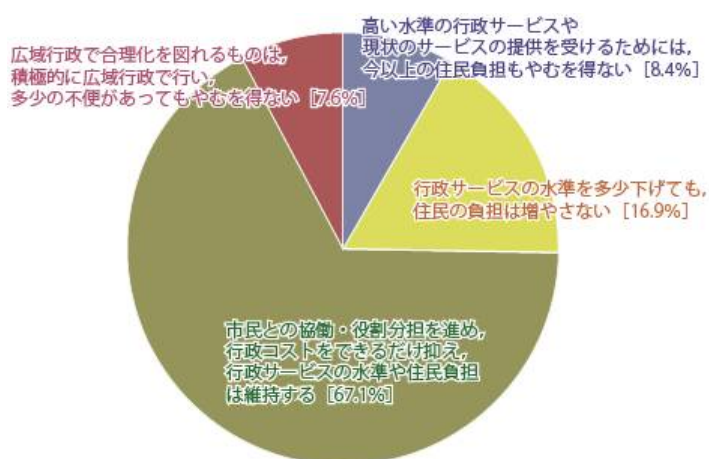
守谷市を「住みよい」と思う理由（上位 3 つ）

- ①道路網や公共交通などの都市基盤と，緑や自然環境と調和した街並みが両立し，快適に暮らせるまちだから【74.3%】
- ②健康づくり，子育て支援や高齢者福祉など，健やかに暮らす健康・福祉が充実しているから【23.6%】
- ③消防・救急体制や交通安全・防犯対策など，安全・安心な生活環境があるから【18.8%】

③今後の望ましい市政運営のあり方

今後の望ましい市政運営のあり方については、行政サービスの水準、住民負担ともに現状程度の維持を望む方が多く見られます。

多様な主体のまちづくりへの参画・連携を促進するなど、サービスと負担のバランスに留意した市政運営が求められています。



④各施策の評価

今後のまちづくりにおいて、特に注力すべき分野（施策）等を明らかにするため、第二次守谷市総合計画前期基本計画の各分野に対する「満足度」と「重要度」を確認しました。

「満足度」は、現況に対する市民の満足度合を示すものであり、「重要度」は、その分野について市民がどれほど重要視しているかを示すものです。

また、分野ごとの市政に対するニーズの強さを図る参考指標として、「ニーズ得点」を算出しました。

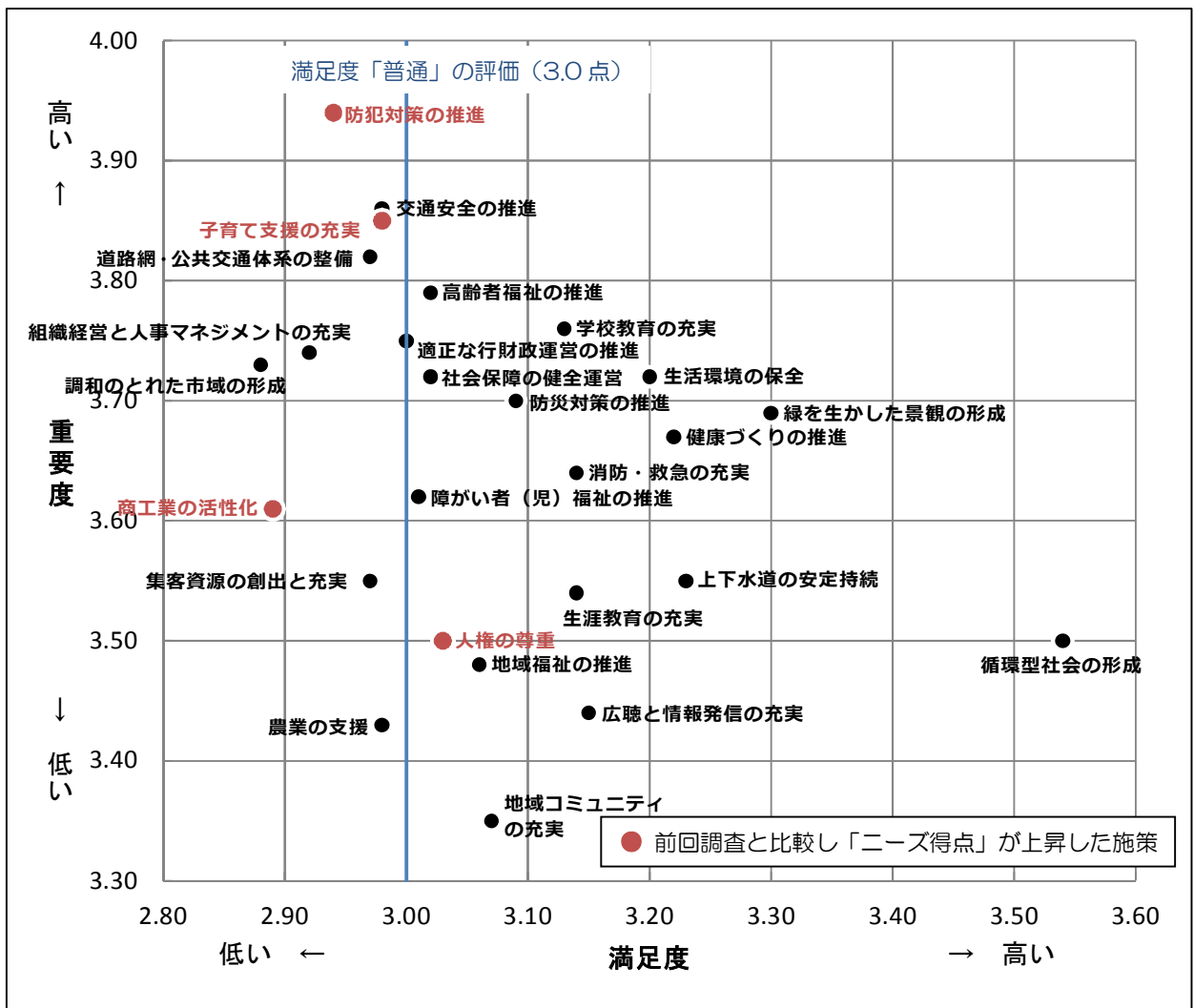
「満足度」と「重要度」、「ニーズ得点」の算出方法は下記のとおりです。

満 足 度	各分野（施策）の現状への満足度合について、5段階評価で確認したものの平均点 【評価ランクと配点】 ①満足である [5点], ②どちらかといえば満足である [4点], ③普通 [3点], ④どちらかといえば不満である [2点], ⑤不満である [1点]
重 要 度	各分野（施策）の重要視する度合について、5段階評価で確認したものの平均点 【評価ランクと配点】 ①力をいれて欲しい [5点], ②できれば力をいれて欲しい [4点], ③今のままでよい [3点], ④あまり力を入れる必要はない [2点], ⑤力を入れる必要はない [1点]
ニ ー ズ 得 点	「重要度」の評価が同じならば「満足度」が低いほど、あるいは同じ「満足度」ならば「重要度」が高いほど市民ニーズが高いことを、得点化して表したものの 【得点化の計算】 ニーズ得点 = 重要度得点 × (6 - 満足度得点) [最高点（最もニーズが高い）は25点, 最低点（最もニーズが低い）は1点]

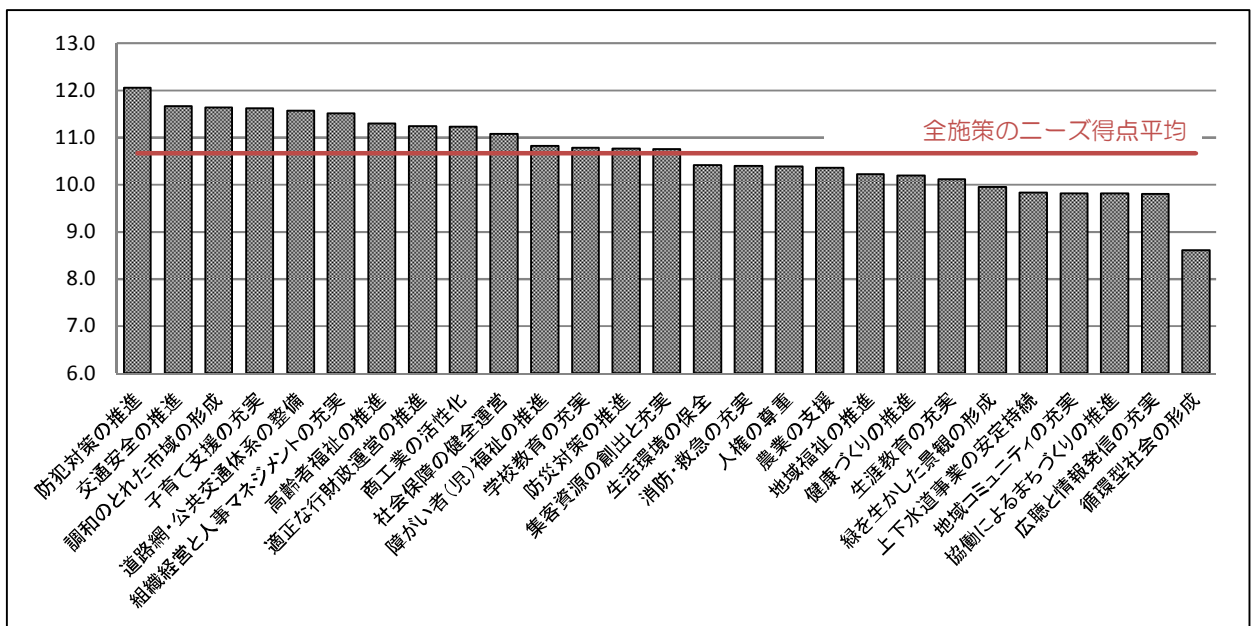
総じて前回調査（平成23年度）と比較し「満足度」は上昇していますが、「防犯対策の推進」や「子育て支援の充実」、「商工業の活性化」、「人権の尊重」の4分野（施策）については「満足度」が低下しています。

また、「ニーズ得点」を見ると、「防犯対策」や「交通安全」といった安全・安心の確保や、「調和のとれた市域の形成（計画的な土地利用等）」、「子育て支援の充実」、「道路網・公共交通体系の整備」等へのニーズが高いことが分かります。

市民アンケートからみる施策別の満足度・重要度



市民アンケートからみる施策別の「ニーズ得点」



第2編 後期基本計画

1. 計画の体系

(1) 基本政策

平成 24 年度から平成 33 年度を計画期間とする「第二次守谷市総合計画」では、将来像『緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや』を掲げ、この将来像の実現に向けた諸施策の体系的、総合的な推進を図るため、7 つの基本政策を設定しています。

後期基本計画においても、この 7 つの基本政策を施策展開の柱とした取組を進めていくこととします。

政策① 安全・安心に暮らせるまち【生活環境】

生活環境の保全や防災・防犯対策の充実を図るとともに、市民意識の高揚と地域活動の活性化を進め、「安全・安心に暮らせるまち」を目指します。

- (1) 誰もが安全に生活が送れるよう、生活環境の維持・向上に努めるとともに、環境保全における市民一人ひとりの意識を高めるため、意識啓発をはじめとした取組を進めます。
- (2) 環境にやさしい循環型社会の形成を図るため、廃棄物の減量化や再資源化・リサイクルへの取組を進めます。
- (3) 誰もが安心して生活が送れるよう、市民の防災意識の向上と地域の支援体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- (4) 市民の生命、身体及び財産への被害の軽減を図れるよう、消防体制の強化や救命・救急の充実に努めます。
- (5) 地域における交通安全が確保できるよう、交通安全施設等の整備や市民の交通安全意識の向上に努めます。
- (6) 犯罪被害に遭わない安心した生活が送れるよう、防犯対策の充実に努めるとともに、地域ボランティアの防犯活動を支援します。

政策② 健やかに暮らせるまち【健康福祉】

市民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域において、安心して自立した生活を送ることができる福祉環境づくりを進め、「健やかに暮らせるまち」を目指します。

- (1) 核家族化や地域社会とのつながりが希薄になる中、安心して子どもを産み育てることができるよう、多様な子育て支援の需要に応える環境づくりに努めます。
- (2) 高齢者がいきいきとした生活を送れるよう、必要なサービスの提供と支援に努めます。
- (3) 障がいのある人が安心して生活を送れるよう、障がいに対する理解を深める環境を整え、併せて福祉施設や相談などの支援体制の充実に努めます。
- (4) 誰もが健康で豊かな人生を送れるよう、保健、医療、福祉の連携のもと、一人ひとりが自ら進んで心身の健康づくりが図れる環境づくりに努めます。
- (5) 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるよう、相互扶助の意識を高め、市民、企業、行政、NPO、さらにはボランティア等の協働による市民福祉活動の活性化に努めます。
- (6) 誰もが必要ときに必要な社会保障を受けられ、安心して生活が送れるよう、社会保障制度の安定運営に努めます。

政策③ こころ豊かに暮らせるまち【教育文化】

子どもたちに豊かな心が育まれる教育を進めるとともに、誰もが生涯を通して学習できる環境づくりを進め、「こころ豊かに暮らせるまち」を目指します。

- (1) 次代を担う子どもたちが、健やかに個性と創造性を伸ばし、豊かな心と将来への夢を育むことができるよう、家庭や地域社会と連携した教育環境づくりに努めます。
- (2) 誰もが生涯にわたって、生きがいと喜びのある生活を送れるよう、文化、芸術、スポーツ活動に親しめる環境づくりに努めます。
- (3) 誰もが人権を尊重し、お互いを認め合い、自分らしく生きることができるよう、基本的人権を尊重する社会づくりに努めます。

政策④ 快適に暮らせるまち【都市基盤】

自然と調和のとれた緑あふれる住環境の整備や都市機能の充実を進め、「快適に暮らせるまち」を目指します。

- (1) 地域特性や都市機能を活用したまちづくりを進めるため、適切な規制と誘導により、秩序ある土地利用を推進するとともに、計画的で調和のとれた市域の形成に努めます。
- (2) 守谷らしい良好な都市景観の形成を図るため、現存する緑の資源を守り育て、良好な街並み景観や自然景観の保全に努めます。
- (3) 安全で快適な生活が送れるよう、都市計画道路の整備や既存の主要道路等の維持補修を進めるとともに、公共交通の充実に努めます。
- (4) 市民が快適な生活を送れるよう、安全な水道水を安定して供給するとともに、汚水の適正処理に努めます。

政策⑤ 活力にあふれるまち【産業経済】

地理的な特性や地域資源を活用し、新たな魅力や付加価値、産業活力を生み出し、「活力にあふれるまち」を目指します。

- (1) 安定した農業経営を図るため、農地の有効利用を進め、生産性の向上と販売の促進に努めます。
- (2) 商工業活動の安定化を図るため、賑わいのある市街地の形成や産業の振興に努めます。
- (3) 人が集まり、賑わいのあるまちづくりを進めるため、地場産業の振興や観光資源の創出を図ります。

政策⑥ みんなで築くまち【市民協働】

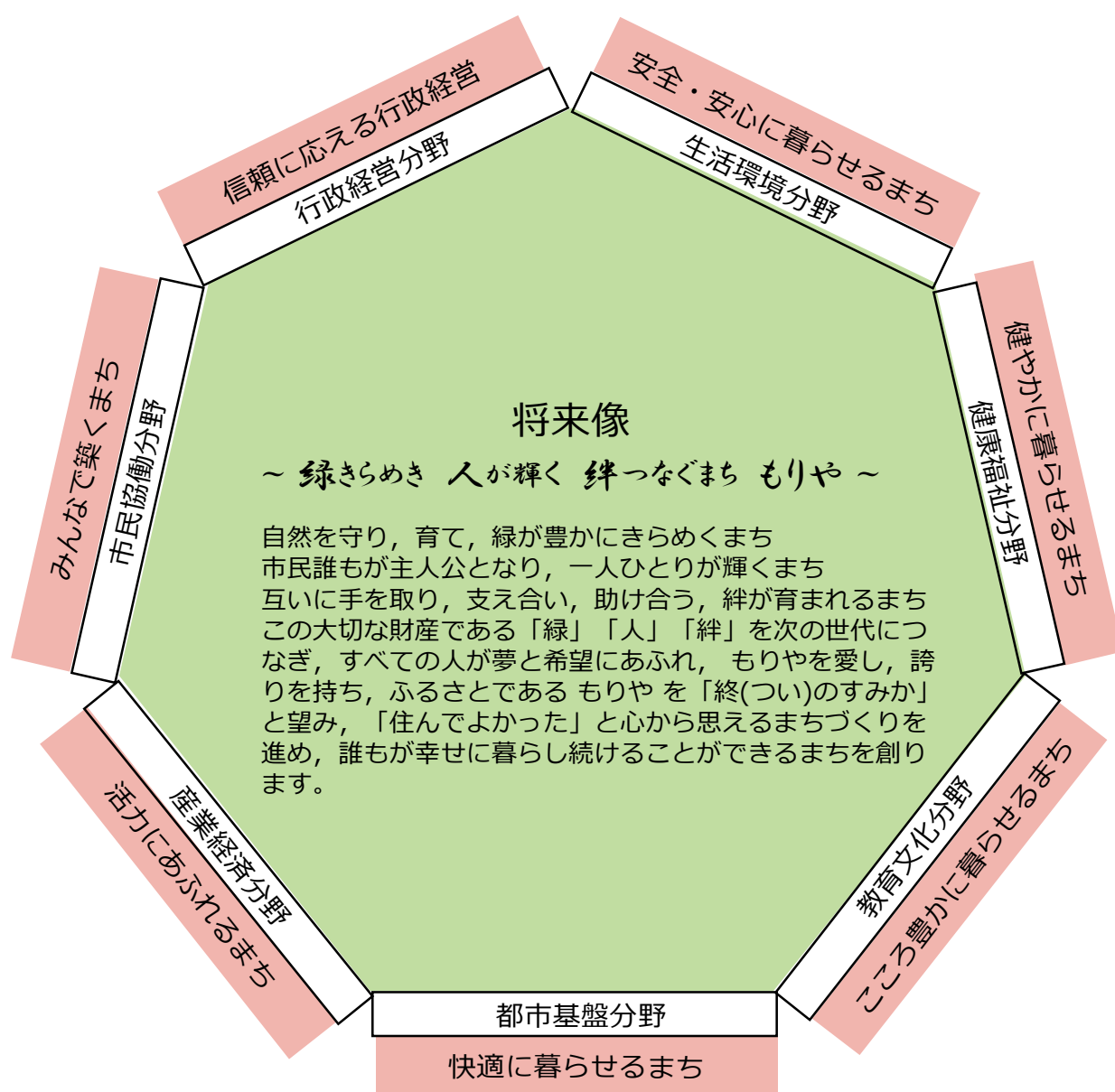
地域コミュニティの充実や市民活動の活発化を図るとともに、市民と行政による協働のまちづくりを進め、「みんなで築くまち」を目指します。

- (1) 市民間の連携及び地域活動の活性化が図れるよう、自治会や町内会などが自主的に行うコミュニティ活動の支援に努めます。
- (2) 協働のまちづくりの推進のため、市民、企業、行政等のパートナーシップを確立するとともに、まちづくりへの参画機会の充実に努めます。
- (3) 市政への市民参加を推進するため、対話や提案制度等による市民の声を的確に市政へ反映するとともに、積極的な市政情報の発信に努めます。

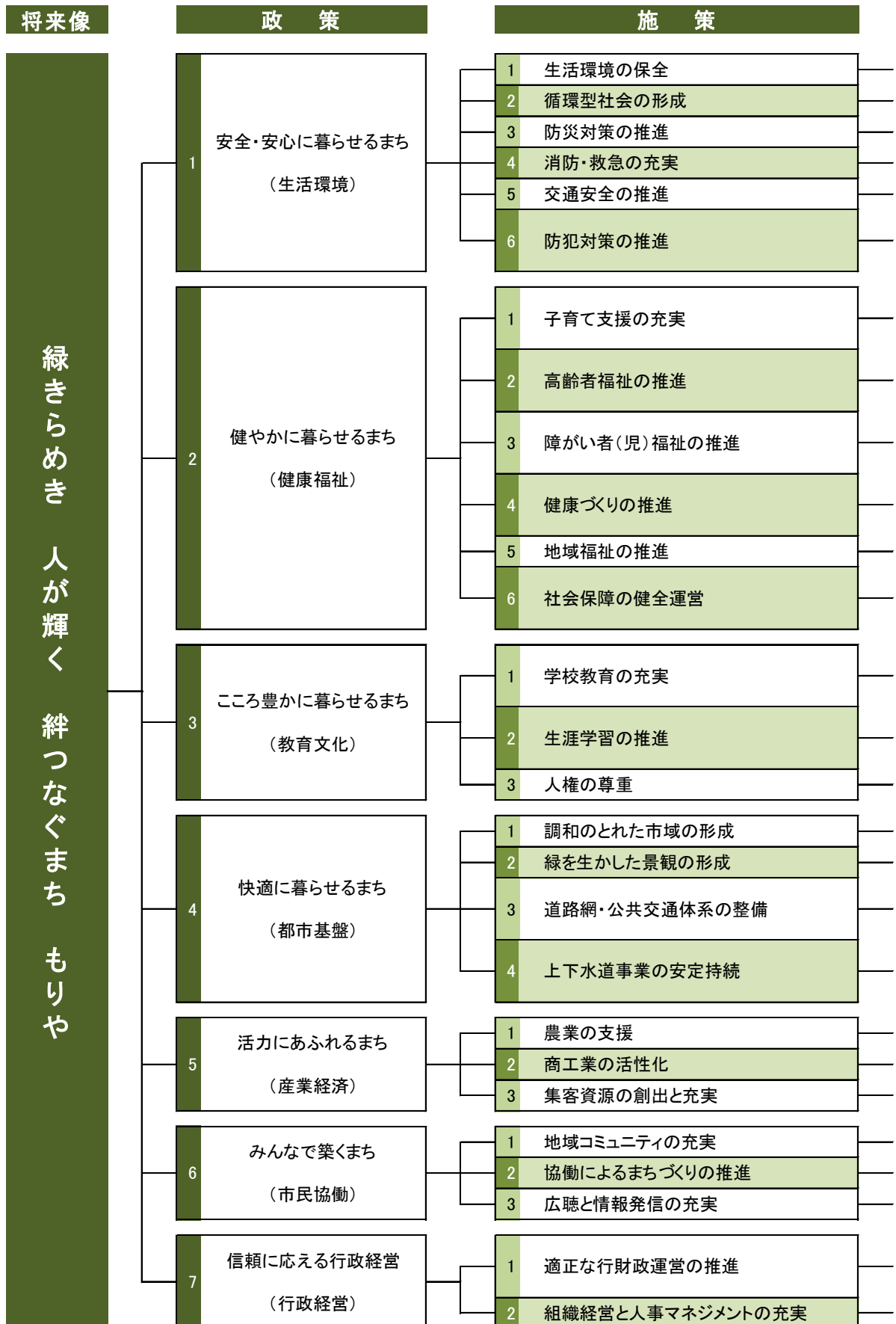
政策⑦ 信頼に応える行政経営【行政経営】

効果的で効率的な行財政運営と、多様化する行政課題に迅速・的確に対応できる組織運営を進め、「信頼に応える行政経営」を目指します。

- (1) 効果的で効率的な行財政運営を図るため、行政改革を進めるとともに財政の健全化に努めます。
- (2) 行政組織の効率化を図るため、柔軟な組織運営と職員の能力向上及び適材適所による人事マネジメントに努めます。



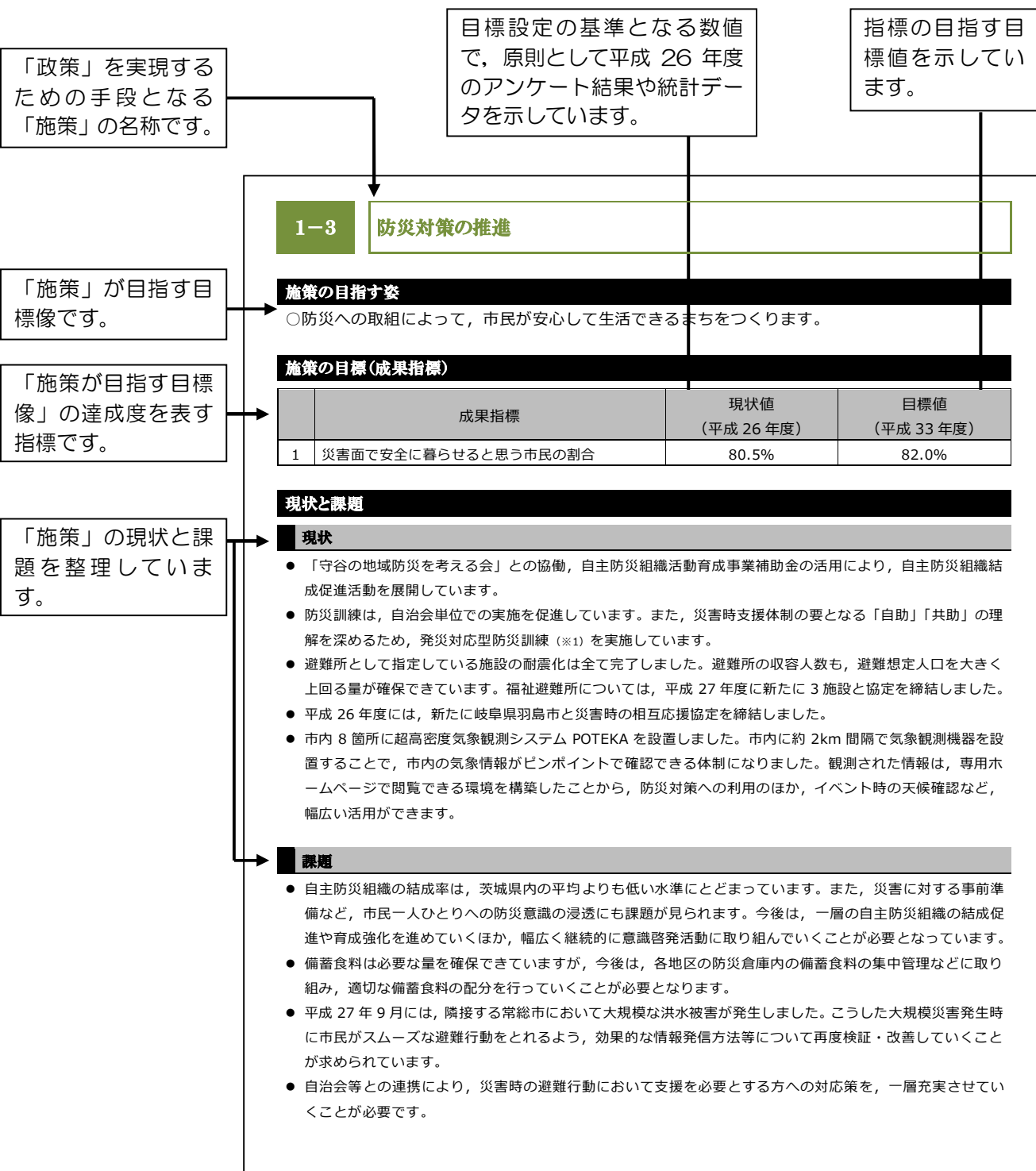
(2) 後期基本計画の施策体系



基 本 事 業

1	生活公害・産業公害の防止	2	地球温暖化対策の推進	3	環境保全活動の推進
1	ごみの減量化	2	再資源化への取組	3	廃棄物の適正処理
1	市民の防災意識の向上	2	災害時における行政による支援体制の強化	3	避難行動要支援者の避難支援
1	消防体制の強化	2	救命・救急体制の充実	3	市民による防火対策の充実
1	交通安全施設等の整備	2	交通安全意識の向上		
1	防犯意識の向上	2	地域で行う防犯活動の推進	3	まちの防犯機能の充実
4	消費者の安全・安心の確保				
1	多様な保育サービスの提供	2	安心して遊べる場の提供	3	子育て不安の解消と交流の場の提供
4	子育ての経済的負担の軽減				
1	生きがいづくりの機会と社会参加の促進	2	高齢者の介護予防の推進	3	介護保険の適切なサービス提供
4	高齢者福祉サービスによる支援				
1	在宅支援の充実	2	地域生活支援事業の利用促進	3	福祉施設サービスの充実
4	療育指導・相談の充実				
1	母子保健の充実	2	健康的な生活習慣の推進	3	食育の推進
4	感染症の予防・拡大防止	5	地域医療体制の確保		
1	地域福祉意識の高揚と担い手育成	2	多様な地域福祉活動の推進	3	社会福祉協議会との連携
1	国民健康保険制度の健全な運営	2	後期高齢者医療制度の健全な運営	3	介護保険制度の健全な運営
4	医療福祉費支給事務の遂行	5	セーフティネットによる自立支援		
1	確かな学力の育成	2	豊かな心を育む教育の推進	3	健康と体力を育む教育の推進
4	時代の変化や国際化に対応できる教育の推進	5	開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携	6	安全・安心な教育環境の整備
1	自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供	2	生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援	3	親しみを感じる芸術・文化の推進
4	文化財を愛する心の育成	5	国際交流の推進		
1	人権尊重意識の向上	2	男女共同参画意識の向上	3	虐待などの人権問題の解消
1	計画的な土地利用	2	適切な規制と誘導	3	空き家対策の推進
1	美しい都市景観の形成	2	緑地の保全	3	公園・街路樹等の維持管理
1	未改良道路の整備	2	道路の適切な維持管理	3	都市計画道路の整備
4	公共交通網の充実				
1	水道水の安定供給	2	汚水の安定処理	3	雨水の適正排水
4	健全な上下水道事業の経営				
1	農地の有効活用	2	農業の担い手の育成・確保	3	農産物の消費拡大支援
1	事業者の支援	2	地域商業の充実		
1	特色あるイベントの開催	2	積極的な地域資源の創出と情報提供		
1	自治会活動への参加意識の形成	2	コミュニティ活動の活性化と環境づくり		
1	市民活動への参加意識の形成・向上と情報提供	2	市民活動の活性化	3	市民と行政による協働事業の推進
1	シティプロモーションの推進	2	広聴・情報公開の充実		
1	計画行政の推進	2	ICT(情報技術)の活用	3	健全な財政運営の推進
4	適正課税と収納率の向上	5	公有財産の有効活用と適切な管理	6	窓口サービスの向上
1	柔軟で効率的な組織運営	2	適正な人事管理と人材育成		

2. 政策別計画



「施策」を実現するための手段となる「基本事業」を設定しています。

「施策」を担う担当部署を示しています。「主管課」は施策全体の統括部署、「関係課」は該当する取組の実施部署を示しています。

主管課	関係課
交通防災課	財政課、社会福祉課、介護福祉課、都市計画課、建設課

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 市民の防災意識の向上	市民の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように努めます。 ● 自主防災組織の結成促進と活動支援 ● 防災対応型防災訓練の実施と地域防災行動力の向上
2 災害時における行政による支援体制の強化	支援体制を強化し、災害時の被害が軽減され、避難者が食料や物資等の支援を受けられるよう努めます。 ● 守谷市地域防災計画の改定 ● 防災用資機材や非常用食料等の備蓄・適正管理 ● 防災システムの維持管理と適切な情報発信
3 避難行動要支援者の避難支援	避難行動要支援者が安全に避難し、適切な避難生活が送れるよう努めます。 ● 避難行動要支援者登録者の避難支援体制の整備

「基本事業」における取組の方向性、具体的な内容です。

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 「自らの身は自ら守る」という意識を持ち、各家庭で食料や飲料の備蓄や非常持出品の準備を行うなど自主的に災害に備えるとともに、防災訓練に積極的に参加します。 ● 災害発生時には、それぞれの地域で力を合わせ、できる範囲で救助・援助活動を行います。 ● 自治会は、自主防災組織の結成に努めるとともに、地域のコミュニケーションを活発化し、避難行動要支援者の把握に努めます。	● 自主防災組織結成に向けた自治会の取組を支援します。 ● 災害が発生したときは、迅速に被害状況を把握できる体制をつくるとともに、被害拡大防止のための行動がとれるよう日頃から訓練を行います。 ● 食料、備品、資材、機材などの備蓄を行います。 ● 防災訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、地域との連携を強化します。 ● 避難行動要支援者を日頃から把握し、援助体制を整備します。

市民（事業所等を含む）に期待する役割、行政が果たすべき役割を掲げています。

部門別計画

◇ 守谷市地域防災計画（改定年度：平成 19 年度）

「施策」に関連する計画です。

用語解説

※1【防災対応型防災訓練】シナリオのない現実的な初動対応訓練のこと。普段の生活の場である自分たちの地域での災害を想定して、地域住民の防災行動力の向上を図ることを目的とする訓練。

難しい、馴染みの薄い用語の解説です。

政策1 安全・安心に暮らせるまち

(生活環境)

施策の目指す姿

○快適な生活環境が守られ、環境にやさしいまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	78.8%	80.0%
2	1 契約 1 月当たりの平均電気使用量	306Kwh/契約・月	288Kwh/契約・月
3	自然環境に満足している市民の割合	79.3%	81.0%

現状と課題

現状

- ホームページや広報を通じて、市民に対し、環境問題やごみ処理、地域環境美化等に対する情報提供・意識啓発を実施しています。その他、様々な環境保全活動や公害対策、省エネ・エコ活動を展開しており、一定の成果が得られています。
- 空き地の雑草については苦情も多く発生していますが、土地管理者に対して速やかに除去するよう継続的な指導を行っています。また、管理者自らによる雑草除去が困難な場合は、管理者より委託を受けて市が除去するなどの対応を行っています。
- 住環境や生活スタイルの変化に伴い、動物が様々な形態で飼われるようになり、周辺環境に悪影響を及ぼすような事例が増え、飼い主のマナー向上が求められています。そこで飼い主、市民、行政のそれぞれの責務を明確にし、「人と動物にやさしいまちづくり」を目指すために、「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」を平成 27 年 4 月に施行しました。
- 水質（河川・地下水）や大気の汚染、騒音、振動については、毎年 of 定点測定によるモニタリングを実施しています。
- 放射能汚染対策事業は平成 26 年度で終了しましたが、引き続き経過観察するなど、継続的な対応を行っています。
- 「守谷市環境基本計画」に基づき、地球温暖化防止に関連する各種施策を実施しています。市民や関係機関等と連携した環境学習や、平成 25 年度に開始した住宅用太陽光発電システムに対する設置補助（平成 27 年度終了）等のソフト事業に加え、平成 25 年度に蓄電機能付き太陽光発電システムを市内の公共施設 3 箇所に設置しました。
- 市民や団体、企業等と協力し、毎年 3 月に利根川河川敷クリーン作戦を実施しています。また、6 月・9 月・12 月（第 1 日曜日）の年 3 回の「環境美化の日」には、市内の全ての自治会が地区内の清掃活動に参加するなど、市民等との協働により市全体での環境美化に取り組んでいます。

課題

- 空き地の雑草対策については、市の通知・指導に対して反応のない所有者等がいます。また、犬を飼う際に必要な登録を行っていない方も見られます。生活公害の発生防止のためには、継続的に粘り強く意識変革、マナー向上を促していくことが必要です。
- 河川敷等では、未だに粗大ごみ等の不法投棄が見られます。加えて、不法投棄の場所が広がりつつあり、対応の強化が必要です。
- 良好な生活環境を守るためには、これまで以上に環境活動への市民・事業所の参画を促進していくことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	生活公害・産業公害の防止	市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を図り，快適な生活環境を保全します。 ◎ 空き地の雑草やペットのふん等の生活公害への迅速な対応と解決支援 ◎ 水質・大気・騒音・振動について調査実施と結果の開示 ◎ 放射能汚染状況のモニタリング継続と情報公開
2	地球温暖化対策の推進	市民・事業者・行政が一体となって省エネ活動の推進と自然エネルギーの有効利用を図ります。 ◎ 第2次守谷市環境基本計画に基づく施策の展開 ◎ 地球温暖化防止実行計画の運用（市内公共施設におけるCO₂排出量の削減） ◎ 環境保全意識の啓発（環境ポスター展事業等） ◎ 調整池等の有効活用（太陽光発電施設の設置）[総合戦略]
3	環境保全活動の推進	市民や事業者が自然環境を大切にする生活や行動を促進します。 ◎ 環境美化活動の充実（環境美化の日事業等） ◎ 利根川河川敷環境保全事業 ◎ 不法投棄対策の推進 ◎ 環境保全活動を行う団体等との連携推進

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 法律や条例，社会のルール等を守り，市民みんなが快適に暮らせる環境をつくれます。 ● 地球温暖化防止に貢献する活動に，率先して取り組みます。 ● 周辺道路や公園等の美化清掃活動を実施します。	● 市民一人ひとりが守るべきマナー・事柄についての啓発を進めます。 ● 公共施設での省エネ対策の実施や地球温暖化防止に取り組みます。 ● 各地区での美化活動が円滑に行われるよう，広報，ごみ袋の配布，ごみの回収などの支援を行います。

部門別計画

◇ 第2次守谷市環境基本計画（計画期間：平成28年度～平成37年度）



施策の目指す姿

○市内から排出される廃棄物の量が抑制されたまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	常総環境センターへのごみ(※1)の搬入量(1人1日当たり換算)	748g/人・日	667g/人・日

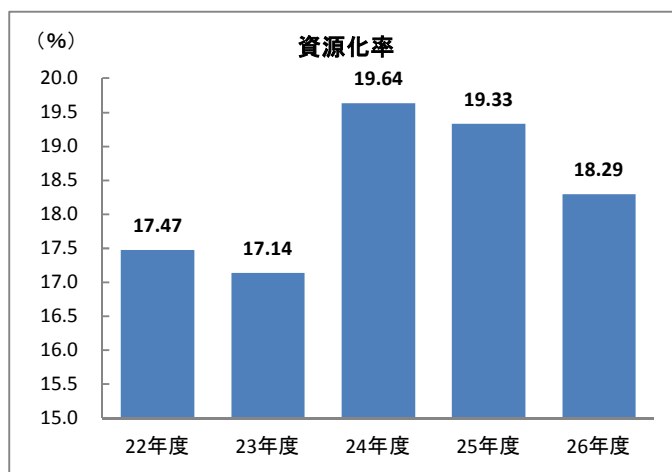
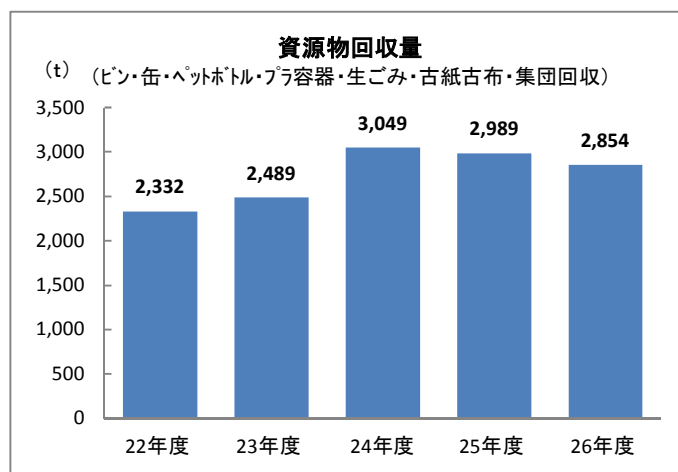
現状と課題

現状

- 可燃ごみのうち、重量比で約 40%を占める生ごみを減らすため、常総環境センターで行っている「生ごみ堆肥化モデル事業」を推進しています。また、家庭用の生ごみ処理機を購入した世帯には、1 世帯 20,000 円を限度に補助しています。
- 平成 3 年度から資源物の集団回収報奨金制度を設け、ごみの再資源化を促進しています。
- 平成 24 年度から、ごみの分別方法を、資源物の回収を増やした 5 種 16 分別に移行しました。加えて、その種類に応じて、収集方法をごみ集積所での収集、個別収集(粗大ごみ)、拠点回収(有害ごみ・小型家電)と区分することで、ごみの適正処理を進めています。
- 市内から排出された一般廃棄物の処理及び資源化については、周辺市との連携(常総地方広域市町村圏事務組合)により対応を進めています。

課題

- 資源物の回収量は減少傾向にあります。また、ごみの資源化率も伸び悩んでいる状況です。引き続き、分別の周知や啓発活動を進めていくことが必要となっています。特に、材質ではなく用途で分別する必要のあるプラスチック製容器包装等は、こうした活動を重点的に実施することが必要です。
- 市民からは、ごみの分別負担の緩和を求める声も聞かれます。しかしながら、本市にはごみの最終処分場がなく、現在、他の自治体に依頼している焼却残渣・不燃残渣等(※2)の受入を継続していくためにも、ごみの資源化・減量化が必要です。ごみの分別の背景・必要性や、本市のごみ処理にかかる環境等を含め、5 種 16 分別によるごみ収集への理解を求めていくことが必要です。



施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 ごみの減量化	家庭・事業者から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを減量します。 ◎生ごみ処理機の普及促進 ◎生ごみ堆肥化モデル事業への参加 ◎ごみ分別（5種16分別）への理解促進
2 再資源化への取組	ごみの再資源化に積極的に取り組みます。 ◎資源物回収団体への支援（資源物回収報奨金交付等） ◎資源物回収、ごみ資源化の周知・啓発
3 廃棄物の適正処理	ごみの分別を徹底し、再利用可能な資源の有効利用を図ります。 ◎守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の展開

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●ごみの分別を徹底します。 ●資源物集団回収に協力し、資源化率の向上を図ります。	●ごみの正しい排出方法の啓発など、分別収集に対する理解促進に取り組みます。

部門別計画

◇ 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成25年度～平成34年度）



用語解説

- ※1 【「常総環境センター搬入される「ごみ」】 家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物（常総環境センター搬入分））及び事業系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（常総環境センター搬入分））
- ※2 【焼却残渣・不燃残渣等】 可燃ごみを焼却・熔融処理した後に残るスラグ（処理後、固化してできる人工砂）や灰、ガラス破片や陶磁器類等を細かくしたものの、有害ごみ。

施策の目指す姿

○防災への取組によって、市民が安心して生活できるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	災害面で安全に暮らせると思う市民の割合	80.5%	82.0%

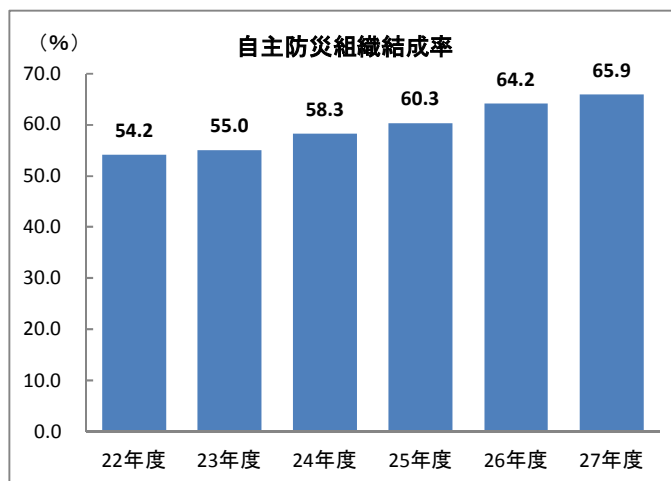
現状と課題

現状

- 「守谷の地域防災を考える会」との協働、自主防災組織活動育成事業補助金の活用により、自主防災組織結成促進活動を展開しています。
- 防災訓練は、自治会単位での実施を促進しています。また、災害時支援体制の要となる「自助」「共助」の理解を深めるため、発災対応型防災訓練（※1）を実施しています。
- 避難所として指定している施設の耐震化は全て完了しました。避難所の収容人数も、避難想定人口を大きく上回る量が確保できています。福祉避難所については、平成 27 年度に新たに 3 施設と協定を締結しました。
- 平成 26 年度には、新たに岐阜県羽島市と災害時の相互応援協定を締結しました。
- 市内 8 箇所に超高密度気象観測システム POTEKA を設置しました。市内に約 2km 間隔で気象観測機器を設置することで、市内の気象情報がピンポイントで確認できる体制になりました。観測された情報は、専用ホームページで閲覧できる環境を構築したことから、防災対策への利用のほか、イベント時の天候確認など、幅広い活用ができます。

課題

- 自主防災組織の結成率は、茨城県内の平均よりも低い水準にとどまっています。また、災害に対する事前準備など、市民一人ひとりへの防災意識の浸透にも課題が見られます。今後は、一層の自主防災組織の結成促進や育成強化を進めていくほか、幅広く継続的に意識啓発活動に取り組んでいくことが必要となっています。
- 備蓄食料は必要な量を確保できていますが、今後は、各地区の防災倉庫内の備蓄食料の集中管理などに取り組み、適切な備蓄食料の配分を行っていくことが必要となります。
- 平成 27 年 9 月には、隣接する常総市において大規模な洪水被害が発生しました。こうした大規模災害発生時に市民がスムーズな避難行動をとれるよう、効果的な情報発信方法等について再度検証・改善していくことが求められています。
- 自治会等との連携により、災害時の避難行動において支援を必要とする方への対応策を、一層充実させていくことが必要です。



施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	市民の防災意識の向上	市民の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように努めます。 ◎ 自主防災組織の結成促進と活動支援 ◎ 発災対応型防災訓練の実施と地域防災行動力の向上
2	災害時における行政による支援体制の強化	支援体制を強化し、災害時の被害が軽減され、避難者が食料や物資等の支援を受けられるよう努めます。 ◎ 守谷市地域防災計画の改定 ◎ 防災用資機材や非常用食料等の備蓄・適正管理 ◎ 防災システムの維持管理と適切な情報発信
3	避難行動要支援者の避難支援	避難行動要支援者が安全に避難し、適切な避難生活が送れるよう努めます。 ◎ 避難行動要支援者登録者の避難支援体制の整備

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 「自らの身は自ら守る」という意識を持ち、各家庭で食料や飲料の備蓄や非常持出品の準備を行うなど自主的に災害に備えるとともに、防災訓練に積極的に参加します。 ● 災害発生時には、それぞれの地域で力を合わせ、できる範囲で救助・援助活動を行います。 ● 自治会は、自主防災組織の結成に努めるとともに、地域のコミュニケーションを活発化し、避難行動要支援者の把握に努めます。	● 自主防災組織結成に向けた自治会の取組を支援します。 ● 災害が発生したときは、迅速に被害状況を把握できる体制をつくるとともに、被害拡大防止のための行動がとれるよう日頃から訓練を行います。 ● 食料、備品、資材、機材等の備蓄を行います。 ● 防災訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、地域との連携を強化します。 ● 避難行動要支援者を日頃から把握し、援助体制を整備します。

部門別計画

◇ 守谷市地域防災計画（改定年度：平成 19 年度）



用語解説

※1【発災対応型防災訓練】シナリオのない現実的な初動対応訓練のこと。普段の生活の場である自分たちの地域での災害を想定して、地域住民の防災行動力の向上を図ることを目的とする訓練。

施策の目指す姿

○市民の生命・身体・財産が守られるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	火災発生件数（年間）	10 件	8 件
2	火災による死傷者数（年間）	3 人	0 人
3	市の救急体制が整っていると思う市民の割合	77.3%	80.0%

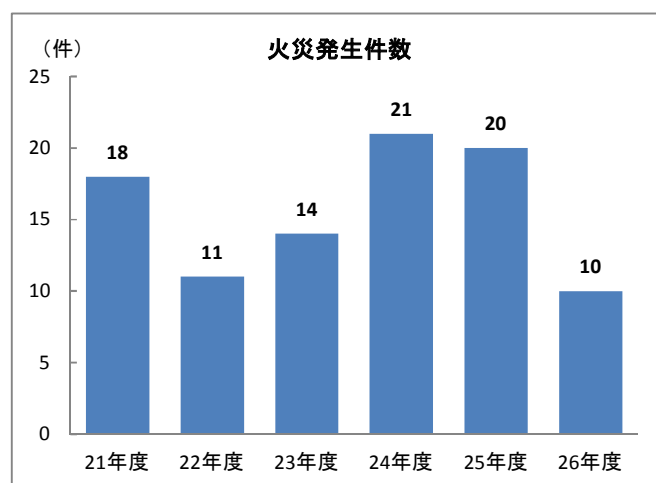
現状と課題

現状

- 消防・救急に関する業務については、主に常総地方広域市町村圏事務組合の常総広域消防本部で取組が進められています。消防署員数の増員や最新型の消防車両の導入などにより、消防体制の充実強化を進めています。
- 茨城県では、消防の充実強化を図るために県内消防本部の広域化を検討しており、その一環として、消防本部ごとに運用していた消防・救急無線の県内共同運用が、平成 28 年 6 月から開始される予定です。
- 救急車の出動回数は、人口の増加に伴い増加しています。
- 平成 22 年度から、茨城県でドクターヘリの運用が開始されています。市内にはランデブーポイント（場外離着陸場）が 11 箇所設置されています。

課題

- 市内の消防団に配備している消防車両の老朽化が進んでおり、今後は計画的な更新が必要となります。
- 人口の増加による交通量の増大などもあり、救急車の現場到着までの所要時間はなかなか短縮できていません。そのため、救急車に同乗する全ての救急救命士が薬剤投与できるように教育を行うなど、代替策の強化が必要となっています。また、普通救命講習の受講者増加などにより、市民による応急措置を可能とする取組も必要です。
- 平成 18 年度の消防法改正により義務化された住宅用火災警報器の設置率は、依然として 65.2%にとどまっています。また、市民による防火対策にも向上余地が残っており、火災による死傷者も発生しています。今後も継続的な啓発活動を展開し、一層の防火対策の必要性について理解を促していくことが必要です。



施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	消防体制の強化	火災現場への迅速な出動や消火が行える体制を目指します。 ◎ 消防車両器具の維持管理・更新 ◎ 消火栓等の消防施設の整備・更新
2	救命・救急体制の充実	迅速な救急出動や適切な処置を行い、いち早く医療機関に搬送できる体制を目指します。 ◎ 救急救命士の定期的な教育による育成 ◎ 応急措置に対する市民意識の啓発
3	市民による防火対策の充実	市民の防火意識の向上と、火災の発生率低下を目指します。 ◎ 消防団員への定期的な教育訓練などの実施 ◎ 防火対策の必要性についての市民理解の促進

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 消防団に入団し、地域の消防体制の強化に努めます。 ● 救急車の適正な利用に努めます。 ● 常に防火意識を持ち、家庭への消火器や火災警報器を設置します。	● 広域消防と市消防団の火災時の協力体制を強化し、迅速な消火に努めます。 ● 市消防団による火災予防の啓発活動を行います。 ● 普通救命講習会の実施など、市民の救命救急知識の向上に努めます。 ● 自治会等の初期消火訓練に消防団を派遣します。



施策の目指す姿

○交通事故の少ないまちをつくります。

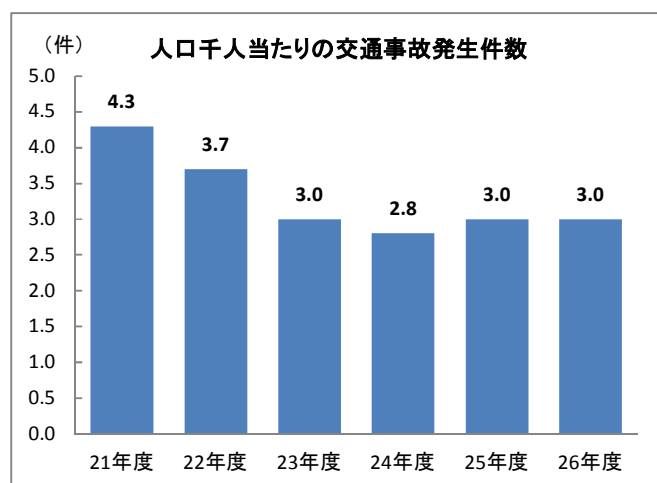
施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	人口千人当たりの交通事故発生件数 (年間)	3.0 件 (平成 26 年)	2.8 件 (平成 33 年)

現状と課題

現状

- 交通安全街頭キャンペーンや児童の登校時における街頭指導、幼児・児童生徒を対象とした交通安全教室の開催などにより市民の交通事故防止を進めてきた結果、平成 26 年の交通事故発生件数は 190 件（人口千人当たり約 3 件）であり、常総地方広域市町村圏内自治体の平均（3.5 件）や県平均（4.3 件）と比較すると、交通事故の発生は少ない状況です。
- 交通安全教室については、保育所（園）や幼稚園、小学校での開催が定着しています。平成 26 年度からは新たに守谷高校で開催し、さらに老人クラブでの開催回数も増加するなど、交通安全教室への参加者数は増加しています。
- 交通安全施設についても、計画的な修繕などの対応を進めてきた結果、不具合の発生件数は減少傾向にあります。
- 児童の登校時の安全確保については、通学補助員による見守り活動や注意・指導の実施など、取組の強化を進めています。



課題

- 交通量の増加に伴い道路の新設を進めてきたことに加え、幹線道路を中心にセンターラインの摩耗なども発生しています。また、各種交通安全施設の老朽化も進んでいることから、今後は優先順位をつけた計画的な維持管理を行っていくことが必要となっています。
- 市民からは、信号機設置の要望が多く見られます。設置主体である茨城県公安委員会に対して、継続的な働き掛けを実施していくことが必要です。
- 全国的に、児童生徒の通学時における交通事故の発生が見られます。児童生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路安全点検の実施などにより、改めて危険箇所を精査・確認の上、適切な対策を講じていくことが必要です。
- 自転車の危険走行などに対する市民からの苦情が増加傾向にあります。また、高齢者の増加に伴う高齢者がかかわる交通事故の増加や、スマートフォンの普及に伴う「歩きスマホ」の増加など、新たな懸念も発生しています。交通安全は日常の心掛けが非常に重要であることから、人の集まる場所での啓発活動や交通安全教室への参加団体拡大、自転車・歩行者・高齢者を対象とした啓発活動の実施などを通じて、より広範に周知活動をしていくことが必要となっています。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 交通安全施設等の整備	危険箇所を減らし，道路の安全性向上を目指します。 ◎交通安全施設の整備と計画的な維持管理 ◎通学路の安全点検実施と対応
2 交通安全意識の向上	交通ルールやマナーの向上を目指します。 ◎交通安全街頭キャンペーンや交通安全教室の実施 ◎通学補助員による街頭交通誘導及び指導の実施 ◎放置自転車への対応 ◎自転車通学用ヘルメットの購入補助

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●交通安全施設の破損など不具合を発見した際には，市への報告に努めます。 ●交通ルールを守り，交通安全に努めます。	●交通事故防止のため，交通安全施設の整備及び維持管理を行います。 ●交通安全啓発活動や交通安全教室を通して，市民の交通安全意識の高揚を図ります。

部門別計画

◇ 守谷市交通安全計画（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）



施策の目指す姿

○市民が犯罪から守られ、被害に遭わないまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	人口千人当たりの刑法犯認知件数 (年間)	11.4 件 (平成 26 年)	10 件 (平成 33 年)

現状と課題

現状

- 「毎日、どこかで、誰かがパトロール」を合言葉に、市内 3 交番を拠点とし、守谷市防犯パトロール隊による通学路を含めた防犯パトロールを実施しています。また、取手警察署長と取手地区防犯協会長から委嘱された防犯連絡員との連携した防犯活動を進めています。加えて、平成 21 年度からは、防犯指導員（警察官 OB）による防犯パトロール、防犯講話等の防犯活動を実施するなど、様々な活動を進めています。こうした活動成果もあり、人口増加・都市化が進む中でも刑法犯認知件数は、減少傾向が続いています。
- 従来から設置していた守谷駅の監視カメラに加え、市内全域を対象に、平成 26 年度に 60 基、平成 27 年度に 50 基の防犯カメラを設置しました。
- 市民からは、防犯灯の設置要望が多く見られることから、防犯灯の計画的な設置を進めてきました。併せて、平成 23 年度からは防犯灯の LED 化を進めています。
- 市が実施している消費生活相談における相談件数は、平成 22 年度以降、年間 400～450 件程度での推移が続いています。

課題

- 防犯情報メールサービスへの登録数等が低迷しています。きめ細かな啓発活動を継続していくことに加え、市民が防犯活動に参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。
- 都市化に伴い犯罪の巧妙化が進んでいることから、防犯連絡員の更なる拡充などにより、警察署と防犯連絡員協議会の連携による防犯活動を強化していくことが必要です。
- 登下校中の児童生徒への不審者による声かけ、露出、つきまとい等が、特に学校から比較的離れた場所で発生しています。学校・保護者・警察・地域と連携した防犯パトロール、集団での登下校の徹底などの対応強化が求められています。
- 防犯灯・街路灯や防犯カメラの設置拡大に対する市民ニーズが確認されています。防犯灯については、これまで以上の照度確保や経費削減を進めるため、LED 灯への早期切り替えを進めていくことが必要です。また、犯罪抑止効果が期待される防犯カメラについては、計画的な整備・設置を進めていくことが求められています。
- 悪質商法等は、年々複雑化・巧妙化しています。また、最近では二重電話詐欺が急増しています。専門相談員の知識・スキル向上、情報提供強化による一層の消費者意識の高揚など、対応を強化していくことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 防犯意識の向上	犯罪から自らを守る対策の啓発に努めます。 ◎ 防犯連絡員，セーフティ・マイ・タウンチーム員（※1），青少年相談員等との連携強化 ◎ 啓発活動，パトロール活動の実施
2 地域で行う防犯活動の推進	地域ぐるみの防犯活動が実践できるようにします。 ◎ 市民パトロール活動の充実〔総合戦略〕 ◎ 不審者情報や犯罪発生状況等の情報の発信 ◎ 「青少年の健全育成に協力する店」への登録促進
3 まちの防犯機能の充実	防犯施設等を設置し，犯罪の抑止や安全性の向上に努めます。 ◎ 防犯灯・街路灯の拡充，防犯カメラの設置〔総合戦略〕 ◎ 警察職員の任用〔総合戦略〕
4 消費者の安全・安心の確保	消費トラブルの未然防止や被害の軽減に努めます。 ◎ 消費生活専門相談員による消費生活相談の実施 ◎ 啓発活動，出前講座等の開催 ◎ 警察，金融機関と連携した二セ電話詐欺に関する啓発活動の展開

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 一人ひとりが常に防犯意識を持ち，戸締りを確認する，自転車に施錠する，自動車に貴重品を置かないなど，犯罪に遭わないように努めます。 ● 近所とのコミュニケーションを図り，パトロール活動などの防犯活動に協力します。 ● 防犯灯等の防犯施設の破損など不具合を発見した際には，市への報告に努めます。 ● 一人ひとりが常に自覚を持ち，犯罪被害に遭わないように努めます。	● 警察や関係機関からの情報を市民に提供し，市民の防犯意識を高めます。 ● 警察や防犯活動団体等と連携し，地域の防犯活動を促進します。 ● 防犯灯・街路灯の整備及び維持管理を行います。 ● 消費生活センターの充実と市民への周知を図ります。 ● 消費トラブルに関する情報の提供に努めます。



用語解説

※1【セーフティ・マイ・タウンチーム員】1995年（平成7年）に茨城県で開始した，警察と住民が協力した防犯活動の形態。

政策2 健やかに暮らせるまち

(健康福祉)

施策の目指す姿

○子どもを安心して育てることができるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	安心して子育てができるまちだと思える子育て世帯の割合	84.2%	85.0%

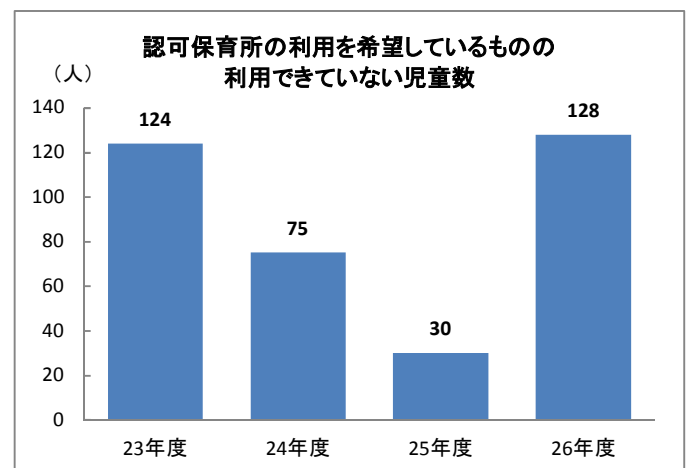
現状と課題

現状

- 市内には、認可保育所が 10 箇所、認定こども園が 2 箇所、小規模保育事業所が 1 箇所あります。平成 28 年度には、認可保育所が 1 箇所、小規模保育事業所が 2 箇所新設される予定です。
- 「ファミリーサポートセンター事業」として、サポーター宅で子どもを預かる「在宅援助活動」と、市民交流プラザ内の 1 室で子どもを預かる「一時預かり」を実施しています。平成 27 年度からは、利用者が増加している「一時預かり」の利用時間を最大 8 時間に延長しました。
- 児童センターは、指定管理者制度（※1）を導入して運営しており、延べ利用者数は増加しています。
- 放課後児童クラブは、平成 26 年 3 月から学校休業時における保育開始時間を 30 分早くし、午前 7 時から実施しています。平成 27 年 4 月からは、受け入れ対象年齢を小学校 6 年生にまで拡大しました。
- 転入してきた市民に対しては、「ようこそ守谷」等の行事を通じ、子育て支援施設・施策を周知しています。
- 平成 27 年 10 月に、子どもの遊び場確保と保護者の交流の場の提供を目的とした「守谷駅前親子ふれあいルーム」を守谷駅前（アワーズもりや内）に設置しました。
- 平成 26 年度に、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的かつ計画的な取組を進めています。

課題

- 認可保育所の利用を希望しているが利用できない児童が発生しています。引き続き、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の提供体制の確保を進めていくことが求められています。
- ファミリーサポートセンター事業利用者が毎年増加しており、サポーターの人員増強が必要な状況です。
- 児童クラブの利用者も、年々増加しています。また、利用者の中では、生活面や行動面において支援を必要とする児童も増加しています。今後は、施設の確保を進めるとともに、指導員の増員などへの対応も必要です。
- 子育てに悩みや不安を抱えている保護者の割合が上昇しています。子育て中の親同士の交流を促進する場・機会を確保するなど、保護者が子育てを楽しんでいると感じ、子育ての悩みを気軽に相談できる環境の整備・拡充が求められています。



施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	多様な保育サービスの提供	保護者が、子どもを預けて、安心して就労できるサービスを提供します。 ◎保育サービス量の確保〔総合戦略〕 ◎一時預かり保育，延長保育，病後児保育等の充実〔総合戦略〕 ◎ファミリーサポートセンター事業の充実〔総合戦略〕 ◎障がいの有無に関わらず安心して利用できる保育サービスの提供〔総合戦略〕
2	安心して遊べる場の提供	子どもが、安全に遊び、学び、世代交流できる場を提供します。 ◎公園等の再整備（親水環境整備等）〔総合戦略〕 ◎児童センター・放課後子ども教室・児童クラブの充実・民間事業者との協働
3	子育て不安の解消と交流の場の提供	子育てに関する支援を受ける機会や，知人友人との相談や情報交換ができる場を提供し，保護者の不安解消や精神的負担の軽減を目指します。 ◎地域子育て支援拠点の拡充（地域子育て支援センター，守谷駅前親子ふれあいルーム等）〔総合戦略〕 ◎子育て支援情報の発信強化と保護者交流の支援〔総合戦略〕
4	子育ての経済的負担の軽減	保護者の経済的負担を軽減します。 ◎妊娠・出産や就園などに対する支援〔総合戦略〕 ◎医療費等に対する支援〔総合戦略〕 ◎新たな経済支援のあり方の検討〔総合戦略〕 ◎ひとり親世帯の日常生活・自立への支援

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●保護者は，子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。 ●児童センター等を積極的に利用します。 ●保護者は，様々な行事等に積極的に参加します。	●認可保育所の利用を希望しているが利用できない児童の解消のため，保育サービス量の確保に努めます。 ●子どもの安全な居場所，安心して遊べる場を確保・提供します。 ●子育てに関する活動や相談事業の場を提供します。 ●各種経済的支援策については，迅速に審査します。

部門別計画

◇ 守谷市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）



用語解説

※1【指定管理者制度】公の施設について，管理・運営を民間事業会社やその他の団体に委託することができる制度。公の施設の管理・運営に民間等のノウハウを導入することで，効率化を目指す。

施策の目指す姿

- 健康に配慮し、自立した生活を送り続けることができるまちをつくります。
- 一人ひとりの状態や状況に応じた介護サービスを受けることができ、安心して生活ができるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	自立高齢者の割合	88.2%	90.0%
2	要支援認定者のうち現状維持・改善した人の割合	90.8%	90.0%

現状と課題

現状

- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム（※1）」の構築実現に向けた取組を展開しています。
- ボランティアや指導員と一緒に音楽や体操、会話を楽しみ、健康維持や新たな出会いの場を提供する「出前サロン」を市内 26 箇所に設置しています（平成 27 年 7 月現在）。
- 認知症予防活動ボランティアとして「脳活コーチ」を育成し、「出前サロン」や「いきいきプラザ・げんき館」において、地域での予防活動実践の支援を実施しています。
- 「いきいきプラザ・げんき館」では、各種プログラムを提供し、日常生活動作の維持や社会参加の機会を確保しています。また、「生き生きげんき運動教室」では、運動器の機能向上プログラムを提供しています。
- 地域包括支援センターでは、主治医・ケアマネジャー等との他職種協働や地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメント（※2）の後方支援活動を実施しています。
- 高齢者福祉サービスとして、「軽度生活援助事業（外出時の援助、日常生活に必要な支援等）」や「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」、「ひとり暮らし高齢者乳製品配付事業」等を実施しています。

課題

- 市内の高齢者のうち地域活動に参加している方の割合は年々低下しており、加えて参加者にも偏りが生じています。高齢者は、今後のまちづくりにおいて重要な担い手となることから、高齢者の地域への一層の参加を促すため、まちづくりの担い手として必要であることを理解していただくような周知活動の強化が必要となっています。
- 地域包括ケアシステムの構築は、医療・介護・予防・住まい・生活支援等を一体に提供する必要があることから、まちづくり全体の問題として対応していくことが必要です。
- 国の施策方針として、「施設入所」から「地域生活への移行」が推進されています。全庁的な対応を進めていくことはもとより、「地域包括支援センター」や「在宅介護支援センター」等をはじめとした体制の再整備の検討が必要です。
- 平成 29 年度から、介護予防・日常生活支援総合事業の開始が求められています。通所型サービスにおける多様なサービスの検討、リハビリテーション専門職等によるアセスメント（※3）訪問や生活機能向上を目的とした通所との連携、リハビリテーション専門職等の確保などが課題となっています。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	生きがいつくりの機会と社会参加の促進	仕事や趣味，スポーツ等の生きがいをもつ高齢者を増やします。 地域活動などに参加する高齢者を増やします。 ◎ 求人・求職マッチングの支援〔総合戦略〕 ◎ シルバー人材センターとの連携強化〔総合戦略〕 ◎ 集いの場の提供，交流・趣味活動ができる場の提供〔総合戦略〕 ◎ シニアクラブ等の活動の支援
2	高齢者の介護予防の推進	健康づくりをする高齢者を増やします。 介護が必要とならない体力を保ち，自立して行動できる高齢者を増やします。 ◎ 健康づくりのきっかけの提供〔総合戦略〕 ◎ 通所による高齢者同士の交流，日常生活動作訓練，趣味活動等の各種サービスの提供 ◎ 地域ボランティアによる介護予防活動の推進支援
3	介護保険の適切なサービス提供	要支援・要介護認定者に対して，適切なサービスを提供します。 ◎ 地域包括ケアシステムの構築 ◎ 介護支援専門員や介護サービス事業所への支援 ◎ 介護給付に関するケアマネジメントの実施
4	高齢者福祉サービスによる支援	高齢者の日常生活における負担が軽減され，安心して生活ができるよう支援します。 ◎ ひとり暮らし高齢者の緊急通報体制等の整備や日常生活の支援 ◎ 介護保険該当外サービスの提供

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 高齢者自身が，住み慣れた地域で，仕事や趣味，スポーツなど生きがいを持って生活できるよう，積極的に社会参加します。 ● 家庭や地域は，高齢者の役割を認識し，敬意，居場所づくり等高齢者の社会参加に協力します。 ● 介護予防となる健康増進の取組に積極的に参加します。 ● 過剰な介護によって自立を妨げないようにします。 ● 「要介護者自身ができること」を見つけ，その状態に応じて家庭内での役割を持たせるよう努めます。 ● 健康に配慮し，自立した生活を送り続けられるように努めます。	● ハローワークやシルバー人材センター等との連携を強化し，高齢者の就業を促進します。 ● 高齢者の居場所づくりを支援し，啓発に努めます。 ● 地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ● 自立支援・介護予防に関する事業展開を推進します。 ● 要介護者の状態に応じた，適正で，自立が図れるケアプラン作成を指導するなど，居宅介護支援専門員の資質向上に努めます。 ● ひとり暮らし高齢者等への生活支援サービスの実施に努めます。 ● 介護保険該当外サービスによる日常生活支援の推進に努めます。

部門別計画

◇ 第6期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）

用語解説

- ※1【地域包括ケアシステム】重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう，住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制。
- ※2【ケアマネジメント】介護サービス利用者の要介護状態や生活状況を把握した上で，様々な介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し，そのプランに従ってサービスが提供できるよう事業者との調整を行い，実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務。
- ※3【アセスメント】利用者の問題の分析から援助活動の決定まで，援助活動に先立って行われる一連の手続きのこと。

施策の目指す姿

○地域社会で自立し安心して生活を送ることができるまちをつくります。

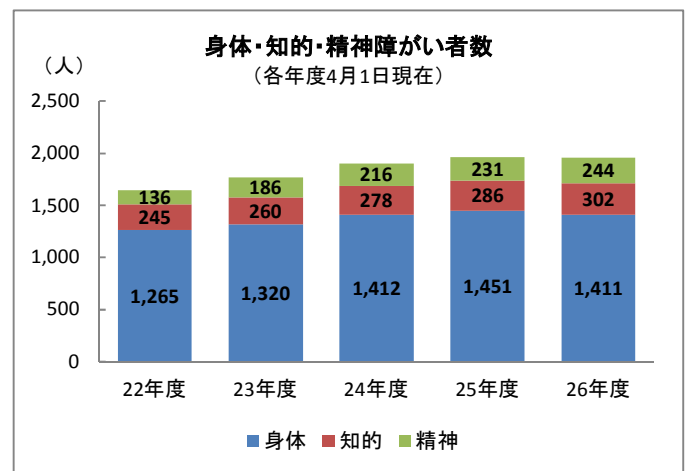
施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	安心して暮らしていると感じている障がい者(保護者)の割合	69.2%	70.0%
2	市内のサービス提供延べ事業所数	35 箇所	41 箇所

現状と課題

現状

- 平成 25 年度から、法改正に伴い、障がい者(児)の範囲が拡大されるとともにサービス体系が見直されました。また、平成 27 年度からは、障がい福祉サービス利用のためには「サービス等利用計画」(障がい児通所支援を利用するに当たっては「障がい児支援利用計画」)の作成が必須となりました。
- 市内には、障がい者(児)のサービス提供事業所(19 箇所)が立地し、様々なサービスが提供されています。
- 障がい者(児)やサービス提供事業者の増加を背景として、各種サービスの利用者は増加しています。
- 平成 9 年度に開始した「こども療育教室」は、平成 24 年度から児童福祉法に基づく児童発達支援事業所として県の指定を受け、発達に心配のある就学前の児童とその保護者に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育指導及び相談を実施しています。また、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期に発達の遅れや障がいを受容し、必要な支援を受けることができるような対応を進めています。



課題

- 重度の障がい者(児)の在宅生活を支援する事業所が市内には少ないため、現状では在宅生活が困難となっています。重度の障がい者(児)を受け入れることのできるグループホーム等、民間事業者との連携により必要な事業者を確保していくことが必要です。
- 国の施策方針として、「施設入所」から「地域生活への移行」が推進されています。事業所をはじめとして、障がい者(児)の日中活動の場所を確保していくことが求められています。
- 障がい者や保護者ニーズの多様化、保護者への支援が必要なケース等、多種多様な支援策が求められています。対象児とその保護者を多角的に支援するため、相談支援体制や、医療・保健・福祉・教育等の関係機関との連携を、更に充実させていくことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	在宅支援の充実	障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行います。 ◎ 障がい者福祉計画, 障がい福祉計画の推進 ◎ 障がいを持つ相談員による相談事業の実施 ◎ 障がい者（児）への社会参加の機会提供 ◎ 各種福祉手当等の経済的支援策の実施 ◎ サービス提供事業所の確保
2	地域生活支援事業の利用促進	障がい者（児）の適性や能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が安心して暮らせるようにします。 ◎ 障がい者地域生活支援サービスの提供 ◎ 手話通訳者の育成
3	福祉施設サービスの充実	障がい者（児）が、通所施設や入所施設で、状態に応じた専門的な指導・訓練を受けながら生活できるようにします。 ◎ 障がい者（児）の自立支援, 福祉サービス利用に対する経済的支援の実施 ◎ 障がい者福祉センターのサービス向上, 利用者の拡大
4	療育指導・相談の充実	相談や健診等により障がいを早期に発見し、適切な療育指導を受けられるようにします。 相談や療育指導を受けることで、保護者の不安を軽減します。 ◎ こども療育教室による指導・訓練, 相談支援の実施

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 障がい者（児）福祉に対する理解を深めます。 ● 地域、団体においては、障がい者（児）の社会参加を支援するとともに、障がい福祉活動への参画に努めます。 ● 地域社会の一員であることを認識し、地域活動やボランティア活動の参加に努めます。 ● 事業者は、障がい者（児）の積極的な雇用に努めます。	● 障がい者（児）福祉の啓発, 広報活動の充実に努めます。 ● 関係機関, 団体との連携強化に取り組みます。 ● 福祉サービスの充実に努め, 生活環境の整備に取り組みます。 ● 早期に療育的支援を受けられるよう療育の場を充実させます。

部門別計画

- ◇ 守谷市障がい者福祉計画（第2期）（計画期間：平成26年度～平成29年度）
- ◇ 守谷市障がい福祉計画（第4期）（計画期間：平成27年度～平成29年度）

施策の目指す姿

- 心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるまちをつくります。
- 生活習慣病による死亡者数が減少するまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	心身ともに健康だと感じている市民の割合	77.8%	80.0%
2	生活習慣病(※1)による標準化死亡比(※2)	89.7	89.7

現状と課題

現状

- 乳幼児健康診査は、未受診者に対し個別訪問などによる受診勧奨を実施した結果、99%と高い受診率を確保しています。また、がん対策として、特定の年齢の市民に無料クーポン券や受診勧奨通知を実施し、がん検診の受診を促進しています。
- 育児情報の提供や産後うつ等の早期発見・支援、育児困難感の解消を目的に、母子保健推進員が行う生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問、保健師等による新生児訪問を実施しています。また、平成 27 年度からは、幼児の発達や親子の関わり方に不安を抱えた保護者を対象に「ペアレントトレーニング教室」を開始しました。
- 平成 25 年度から不妊治療費助成を開始しました。
- 平成 25 年度に「食育推進計画」を策定し、食を通じた健康づくりを進めています。平成 26 年度には「第二次健康もりや 21 計画」を策定し、生活習慣病の発症・重症化予防のための健康づくり事業に取り組んでいます。
- 定期予防接種については、平成 26 年度から茨城県内協力医療機関で接種できる体制が整い、市外医療機関での接種が可能となるなど利便性が向上しています。
- 市内の医療機関は、病院 3 箇所、一般診療所 39 箇所、歯科診療所 40 箇所が確保されており、近隣市町と比べても恵まれた医療サービス水準にあります。
- 休日、休日の夜間の初期救急は取手市医師会病院内で対応する体制としています(取手市、利根町と連携)。また、休日・夜間の小児救急は、総合守谷第一病院と JA とりで総合医療センターの輪番制で対応しています。

課題

- 育児等に関する「相談できる場所やサービス」、「行政からの情報提供」の認知度が低い状況が確認されています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現するため、一層の相談体制の充実を図るとともに、支援サービスに関する情報提供の工夫が必要です。
- 今後、高齢者がますます増加していくことが予想されます。生活習慣病の重症化予防、がんの早期発見・早期治療などのため、特定健康診査、がん検診の受診率向上及び特定保健指導の推進が必要です。
- 10~20 歳代で、食を通じた健康づくりの実践の割合が低い状況です。幼児期や学童期からの食育教育を充実させるとともに、行政や関係機関だけでなく、飲食店や販売店等との連携により幅広く食育を推進することが必要です。
- 新型インフルエンザ等の新たな感染症リスクが増大しています。病原性や感染力の強い新たな感染症については、国や県と連携した危機管理を行っていくことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	母子保健の充実	子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行います。 ◎ 妊婦や乳幼児に対する健康診査の実施 ◎ 乳児家庭全戸訪問，母と子の地域交流会等による母子支援の実施 ◎ 各種教室・講座の開催，相談支援機会の確保
2	健康的な生活習慣の推進	市民が、自ら進んで生活習慣に気を付け、健康的な生活を営むことができるようにします。 ◎ 第二次健康もりや21計画の推進 ◎ がん検診の実施，生活習慣病重症化予防のための保健指導の実施 ◎ 健康づくりのための各種健康教室の開催
3	食育の推進	市民が、食に関する正しい知識を身に付け、食事や栄養に気を付けることができるようにします。 ◎ 食育推進計画の推進 ◎ 食生活改善推進員の養成，活動の支援
4	感染症の予防・拡大防止	感染症の予防と啓発に努め、発生とまん延を防ぎます。 ◎ 各種予防接種の実施，接種率の向上 ◎ 感染症予防体制の充実
5	地域医療体制の確保	市民が、いつでも安心して医療が受けられる体制を整備します。 ◎ 休日及び休日夜間における初期救急患者の医療の確保 ◎ 休日及び夜間における重症救急患者・小児救急患者の医療の確保

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 妊婦乳幼児健診や予防接種を適正に受診します。 ● 各種教室・講座等を積極的に利用します。 ● がん検診，特定健康診査を毎年受診します。 ● ウォーキングなどの運動に積極的に取り組みます。 ● 正しい食習慣を身に付けます。 ● 手洗いや咳エチケット等，個人でできる感染対策を実践します。 ● 身近な所でかかりつけ医を持つとともに，救急診療の適切な利用に努めます。	● 育児支援や健康に関する情報提供と健康相談を実施します。 ● 妊娠・出産期の育児支援事業を充実させます。 ● 受診しやすい検診（健診）体制を構築します。 ● 民間施設への委託や市民との協働により，運動しやすい環境を構築します。 ● 正しい食習慣と健康づくりについて情報発信するとともに，関係機関と連携した取組を進めます。 ● 予防接種の実施や感染症発生情報の収集・提供により感染予防に努めます。 ● 市民が安心して医療を受けられる体制を維持します。

部門別計画

- ◇ 第2期守谷市特定健康診査等実施計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）
- ◇ 第二次健康もりや21計画（計画期間：平成26年度～平成33年度）
- ◇ 守谷市食育推進計画（計画期間：平成25年度～平成28年度）

用語解説

- ※1【生活習慣病】食事や運動，ストレス，喫煙，飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称。本指標は，具体的に悪性新生物，高血圧性疾患，心疾患（高血圧性を除く），脳血管疾患を「生活習慣病」の対象とし，死亡者数は5年間の累計を基に算出している。
- ※2【標準化死亡比】年齢（5歳階級）別の基準となる死亡率（この指標では国を基準とする）に基づき計算される「想定死亡者数」と「実際の死亡者数」とを比較した指標。実際の死亡者数÷想定死亡者数×100で計算される。この値が100以上だと「高い死亡率」，100以下だと「低い死亡率」とされる。

施策の目指す姿

○同じ地域で暮らす市民が、お互いに支え合うという高い意識を持ったまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	50.6%	60.0%

現状と課題

現状

- 自助・互助・共助・公助の重層的な組み合わせの下で、地域ぐるみの福祉を推進するため、平成 24～28 年を計画期間とする「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づく各種取組を展開しています。
- 地域福祉の実現に向けた地区別（守谷、高野、大野、大井沢、北守谷、みずき野）の取組が、地区別実行委員会を中心に各地区で実践されています。
- 地域福祉活動の活性化を支援するため、地域担当の職員を配置する「地域福祉担当職員制度」や、自主的な活動に対する資金支援を行う「地域福祉活動助成制度」を導入しました。



課題

- 「地域福祉計画」に掲げた課題別目標のうち、目標が達成又は完了している施策数は、平成 26 年度末で 65 施策中 12 施策にとどまっています。地域福祉の実現には、一定の時間を要する事項（住民意識の変化など）も多くあることから、「地域福祉計画」の計画期間の見直し（現行 5 年を 10 年に変更など）を含め、長期的な視点を持った取組を進めていくことが必要となっています。
- 今後一層、地区単位でのきめ細かな福祉活動の重要性が高まっていくことが予想されることから、引き続き、地域福祉に対する意識高揚と担い手の育成が求められています。地域福祉の活性化を図るため、「地域福祉活動助成制度」を活用し取り組んだ事業内容を広く周知するなど、活動の輪を広げていくことが必要です。
- 地域福祉の推進に当たっては、市や社会福祉協議会、地区別実行委員会等、多様な主体の関わりが必要不可欠です。社会福祉協議会の活動、地区別実行委員会の地域福祉活動を地域市民に広く知ってもらうために、一層の PR 活動の充実を進めるほか、多様な主体が、それぞれの役割を十分に果たすことができるように、市全体で地域福祉を推進するための体制の充実が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 地域福祉意識の高揚と担い手育成	市民の地域福祉に関する意識を高め、個人又は市民活動団体が地域福祉活動の担い手となるよう支援します。 ◎ 地域福祉計画の推進〔総合戦略〕 ◎ 世代間・地域間の交流の場の提供 ◎ 地域福祉の推進体制の充実
2 多様な地域福祉活動の推進	各種福祉施策の総合的な推進を図るため、多様な主体が行っている福祉活動が活発化するよう取り組みます。 ◎ 各地区地域福祉活動、民間団体が行う福祉活動の支援 ◎ 地域ケアシステム（※1）の推進 ◎ 民生委員や児童委員、更生保護活動等に対する支援
3 社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携強化します。また、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。 ◎ 社会福祉協議会への支援、連携強化

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 地域が抱える問題を解決するため、共に支え合う地域福祉に取り組みます。 ● 市民自らが行うこと、地域でやるべきこと、事業者がやるべきこと、行政と協働でやるべきことを考え自主的に行動します。 ● 社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画に基づく地域活動に参画します。	● 地域福祉の必要性、重要性を啓発します。 ● 地域福祉を推進する人材の発掘・養成に取り組みます。 ● 地域の中で、様々な福祉サービスが適切に利用できるようにします。 ● 自治会をはじめ、まちづくり、地域づくりに参加するコミュニティ活動を支援します。 ● 社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携します。 ● 地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。

部門別計画

◇ 守谷市地域福祉計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）



用語解説

※1【地域ケアシステム】高齢者や障がい者、子育てに不安がある人を対象に、地域コーディネーターが編成する保健・医療・介護・福祉関係者並びに地域住民ボランティアからなる在宅ケアチームにより、在宅での支援を行うシステム。茨城県の独自制度。

施策の目指す姿

○安心して社会保障を受けることができるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	被保険者 1 人当たりの医療費・給付費（年間） （国民健康保険医療費＋後期高齢者医療保険医療費＋介護保険給付費）	1,325 千円	1,465 千円

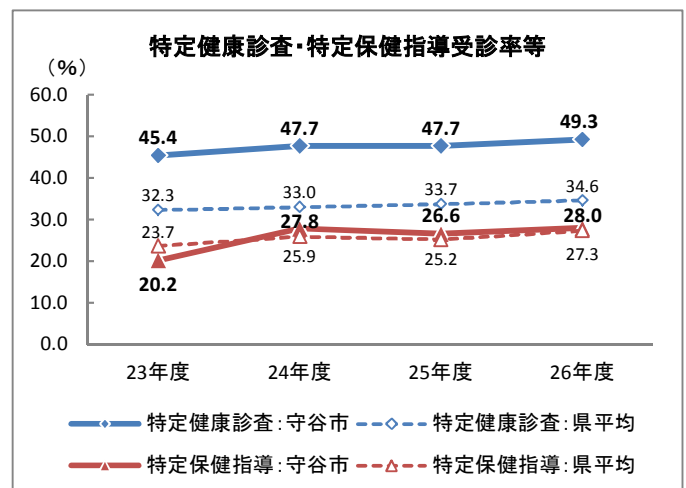
現状と課題

現状

- 国民健康保険の健全な運営を行うため、平成 26 年度に国民健康保険税条例を改正し、国民健康保険税の税率・軽減割合の見直しを実施しました。また、レセプト（※1）点検業務の強化、ジェネリック医薬品（後発医薬品）（※2）の利用促進及び特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上などに取り組んでいます。
- 被保険者の疾病予防、疾病の早期発見を図るため、健診事業（集団健診、医療機関健診、人間ドック等の費用助成）を実施しています。
- 介護保険においては、要介護高齢者の増加に伴い介護サービス利用者も増加し、介護保険の給付額も年々増加傾向にありますが、一人当たりの給付額は一定水準を維持しています。
- 中学 3 年生までの小児（外来診療は小学 6 年生まで）、妊産婦、母子父子家庭、重度障がい者に対し、医療費の助成を実施（県補助事業・所得制限あり）しています。加えて、これを所得制限により利用することができない小児及び妊産婦に対し、市単独事業で医療費を助成しています。
- 平成 27 年度から「生活困窮者自立支援制度」が始まり、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の生活困窮者に対し、「自立相談事業」、「住居確保給付金の支給」により、自立に向けた支援を実施しています。

課題

- 高齢化の進展とともに、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険ともに医療費・給付費は毎年増加しています。国民健康保険事業の適正化・健全化を図るため、これまで同様にレセプト点検業務の強化、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上などに取り組んでいく必要があります。また、予防重視の保健事業や介護予防事業、介護保険における必要なサービス利用による給付の適正化等の対策強化も必要となります。
- 後期高齢者医療保険料の収入未済額が、前年度比較で増加しています。今後は、保険料滞納者への対応策の整理・検討が必要です。
- 生活保護世帯は増加しており、特に高齢者世帯の割合が増加しています。高齢者世帯では、自立が困難な状況にあることが多いため、稼働年齢層にある被保護者に対し、引き続き自立を促進していくことが重要です。
- 市営住宅として 66 戸を提供していますが、建築後二十数年が経過しており、老朽化が進んでいます。



施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	国民健康保険制度の健全な運営	保険制度の理解とともに，適正な負担と利用を促進します。 ◎国民健康保険税の適正賦課，収納率向上 ◎国民健康保険制度の各種事業の適正実施 ◎国民健康保険の趣旨普及 ◎ジェネリック医薬品の利用促進
2	後期高齢者医療制度の健全な運営	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し，高齢者の医療サービスの維持・向上に努めます。 ◎保険料の収納率向上，滞納整理の強化 ◎各種申請や届出の受付対応
3	介護保険制度の健全な運営	保険制度の理解とともに，適正な負担と利用を促進します。 ◎介護保険制度の趣旨普及 ◎介護サービスの内容，費用両面からの給付の適正化に向けた取組の推進 ◎介護保険事業計画の推進
4	医療福祉費支給事務の遂行	医療に係る経済的負担を軽減します。 ◎小児，障がい者，ひとり親家庭及び妊産婦に対する医療費の助成
5	セーフティネットによる自立支援	生活保護や公営住宅等のセーフティネットにより，低所得者の生活支援と自立を促進します。 ◎生活困窮度に応じた保護と，就労や自立の促進 ◎市営住宅の適正な管理・運営

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●国民健康保険税をはじめとする各保険料等を納期限内に納付します。 ●介護保険制度について十分理解し，過剰な介護によって自立を妨げないようにします。 ●適切な健康管理を行い疾病予防を心掛け，必要以上の受診を回避します。	●国民健康保険税等の適正な賦課を行います。 ●レセプト点検業務の強化，ジェネリック医薬品の利用促進など医療費の適正化に努めます。 ●各保険料等の収納率の向上に努めます。 ●各種申請・届出の受付について，丁寧な対応に努めます。 ●各種制度の普及・周知に努めるとともに，制度改正などに対し円滑な対応を図ります。 ●生活保護の決定に当たっては，厳正かつ公平な審査を行います。

部門別計画

◇ 第6期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）

用語解説

※1【レセプト】患者が受けた診療について，医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書のこと。

※2【ジェネリック医薬品（後発医薬品）】新しく開発・販売される「先発医薬品（新薬）」の特許が切れた後に，同じ有効成分で製造・販売される「後発医薬品」のこと。既に有効性や安全性について先発医薬品で確認されていることから開発期間やコストを大幅に抑えられ，結果として薬の値段も先発医薬品と比べて安く設定することができる。

政策3 こころ豊かに暮らせるまち

(教育文化)

施策の目指す姿

- 学校生活を楽しく過ごし、心身ともに健康で人間性豊かな人に成長できるまちをつくります。
- 社会の変化に対応した行動ができる子どもを育成します。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	学校が楽しいと思う児童の割合(小学生)	92.7%	95.0%
2	学校が楽しいと思う生徒の割合(中学生)	85.8%	90.0%

現状と課題

現状

- 平成 25 年度に「きらめきプロジェクト」を立ち上げ、9 年間の義務教育の中で身に付けるべき学習や生活のスキル、家庭学習のあり方について、市全体で統一した指針を策定しました。
- 小学校 1・2 年生と中学校 1 年生を対象に、学習支援ティーチャーを配置しています。また、「サタデー学習支援教室」を開催し、学習に遅れがちな児童の個別指導を実施しています。
- 各校の道徳教育の充実を目指し、「道徳教育推進委員会」を立ち上げました。また、いじめの早期発見・早期対応のために、アンケート調査や教育相談の充実に取り組んでいます。
- 運動量や運動時間を増やすため、体育の授業の進め方の工夫に加え、外遊びを勧める取組を展開しています。
- 学校医による小児生活習慣病予防教室のほか、講師による薬物乱用防止教室、がん予防教室、性教育講演会、栄養教諭による学級活動・給食訪問での食育指導など、発達段階に応じた健康教育を実践しています。
- 土曜日に「A L T (※1) と遊ぼう・話そう」、「English in Action」を実施し、小・中学生が A L T との活動を楽しむ時間を設定しています。また、「守谷市小中一貫外国語教育指導計画」を作成し、全小中学校でこれに基づく指導を実施しています。
- 電子黒板を全学級に、デジタル教科書は小学校の全教科・全学年に(中学校は平成 28 年度)、またタブレットを教職員数分配置しました。併せて、情報教育推進委員会を開催し、各校の優れた実践を共有しています。
- 学校の目標・方針の積極的な情報発信だけでなく、学校運営協力員の評価結果を生かした学校経営に取り組んでいます。

課題

- 学力の定着状況等について、個人差や学校間の格差を是正するとともに、全体の底上げを図るため、平成 25 年度に作成した「学びのプラン」と「家庭学習の手引き」の有効活用と定着に努めていくことが必要です。
- 不登校児童生徒が、特に小学校で増加傾向にあり、出現率は県平均より悪い状況です。特に不登校児童生徒が増加する夏休み後に不登校を増やさないよう、早期発見・早期対応が可能となる個別指導や機動的かつ柔軟性のある支援を展開する教育相談活動の拡充が必要です。
- I C T 機器の活用について、教員間で格差が生じています。引き続き、情報教育推進委員会の開催などにより、各校の優れた実践を共有し、格差是正と能力向上に取り組んでいくことが必要です。
- 児童生徒が社会で生き抜くために必要な汎用的能力養成が求められており、職場体験学習等によるキャリア教育を推進することが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	確かな学力の育成	児童生徒に，基礎的，基本的な知識及び技能を習得させます。 ◎きらめきプロジェクトの推進（「学習スキル」，「家庭学習のてびき」の活用）〔総合戦略〕 ◎サタデー学習支援教室の実施〔総合戦略〕 ◎地域学習のための社会科副読本の編修 ◎特色ある学校づくり，教育活動の実施 ◎非常勤講師（学習支援ティーチャー，社会人ＴＴ（※2））の配置
2	豊かな心を育む教育の推進	児童生徒が豊かな心を育み，良好な人間関係が築けるようにします。 ◎きらめきプロジェクトの推進（「生活スキル」，「守谷しぐさの手引き」等の活用）〔総合戦略〕 ◎スクールカウンセラーの配置，個別指導の充実 ◎機動性・柔軟性ある総合的な教育支援実施のための組織整備と支援策の充実
3	健康と体力を育む教育の推進	児童生徒の健やかな身体を育みます。 ◎食育指導の実施 ◎中学校体育大会の開催支援
4	時代の変化や国際化に対応できる教育の推進	国際化，情報化等の新しい時代に対応した教育を実施します。 ◎キャリア教育（職場見学，職業体験など）の拡充〔総合戦略〕 ◎きらめきプロジェクトの推進（外国語教育指導計画に基づく授業改善，守谷 English day の開催，情報教育指導計画に基づく情報スキル・モラル指導）〔総合戦略〕 ◎外国語指導助手（ＡＬＴ）を全校配置と活用 ◎教職員のＩＣＴ活用力の向上
5	開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携	保護者や地域住民との連携が図られた学校を目指します。 ◎アーカスプロジェクトとの連携強化〔総合戦略〕 ◎地域社会への授業公開と積極的情報発信 ◎地域人材の教育活動における有効活用
6	安全・安心な教育環境の整備	児童生徒が，安心して学べる環境を整備します。 ◎校舎の増築・改修，体育館の改修，エレベーターの設置

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●保護者は，学校と連携して学習習慣の確立や豊かな心の育成，健康の保持増進に努めます。 ●保護者や地域住民は，学校の教育活動に積極的に関わります。	●子どもの理解度に応じた学習支援を行います。 ●悩みを抱えている児童生徒に寄り添える相談体制を整備します。 ●栄養教諭の活用や健康に係る事業について，積極的に情報提供します。 ●児童生徒の頑張りや，学校の教育活動について広報紙等で紹介します。 ●学校校舎等の施設については，計画的に改修・増築を進めます。

部門別計画

◇ 守谷市学校教育プラン（計画期間：平成 28 年度～平成 30 年度）

用語解説

※1【ＡＬＴ（Assistant Language Teacher）】学校で外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと。

※2【社会人ＴＴ（Team Teaching）】少人数学級化による習熟度別授業の実施や，教室内で二人の教師が役割を分担した授業の実施など，ＴＴ（ティームティーチング）を行うための非常勤講師のこと。

施策の目指す姿

○学習活動、スポーツ等の生涯学習に意欲を持った取組がなされているまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	生涯学習に取り組む市民の割合	36.3%	45.0%
2	日ごろからスポーツを行っている市民の割合	31.8%	40.0%
3	図書館の貸出点数(年間)	86 万 4539 冊	90 万冊

現状と課題

現状

- 平成 24 年度から公民館に指定管理者制度を導入し、市民ニーズに応じた生涯学習サービスを「公民館講座」として提供しています。併せて、「公民館講座」修了者の自主的活動への移行を促進しています。
- 「第二次守谷市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館のサービス強化、家庭・地域・学校における読書機会の提供、読書環境の整備及び子どもの読書活動を高めるための普及活動を推進しています。
- 体育協会との協働により、スポーツ大会や教室を実施しており、これらへの参加者数は増加しています。
- 文化協会との協働により、芸術祭事業や文化活動を実施しています。加えて、地域活性化を目的に県事業として開始された「アークスプロジェクト」を継続して実施しています。
- 夏休み期間、中高生を国際姉妹都市 2 市（ドイツ連邦共和国バイエルン州マインブルク市、アメリカ合衆国コロラド州グリーンリー市）に 1 年交代で派遣し、ホームステイによる国際交流を実施しています。また、国際姉妹都市からの市民や高校生等の訪問を受け入れ、守谷市国際交流協会とも連携して日本文化体験、市民宅へのホームステイ及び市内学校への訪問など、市民レベルでの交流機会を設定しています。
- 国際交流員(※1)を 1 名配置し、ドイツ文化体験・ドイツ語教室の開催や広報もりやで滞在記を毎月掲載することで、市民に異文化体験の機会を提供しています。

課題

- 市民の生涯学習ニーズに対し、一層効果的かつ効率的に対応していくことが求められています。また、図書館の拡充に対しては、高い市民ニーズが見られます。今後は、指定管理者制度による民間ノウハウの導入などにより、さらなる市民サービスの向上を図っていくことが必要です。
- 健康づくりの観点からも、運動・スポーツ活動の重要性が高まっています。スポーツに取り組むきっかけとしてスポーツ教室等の提供を継続するほか、健康増進のための運動・スポーツの必要性等に関する啓発活動を強化していくことが必要です。また、スポーツに取り組む市民への支援策の検討が求められています。
- より多くの市民に、芸術・文化・歴史に親しむ機会を提供していくことが必要です。
- アークスプロジェクトの実施主体については、NPO 法人等の新たな運営組織に移管することが望ましいと示されています。県と連携しながら、持続可能な運営体制の検討のみならず、市民の芸術・文化活動や学校教育への展開など、まちづくりへの波及・展開策を検討していくことが必要です。
- 市指定の文化財を知っている市民の割合が低迷しています。文化財巡り等のイベント実施を検討するなど、積極的な PR に取り組んでいくことが必要です。
- 経済や観光の国際化の進展に伴い、国際感覚の醸成・育みが求められています。市民の草の根国際交流が促進されるよう、より多くの市民に国際姉妹都市との交流に触れていただく機会をつくる必要があります。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	自主的なサークル活動の支援 と学習機会・場の提供	市民が、生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会・場の提供に努めます。 ◎ 学習機会，交流活動の場の提供 ◎ 図書館，公民館の適切な維持管理と活用 ◎ 子ども読書活動の推進
2	生涯スポーツのきっかけづくり と自主的な活動の支援	市民がスポーツをする機会・場の提供に努めます。 ◎ 各種スポーツ大会・教室の開催 ◎ スポーツ少年団活動の支援
3	親しみを感じる芸術・ 文化の推進	芸術・文化・歴史に関する活動に触れる機会・場を提供し，市民が芸術や文化を気軽に親しめるようにします。 ◎ 芸術・文化活動の発表の場の提供 ◎ アーカスプロジェクトの支援 ◎ 市の芸術・文化のPRと振興
4	文化財を愛する心の育 成	地域の貴重な文化財を後世に継承し，活用します。 ◎ 文化財の保護とPRの推進
5	国際交流の推進	市民が，異文化を尊重・理解して，外国人と接することができるようにします。 ◎ 姉妹都市交流の実施 ◎ 国際交流団体や国際交流員と連携した各種事業の展開

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 生涯学習やスポーツへの意識・関心を持ち，自主的に取り組み，積極的に参加するよう努めます。 ● 芸術・文化・歴史について，鑑賞や活動に積極的に参加します。 ● 市の文化財について知り，興味を持ち，文化財を大切にします。 ● ホームステイの受け入れや国際姉妹都市との事業に積極的に参加します。	● 市民の自主的な生涯学習，スポーツ活動への取組を支援します。 ● 優れた音楽や伝統芸能を鑑賞する機会を提供するなど，芸術・文化活動を活性化させます。 ● 文化財を直接見て触れる機会を設けます。また，貴重な文化財の保護とPRに努めます。 ● 国際交流の機会を積極的に設け，市民の参加を促進するとともに，活動団体を支援します。 ● 国際姉妹都市との交流を中心に，市民同士の草の根交流に取り組みます。

部門別計画

- ◇ 第二次守谷市子ども読書活動推進計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）
- ◇ 文化財保護計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）

用語解説

※1【国際交流員】外国との相互理解と地域の国際化を目的に，市町村等が実施する外国青年招致事業により配置された地域での国際交流事業に従事する外国青年。

施策の目指す姿

○一人ひとりがお互いに人権を尊重し合い、同和問題や児童虐待等の人権問題がない生活を送ることができるまちをつくりまします。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	人権が尊重されているまちだと思える市民の割合	69.1%	72.0%

現状と課題

現状

- 人権意識の高揚を図るため、人権に関する講演会を開催しています。また、人権週間には、人権擁護委員と市内中学校生徒の協力を得て、人権尊重の理念についての理解を深めることができるよう、守谷駅をはじめ、市内スーパーの店頭において街頭啓発を実施しています。
- 人権尊重意識を育むため、市内の小学 4 年生を対象に人権教室を毎年 3 校ずつ開催しています。
- 平成 21 年 3 月に、「守谷市男女共同参画推進条例」の制定及び「守谷市男女共同参画都市宣言」を行いました。また、継続的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていくため、平成 27 年 3 月に「第二次男女共同参画推進計画」を策定しました。
- 平成 22 年に設置した「守谷市男女共同参画推進ネットワーク」と市との共催により、「ぱーとなーしっぷフォーラム」及び出前講座を開催しています。
- 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会（学校・保育所・警察・病院等）内での連携を密にし、児童虐待防止に向けた対応に取り組んでいます。



課題

- 人権問題を自らの問題と捉え、豊かな人権感覚を育んでいくための人権啓発の推進が必要です。
- ライフステージに応じて生き生きと活動するために、仕事や家庭・地域社会のバランスを図ることのできる環境づくりが重要となっています。市民の誰もが多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス（※1）の実現に向けた取組の推進が必要です。
- 児童や高齢者の虐待、DV（※2）等が発生しています。また、育児不安の母親からの相談が増加傾向にあり、これが虐待につながるケースも増えています。こうした事象の早期発見が可能となるよう、相談窓口の充実に加え、市民・事業者・団体等と密に連携が取れる体制づくりの検討が必要です。加えて、市民の虐待についての理解を広げていくとともに、「虐待の疑い」段階のケースについても、躊躇なく通報できる体制整備を図ることが必要です。
- 高齢化が進んできたこともあり、成年後見制度（※3）の相談件数が増加しています。判断能力が低下した高齢者の成年後見制度利用については、必要な支援を行っていくことが求められています。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 人権尊重意識の向上	市民一人ひとりが人権意識を高め、人権を侵害することがない社会を目指します。 ◎人権擁護活動の実施（各種相談，人権週間） ◎同和教育講演会の開催，街頭での啓発活動の実施 ◎文化会館での各種講座・事業の実施
2 男女共同参画意識の向上	男女がともに責任を分かち合い，性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するために，固定的な性別役割分担意識がなくなるようにします。 ◎男女共同参画やワーク・ライフ・バランスへの理解促進〔総合戦略〕 ◎男女共同参画推進計画に基づく各種事業の展開
3 虐待などの人権問題の解消	子ども，高齢者，障がい者，配偶者間の人権が尊重され，虐待などの人権問題が解消されるように努めます。 ◎各機関と連携による発生予防，早期発見，早期対応への取組強化 ◎母親のカウンセリング及び子どもの心理面でのプレイセラピー（※4）機能の充実 ◎成年後見制度利用の支援

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●人権に関する研修会，講演会に積極的に参加します。 ●人権尊重への理解を深め，差別意識の解消に努めます。 ●性別による役割分担意識や事業所内での男女差別解消に努めます。 ●虐待の早期発見に協力します。	●市民の人権意識の高揚を図るため，講演会や街頭啓発など，人権啓発の推進に努めます。 ●人権侵害や差別があった場合，被害者の救済措置を講ずるとともに，再発防止に努めます。 ●男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの啓発・教育を推進します。 ●虐待の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに，気軽に相談できる相談事業の場の提供や複雑で多岐にわたる相談に対応できる体制の整備を進めます。

部門別計画

◇ 守谷市人権施策推進基本計画（策定年度：平成 24 年度）

◇ 第二次守谷市男女共同参画推進計画（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）

用語解説

※1【ワーク・ライフ・バランス】仕事と生活の調和。働く全ての方々が，「仕事」と育児や介護，趣味や学習，休養，地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり，その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

※2【DV（Domestic Violence）】家庭内で起こる，家族に対する暴力的言動や行為の総称。

※3【成年後見制度】精神上的の障害（知的障害，精神障害，認知症等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして，その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

※4【プレイセラピー】遊戯療法。遊びを用いて子どものこころの病気を治療する精神療法。

政策4 快適に暮らせるまち

(都市基盤)

施策の目指す姿

○秩序ある市域が形成され、調和のとれた発展が続くまちをつくります。

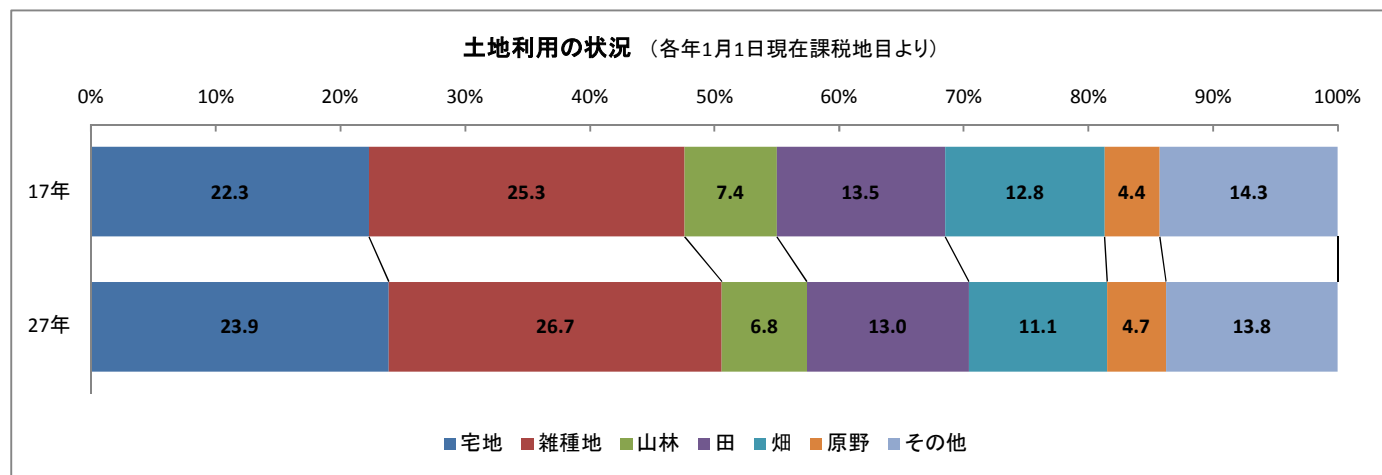
施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	調和のとれた土地利用がされていると思う市民の割合	61.5%	62.0%

現状と課題

現状

- 新たな市街地の整備のための土地区画整理事業は、原東地区（約 2.2ha）が完了し、現在進行中の松並地区（約 41.8ha）も間もなく完了を迎えます。
- 平成 22 年度に、現況に即した用途地域の見直しや高度地区（建築物の高さの規制）の指定などを行いました。
- 都市環境保全のため、建築物や敷地に関する規制を定める地区計画を、市内 13 地区で定めています。
- 平成 26 年度に、本市の都市構造を「拡散型」から「集約型」に転換することを目指す「低炭素まちづくり計画」を策定しました。



課題

- 市街化調整区域の開発抑制などによる環境の保全が求められています。また、都市機能の拡散抑制をするために、民間による開発行為について、本市の土地利用計画に即した規制誘導を行う開発指導要綱等の見直しを検討します。
- 集約拠点地区と位置付ける守谷駅周辺については、現状の土地利用について、駐車場が多い駅周辺での賑わい創出や人が集まるような商業施設の充実などについての意見・要望が多く見られます。今後は、都市機能や公共公益施設等の集積を進め、都市中心拠点としての求心性を高めていくことが必要とされています。
- 都市的な環境と自然との調和・共存が、市民に高く評価されています。現在の都市環境を維持するために、「地区計画」の推進・実現を図っていくことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	計画的な土地利用	市街化区域の有効な土地利用の促進を図ります。 市街化調整区域の無秩序な開発を防ぎ，環境の保全に努めます。 ◎ 守谷駅東口市有地の有効活用〔総合戦略〕 ◎ 低炭素まちづくり計画の推進 ◎ 国土利用計画や都市計画の適正運用
2	適切な規制と誘導	地域地区で定めた規制などにより，適切な土地利用が行われるようにします。 ◎ 建築指導・開発行為の適正運用
3	空き家対策の推進	中古住宅の活用や，特定空家（※1）への対応強化など，空き家の活用と適切な管理を進めます。 ◎ 中古住宅のリフォーム・リノベーション（※2）に対する経済的支援の拡充〔総合戦略〕 ◎ 中古住宅の流通促進〔総合戦略〕 ◎ 多様な視点での空き家・空き店舗活用の促進〔総合戦略〕

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 自然や街並みに配慮した土地利用に努めます。 ● 住宅の適正管理などにより，住宅の資産価値向上・有効資産としての維持に努めます。 ● 適正管理されていない空き家等を見つけた場合は，市へ連絡・相談を行います。	● 秩序ある市街地形成のための都市計画を推進します。 ● 土地利用に関するルール（規制）の周知を図るとともに，適切な指導を行います。 ● 民間事業者と連携しながら，中古住宅の流通促進や空き家の有効活用に努めます。

部門別計画

- ◇ 守谷市都市計画マスタープラン（計画期間：平成 22 年度～平成 37 年度）
- ◇ 第二次守谷市国土利用計画（計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度）
- ◇ 低炭素まちづくり計画（計画期間：平成 26～35 年度）

用語解説

※1【特定空家】倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家のこと。

※2【リノベーション】中古住宅に対して，機能・価値の再生のための改修，その家での暮らし全体に対処した，包括的な改修を行うこと。

施策の目指す姿

○市民が美しいと感じる景観が維持・創出されるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	緑被率(公園・樹林地・農地・草地・水面)	62.0%	60.0%
2	市内には、緑を生かした美しい景観が十分にあると思う市民の割合	75.4%	75.0%

現状と課題

現状

- 屋外広告物の無秩序な掲出は、都市や自然の景観を阻害する大きな要因となることから、平成 26 年に「守谷市屋外広告物条例」を施行しました。
- 緑地の保全を図るため、「保存緑地」の買取りを継続的に実施しています。その結果、平成 26 年度の保存緑地面積(買取以外の「保存緑地」も含む)は 78ha となっています。
- 平成 21 年度から公園のバリアフリー化に着手し、これまでに市内 24 公園中 10 公園で整備が完了しました。
- 市民との協働による公園の維持管理のため、公園まちづくり団体に助成をするとともに、公園里親事業による環境美化や緑化推進事業を実施しています。

課題

- 「住まうまち」として、景観面からの魅力の維持・向上が必要となっています。魅力的な都市景観の形成を進めるため、「守谷市景観計画」について、市民の理解・協力を得られるよう引き続き普及・啓発に取り組んでいくことが必要です。また、「守谷市屋外広告物条例」に基づき、引き続き是正指導を実施していくことが必要です。
- 都市化に伴い、本市の原風景である樹林地をはじめとする緑地が失われつつあります。一方で、都市的な環境と自然との調和・共存が市民に高く評価されており、「緑の維持・拡充」に対する高い市民ニーズがあります。緑地の計画的な取得など、保存に向けた取組を継続していくことに加え、市が取得した「保存緑地」については、効率的な維持管理方法の検討を進めていくことが必要です。
- 街路樹や公園の植栽といった身近な緑は、良好な都市景観・環境のためには重要な要素です。市民との協働により保全への取組強化が必要ですが、公園や植樹柵の管理、花苗の植え付けなどを行うボランティア団体(公園等里親団体)数は伸び悩んでいます。ポスターやホームページ、企業等への働き掛けといった P R 活動の強化などを通じて、組織や団体の発掘・育成を進めていくことが必要となっています。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

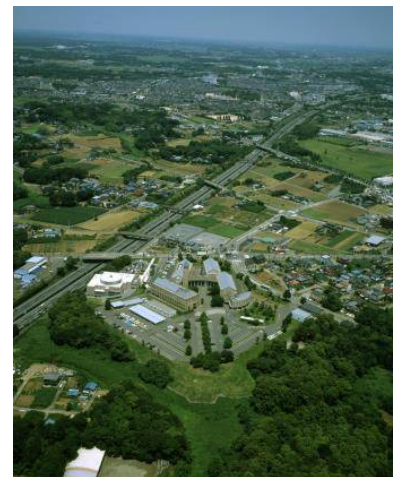
基本事業		主な取組
1	美しい都市景観の形成	市民の景観意識を高め，美しい街並みを創出します。 ◎景観計画の普及・啓発と適正運用 ◎屋外広告物の管理と違反広告物への是正指導
2	緑地の保全	緑が確保されたうるおいある景観を維持するため，市民・行政の協働により緑を保全します。 ◎保存緑地の指定（取得）と維持・保全〔総合戦略〕 ◎緑化推進の啓発
3	公園・街路樹等の維持管理	公園・街路樹等の適切な維持管理を行います。 ◎市民との協働による身近な緑の保全・充実〔総合戦略〕 ◎公園・緑地の維持管理，遊歩道の樹木や街路樹の維持管理 ◎公園施設のバリアフリー化，遊具更新 ◎公園等の維持管理を行う民間団体の育成・支援

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●景観の重要性について理解し，良好な景観の保存や創出に努めます。 ●水や緑の大切さを理解し，自ら又は行政と協働して，自然環境を守るとともに緑化に努めます。 ●行政との協働により，市民共有の緑である公園・街路樹等の維持管理に努めます。 ●屋外広告物条例の主旨や目的を理解し，屋外広告物を掲出する場合のルールを守ります。	●守谷市景観計画の周知を図り，理解と協力を求めます。 ●緑地の保全，公共施設の緑化等に努めます。 ●公園や街路樹の整備に努めるとともに，協働による公園管理を推進します。 ●屋外広告物を掲出する場合のルールや運用についての理解を促進します。

部門別計画

- ◇ 守谷市景観計画（策定年度：平成 19 年度）
- ◇ 守谷市屋外広告物条例（策定年度：平成 25 年度）
- ◇ 守谷市違反広告物是正指導要綱（策定年度：平成 26 年度）
- ◇ 守谷市緑の基本計画（計画期間：平成 14 年度～平成 32 年度）



施策の目指す姿

○市民が安全で快適に移動できるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	市内の道路は安全に通行できていると感じている市民の割合	71.7%	75.0%
2	公共交通に対する市民の満足度	48.6%	57.0%

現状と課題

現状

- 市民等からの意見・要望を踏まえ、順次、道路の拡幅改良工事を実施しており、現在の道路改良率（※1）は約 68%となっています。
- 市民からの情報提供や団体等の道路パトロールによる先行的な対応を進めており、道路の補修要望件数は減少傾向です。
- 都市計画道路は、現在事業認可を取得している 2 路線について順次整備を進めていきます。併せて、都市計画道路全体のネットワークの見直しを進めています。
- 市内には、公共交通空白地域を解消することを目的としたコミュニティバス（バス 6 台／3 ルート、年中無休）と、民間の路線バスが運行されています。平成 25 年度に運行ルートを見直したことで、コミュニティバスの利用者数は増加傾向です。一方で、民間路線バスの利用者は微減となっています。
- 鉄道については、人口増加を主要因に、市内に駅のある 2 路線（つくばエクスプレス、関東鉄道常総線）ともに利用者数は増加傾向です。

課題

- 道路の拡幅改良整備を求める意見や要望が、多数寄せられています。順次、拡幅改良などの対応を進めていますが、今後は時間や経費を勘案した計画的な対応が必要です。また、道路舗装面の陥没などによる自動車事故が発生しないよう先行的な点検による予防補修を強化していくことも必要です。
- 橋梁の老朽化が進んでいます。「橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な橋梁補修を実施していくことが必要です。また、市民からは、広域的な道路ネットワークの整備が求められており、都市計画道路供平板戸井線の整備（新滝下橋を含む）、都市軸道路利根川架橋の実現に向けて、沿線自治体と連携して取り組んでいくことが必要です。
- 市民の「バスの利便性」に対する期待が大きいことに加え、高齢化の進展などにより、運転免許を持たない市民等の「交通弱者」が増加しています。コミュニティバス・民間路線バスの連携や新たな公共交通の導入などにより、利便性の高いネットワークとしていくことが求められています。
- 本市の魅力でもある通勤・通学の利便性をより向上させていくことが必要です。そのため、つくばエクスプレスの車両編成の 8 両化や東京駅延伸について、沿線自治体と連携して、継続的に取り組んでいくことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	未改良道路の整備	歩行者・自転車・自動車が快適に通行できるよう，生活道路の整備を進めます。 ◎生活道路等の必要に応じた拡幅・改良などの実施
2	道路の適切な維持管理	歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるよう，維持管理や補修を行います。 ◎道路の補修・改修による適切な維持管理 ◎橋梁長寿命化のための計画的な修繕の実施
3	都市計画道路の整備	市内の移動がスムーズにできるよう，道路ネットワークとして計画されている都市計画道路の整備を進めます。 ◎坂町清水線の整備推進 ◎みずき野大日線の整備推進 ◎都市軸道路利根川架橋，都市計画道路供平板戸井線の整備促進
4	公共交通網の充実	バス，鉄道等の公共交通による快適な移動を確保します。 ◎つくばエクスプレスの車両編成の8両化や東京駅延伸の促進 ◎公共交通ネットワークの再構築〔総合戦略〕 ◎市内循環バス（コミュニティバス）の利用促進策の実施

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 道路に通行の妨げとなる物を置かないなど，良好な道路環境の維持に努めます。 ● 道路の不具合等について，市への速やかな連絡に努めます。 ● 都市計画道路の整備や生活道路改良の重要性，必要性を理解します。 ● バス・鉄道等の公共交通を積極的に利用します。	● 道路管理者として，適切に市道を維持管理します。 ● 都市計画道路を計画的に整備します。 ● これまで以上に利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。

部門別計画

◇ 守谷市橋梁長寿命化修繕計画（策定年度：平成 25 年度）



用語解説

※1【道路改良率】道路の整備水準を表す指標で，道路構造令に適合（市道であれば幅員 4m 以上）した「改良済道路」の延長の全道路延長に対する比率。

施策の目指す姿

○安定した水道水供給と汚水処理ができるよう、上下水道事業を持続します。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	安全な水道水が、安定的に供給されていると感じている市民の割合	88.8%	90.0%
2	下水道放流水質基準の適合率	100.0%	100.0%

現状と課題

現状

- 水道の給水人口は、平成 26 年度末現在 64,526 人で、普及率は 99.4%となっています。
- 安定した給水量を確保するため、水源の約 8 割を県南広域水道用水供給事業から計画的に受水しています。
- 年次計画に基づき、石綿管や鉛製給水管の布設替工事を実施しています。
- 本市の下水道普及率（農業集落排水を含む）は 100%を達成しています。汚水処理人口（水洗便所設置済人口）は、平成 26 年度末現在 64,347 人（公共下水道 63,750 人、農業集落排水 597 人）で、水洗化率は 99.1%となっています。
- 上下水道施設の運転・維持管理業務について、全国に先駆けて包括的民間委託（※1）を導入しています。
- 他事業体（市町村等）と比較し、水道事業及び公共下水道事業ともに、企業債の残高は少ない状況です。収支ベースでも健全な水準を維持しています。
- 下水道事業の収益強化のため、下水処理の過程で発生する消化ガスの売却を開始しました。売却した消化ガスは、民間事業者により発電事業に供されています。

守谷浄化センター消化ガス発電施設



課題

- 集中豪雨等が頻発しており、更なる雨水幹線の整備が必要です。雨水管渠の整備には多額の事業費を要することから、計画的に実施していくことが求められます。
- 上下水道施設の老朽化が進んでいます。上下水道施設の効率的な運用・管理の実現を目的とした「アセットマネジメント（※2）」を構築し、中・長期的な視点に立った更新計画の策定・実施が必要です。
- 人口の伸びの鈍化や節水機器の普及などにより、水道料金・下水道使用料収入の減少が予想されます。計画的な施設の耐震化・更新を確実に進めていくためには、中・長期的経営（財政）計画の策定と実行が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	水道水の安定供給	安全・安心な水道水を安定して供給します。 ◎浄水・配水施設や管路の適正な維持管理，耐震化の推進 ◎水道水の水質検査の定期実施，水質基準適合の確保
2	汚水の安定処理	安定的に汚水排水を処理します。 ◎浄化センター及び中継ポンプ場，汚水管渠の適正管理，計画的な改築・更新 ◎事業所の排水調査
3	雨水の適正排水	雨水幹線の整備や管理を行います。 ◎雨水管渠や雨水排水樋管の適正な維持管理 ◎浸水被害の発生状況検証などに基づく雨水幹線の整備
4	健全な上下水道事業の経営	効率的な上下水道事業の経営を行います。 ◎水道料金，下水道使用料の正確かつ適正な徴収 ◎事業の経営状況等の積極的な公開

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 宅地内の給水装置や排水設備，雨水設備を適切に管理します。 ● 渇水期は節水に努めます。 ● 上下水道事業の運営に対する理解を深めます。	● 安心して利用できる良質な水道水を安定的に供給します。 ● 施設や管渠の適切な維持管理により，汚水を安定的に処理するとともに，公共水域の水質保全を図ります。 ● 雨水管渠や樋管等の適切な維持管理により，雨水を安定的に排水するとともに，計画的な整備・修繕を実施します。 ● 上下水道事業を適正かつ効率的・効果的に経営するとともに，市民に対して事業内容の情報提供・PRを行います。

部門別計画

- ◇ 守谷市地域水道ビジョン（計画期間：平成 21 年度～30 年度）
- ◇ 守谷市公共下水道事業計画（計画期間：平成 26 年度～30 年度）
- ◇ 守谷市下水道長寿命化計画（計画期間：平成 25 年度～29 年度）

用語解説

- ※1【包括的民間委託】民間事業者が施設を適切に運転し，一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で，施設の運転・維持管理について民間事業者の裁量に任せる，という性能発注の考え方に基づく委託方式。
- ※2【（公共施設の）アセットマネジメント】／公共施設を資産としてとらえ，その損傷・劣化などを将来にわたり予測することにより，効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法。

政策5 活力にあふれるまち

(産業経済)

施策の目指す姿

○継続的に農業が営まれるまちをつくります。

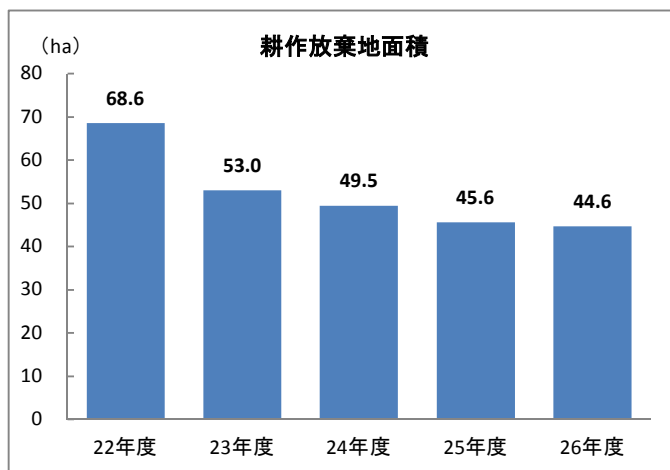
施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	経済活動別市町村内総生産額（農業）（年間）	1,072 百万円	1,230 百万円
2	耕作放棄地面積	44.6ha	38.0ha

現状と課題

現状

- 平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間で約 23ha の農地が転用され、その内、約 65%が宅地への転用となっています。この中には、市街化区域内に点在する農地の宅地転用なども含まれます。
- 平成 26 年度から、農地集積のために新たな制度として、国による「農地中間管理事業（※1）」が開始されました。本市でも農地集積に取り組んでおり、これに伴い 2 社の農業法人が市内に進出しています。
- 認定農業者（※2）の認定基準を緩和するなど、農業の担い手育成に向けた環境を整備しています。
- 常磐自動車道の守谷 SA に、農業者で組織する農事組合法人により運営する直売所が新設されました。
- 平成 26 年に、地産地消や食育の推進を目的とした「守谷市いただきます条例」を制定しました。



課題

- 離農者の増加、農業従事者の高齢化・後継者不足などにより担い手が減少しています。今後は、農地中間管理機構の活用により農地の集約化を進めるなど、農地の有効利用を促進することが必要です。併せて、認定農業者の育成、農業生産者の法人化及び農業経営の改善を含めた取組を総合的に進めていくことも必要となります。
- 農地が持つ多面的な機能を維持していくためにも、農業経営の持続性の確保が必要です。そのためにも、守谷産農産物の消費拡大を促進していく必要があります。消費者と生産者の関係を深める機会（イベント、直売所等）を拡充していくとともに、「守谷市いただきます条例」による食のまちづくりの展開やシティプロモーション（※3）を通じた市外消費者への PR の強化などが求められます。



施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	農地の有効活用	農地の集積による、生産性向上に努めます。 ◎農地中間管理事業の推進 ◎農用地の環境を保全する活動組織への支援
2	農業の担い手の育成・確保	担い手の育成に努めます。 ◎農業経営法人等の設立支援〔総合戦略〕 ◎認定農業者に対する情報提供・研修機会の提供〔総合戦略〕 ◎各地区農業者による人・農地プラン（※4）の策定・見直し支援 ◎農業用施設整備などへの投資コストの軽減支援
3	農産物の消費拡大支援	消費者に、本市の農作物や加工食品について身近に感じてもらえるよう努めます。 ◎農産物ブランド化や6次産業（※5）創出への支援〔総合戦略〕 ◎農産物のPRの強化 ◎地産地消の推進 ◎「守谷市いただきます条例」による食のまちづくりの推進

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 農家は、耕作地の荒廃を防ぐとともに、農地の集積に努めます。また、安定した農業経営のため、計画的な自立経営に努めます。 ● 地元農産物等を優先的に購入するよう努めます。	● 農地中間管理事業による農地の集積を推進します。 ● 認定農業者の発掘、育成に努めます。 ● 市民、生産者及び事業者と連携し、食のまちづくりを推進します。

部門別計画

◇ 守谷市農業基本構想（改定年度：平成26年度）



用語解説

- ※1【農地中間管理事業】地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備などの条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付ける事業。
- ※2【認定農業者（制度）】意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村がこれを認定する制度。
- ※3【シティブロモーション】そこに住む住民の愛着度の形成（シビックプライドの醸成）を図ることに加え、まちの魅力度と知名度を高め、まち全体のイメージアップを図り、それに伴った経営資源の獲得を目指す活動のこと。
- ※4【人・農地プラン】高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」の解決を目指し、経営体（個人、法人、集落営農）のあり方や経営体への農地集積の考え方、地域農業のあり方等を定めた計画。
- ※5【6次産業】1次産業（農林漁業）、2次産業（工業）、3次産業（商業）を結合・融合することにより、地方の資源を有効活用し、新しい産業を形成しようとする取組。

施策の目指す姿

○商業や工業が活性化したまちをつくります。

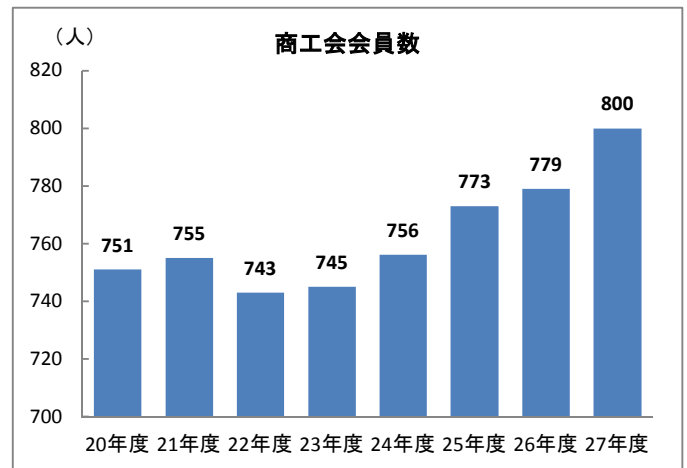
施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	製造品出荷額 (年間)	2,469 億円	2,700 億円
2	小売業販売額 (年間)	896 億円	1,035 億円

現状と課題

現状

- 市内の商工業事業者数は、平成 22 年度の 2,213 事業所から、平成 26 年度には 2,362 事業所へ増加しています。商工会の会員数も、平成 22 年度の 743 事業所から、平成 27 年度には 800 事業所へ増加しています。
- 中小事業者の経営安定化・近代化を目的に、中小企業事業資金融資に対する茨城県信用保証協会の保証料を一部助成しています。代表的な「自治金融制度」の融資あっ旋件数は、平成 24 年度までの年間約 30 件から、平成 25 年度以降は年間約 70 件以上に増加しています。
- 住宅リフォームを起点とした市内事業者等への経済波及効果を目的に「住宅リフォーム資金補助制度」(リフォーム施工業者が、市内に本社・本店のある事業者である場合に補助)を開始しました。
- 守谷駅周辺地域やロードサイドへの大型商業施設等の出店により、総体的に見た市内の商業は活性化しています。



課題

- 地方創生においては、地域において多様な就労の場を確保することが必要とされており、新規創業などに対する支援策の検討も必要です。
- 商業については、大型商業施設等の新規出店により活性化している一方で、競争激化によると思われる撤退や閉店が見られ、身近で利用できる店舗がなくなる地域が発生しています。商業施設の撤退への対応を進めるほか、買物弱者(※1)等に対する買物支援のあり方を検討していくことが求められています。
- 市内商業環境に対する市民ニーズは多様化しています。守谷駅周辺地区について商業ゾーンの土地利用を促進し、更なる賑わいや活気あふれるまちの形成を図っていくことが必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 事業者の支援	市内事業者の創業や経営高度化への支援を行います。 ◎創業の場の確保支援〔総合戦略〕 ◎総合的な創業支援の体制づくり〔総合戦略〕 ◎市内中小企業の経営安定・近代化への支援
2 地域商業の充実	市内の店舗が増えて利便性が高まり，市内で買物する市民の増加を目指します。 ◎買物環境の充実〔総合戦略〕 ◎市内消費促進のための仕組みづくり〔総合戦略〕 ◎商工会を通じた市内商工事業者の育成と振興の支援

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 商工業事業者は，経営改善などに努め，生産額，売上額の増加を図ります。 ● 市民は，市内での買い物（消費）を心掛けます。	● 商工業事業者に対し，新規創業資金制度等により，経営の安定化を図るための支援を行います。 ● 継続的な商工業事業者の支援を行います。



用語解説

※1【買物弱者】少子高齢化や過疎化などの影響により流通機能や公共交通網が弱体化したことによって，食料品や日用品等，生活必需品の買い物が困難な状況に置かれている人のこと。

施策の目指す姿

○市内の地域資源やイベントの活用により、賑わいのあるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	集客数(アサヒビール茨城工場・明治みるく館見学者数+もりやアヤメ祭り・ 守谷市商工まつり~きらめき守谷夢彩都フェスタ~・ハーフマラソン参加者数)(年間)	213,969 人	235,000 人

現状と課題

現状

- 各種イベント(MOCO フェスタ, 守谷市商工まつり~きらめき守谷夢彩都フェスタ~, 守谷ハーフマラソン, もりやアヤメ祭り等)が市内外で定着してきており, 来場者数も増加傾向を続けています。特に, 守谷駅前広場において開催している「MOCO フェスタ」(5月), 「守谷市商工まつり~きらめき守谷夢彩都フェスタ~」(9月)は, 市民や企業が参加できる協働のイベントとして開催され, 多くの来場者で賑わっています。
- 市内には, 工場見学を実施する企業が 2 社所在しています。
- 平成 26 年度に, 「野鳥の森」に接続する新たな散策路「鳥のみち」を, 守谷市観光協会が主体となって整備・管理し, 市内の PR や観光資源開発に取り組んでいます。



課題

- 本市には, 集客や交流人口活性化の「核」となり得る施設等が少ないのが現状です。市内にある自然風景やグルメスポット等を結びつけた新しい集客資源を育て, 活用していくことが必要となっています。
- 現在実施している各種イベントや既存資源の連携を進め, まちのイメージ醸成・イベント効果の波及につながるような取組の検討も必要です。
- 「野鳥の森」等の新たな資源の, 更なる集客力拡大に向けた支援が必要です。
- 各種メディアの活用やシティプロモーションの展開を通じて, 積極的・継続的な情報発信に取り組んでいくことが必要です。さらに, 集客資源の創出や効果的な P R に向け, 近隣自治体等との広域的な協力や連携が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 特色あるイベントの開催	地域資源やイベントを活用して、市内における賑わいの創出に努めます。 ◎各種イベントの開催支援〔総合戦略〕 ◎各種イベントと連携したさらなる賑わい創出の検討
2 積極的な地域資源の創出と情報提供	市内の見所等、守谷の魅力をより多くの人に知ってもらえるよう努めます。 ◎守谷城址・愛宕谷津周辺（野鳥の森）の拡充・活用〔総合戦略〕 ◎広域観光の充実〔総合戦略〕 ◎魅力ある地域資源の情報発信の推進、観光協会の活動支援

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● イベント等に、ボランティアスタッフとして、又は観客として参加するよう心掛けます。 ● 自主的なイベントを積極的に開催するよう心掛けます。 ● 市の歴史、人気スポット、特産品その他の地域資源を知るよう心掛けます。	● 現在行われている祭り等の活性化を図ります。 ● 市民が主体となって行うイベント等を支援します。 ● 市の内外に守谷の魅力を知ってもらうため、積極的なPRや情報発信に努めます。 ● 集客資源を掘り起こし、活性化を図ります。



政策6 みんなで築くまち

(市民協働)

施策の目指す姿

○コミュニティ活動が活発になり、地域の課題解決に地域住民が取り組むまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	地域の課題解決に地域住民で取り組んでいると思う市民の割合	51.9%	60.0%

現状と課題

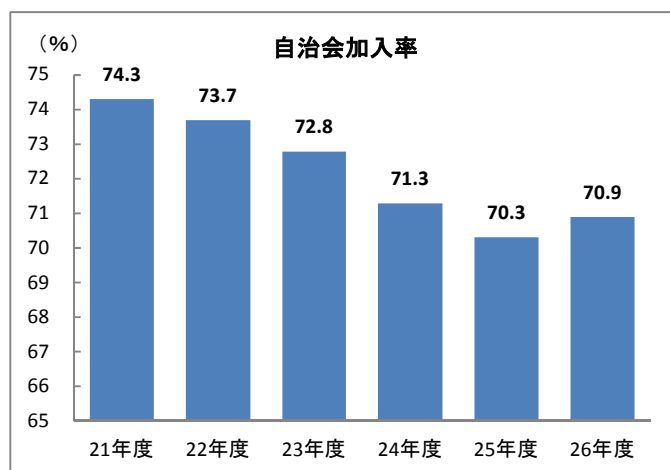
現状

- 自治公民館建設補助や協働のまちづくり推進活動助成金、コミュニティサロン事業、草刈り機等資機材貸出、公用車貸出、自主防災組織育成事業補助金等、これまで様々な自治会活動支援策を展開してきました。
- コミュニティサロンについては、空き家等を借り上げ、地域住民の交流機会の場として4箇所確保しました。
- 平成 26 年度からは、一層のコミュニティ活性化への支援のため、地域福祉活動助成金制度や市民公益活動助成金制度を導入しました。
- 各自治会・町内会で必要とする支援にきめ細かく対応するため、地域担当の職員を配置する「地域担当職員制度」を導入しました。



課題

- 自治会加入率は、緩やかながら低下傾向が継続しています。自治会・町内会への支援策を継続するとともに、自治会連絡協議会等と連携し、市民の自治会・町内会への加入促進策を強化することが必要です。
- 地域の連帯感やふれあいが薄れつつあり、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。先進事例となる各自治会独自の取組事例等の情報交換など、自治会連絡協議会の活性化を図ることを通じて地域の連帯感を高めていくとともに、自治会・町内会の中で中心的役割を担う人材の発掘・育成が必要です。



施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 自治会活動への参加意識の形成	地域住民のコミュニケーションが活発で，自治会活動の必要性が理解されるようにします。 ◎自治会内のコミュニケーションの促進支援 ◎自治会加入の促進 ◎転入者への人と人とのふれあい，仲間づくりの場の提供
2 コミュニティ活動の活性化と環境づくり	市民主体のコミュニティ活動を行いやすくする活動基盤を整えます。 ◎コミュニティ活動への各種支援〔総合戦略〕 ◎自治会間の連携促進

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●自治会に加入して，地域に関心を持って交流し，地域への貢献に心掛けます。 ●地域の行事に積極的に参加します。	●自治会加入への啓発を行います。 ●自治会活動や地域のコミュニティ活動を支援します。



施策の目指す姿

○市民活動が活発に行われ、行政との協働のまちづくりが進められるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合	58.4%	65.0%

現状と課題

現状

- 市民活動支援センター登録団体で組織する「市民活動連絡協議会」の主催で、講演会等を毎年開催しています。市民活動支援センターに登録しているボランティア団体は年々増加しています。
- 市民活動に参加したいと思う市民が増えるよう、広報紙やホームページでの啓発活動を実施しています。
- 「もりや市民大学」を通じて、協働のまちづくりの担い手を育成しています。
- 清掃、除草などを実施するまちづくり推進活動団体に対し、飲食代や燃料費代を助成するなど、協働作業を支援しています。また、市民公益活動団体が主となり実施する市民公益活動に対し、活動費の全部又は一部を助成し、市民公益活動の創出・継続・発展を促進しています。
- 平成 25 年度から、NPO法人の認証などに関わる事務が茨城県から権限移譲されています。
- 一層の協働推進と適切な体制での取組展開を目的に、全庁的な「協働形態」の基準を制定しました。



課題

- 市民の間での市民活動への参加意欲は、緩やかながらも年々低下しています。また、市民活動支援センターやボランティア協会等の情報を知らない市民も増加しています。今後は、協働のまちづくりの理念が、より広く理解され、浸透するよう、更なる啓発活動が必要です。特に、これからの守谷を担う若年層に啓発していくことが必要となっています。
- 実際に市民活動に参加している市民の割合は横ばい傾向にあるなど、活動の活性化が十分ではありません。市民活動支援の中心的存在である市民活動支援センターの充実を図るため、運營業務の民間委託を進めていきます。また、今後新たに市民公益活動に関わる個人・団体を増やすため、より効果的な支援策の構築が必要です。
- 厳しい財政事情のもと、行政が市民の要望に応え続けることができなくなっています。より魅力あるまちを築いていくため、市民の幅広い参画により、知恵と力を加えた新しいまちづくりのスタイルを検討していくことが必要です。また、新たな市民・市民活動団体との協働事業の掘り起しを進め、更なる協働事業の展開に取り組むことが求められています。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	市民活動への参加意識の形成・向上と情報提供	市民活動に参加したいと思う市民が増えるようにします。 市民活動の情報提供窓口を周知し、活動を始めやすくします。 ◎市民活動支援センターを通じたボランティア意識の啓発と活動の支援 ◎協働のまちづくりの担い手の育成
2	市民活動の活性化	市民の自主的な参加により、市民活動が活発に行われるようにします。 ◎コミュニティビジネスの創出支援〔総合戦略〕 ◎市民、市民活動団体、事業者等が自主的に行う市民公益活動の活性化支援
3	市民と行政による協働事業の推進	市民・市民活動団体と行政による、協働事業を展開します。 ◎市民提案による協働事業・活動の推進 ◎協働のまちづくり推進指針の展開

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●自分たちがまちづくりの主役であるという自覚を持ち、積極的にまちづくりに参加します。 ●市民活動支援センターを活用しながら、積極的に活動します。 ●市民自らが協働で実施する事業を考え、行動します。	●必要な情報を積極的に提供するとともに、市民活動に関する相談に対応します。 ●市民がまちづくりに参加・参画できる体制を整備します。 ●市民・市民活動団体とともに、協働事業に取り組みます。

部門別計画

◇ 守谷市協働のまちづくり推進指針（策定年度：平成 18 年度）



施策の目指す姿

- 市民等が行政運営を理解し、市政への関心が深まるまちをつくります。
- 多くの市民が、行政情報は適切に共有されていると感じることができるまちをつくります。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	守谷市を「終(つい)の住みか」としたいと感じる市民の割合	—	90.0%
2	市民と行政との間で、市政情報が適切に共有されていると感じる市民の割合	74.3%	80.0%

現状と課題

現状

- 平成 26 年度から、新たに SNS(※1)を用いた情報発信を開始しました。従来からの広報紙やホームページ、メールマガジン、暮らしの便利帳等を含め、多様な手段・媒体の活用を進めています。
- ホームページのリニューアルを実施したほか、スマートフォン専用サイトを立ち上げました。
- 新たな情報発信手段の検討・充実のため、シティプロモーションマネージャーを採用し、定例記者会見時の情報発信や、SNSによる魅力発信を展開しています。
- 情報発信のスキルアップのため、職員を対象とした研修を実施しています。
- 広報紙表紙の見直し、「イバラキイーブックス(※2)」や「i 広報紙(※3)」等による閲覧環境の整備を進めました。
- 「私の提案」や「Eメール」、「市長との対話」、「パブリック・コメント」、「アンケート調査」等、多様な広聴活動・意見収集を展開しています。
- 「私の提案」システムの改修により、寄せられた市民意見への対応管理を強化しました。



課題

- 人口減少社会の到来の中で、地域間・自治体間競争は従来以上に激しくなっています。こうした環境の中では、戦略的な情報発信の重要性が高まっています。戦略的かつ効果的な情報発信を実現するため、シティプロモーションの考え方に基づいて、全庁的な取組とするための仕組み・仕掛けづくりを進めていくことに加え、訴求対象を明確にした戦略的な情報発信と、その対象に最適な新たな媒体(動画, SNS 等)の活用などが必要となっています。
- 一層の協働のまちづくりの展開のためにも、これまで以上に市民と行政との信頼関係構築が必要です。職員一人ひとりにおける、広聴活動の果たす役割への理解を一層深めていくとともに、寄せられた市民意見への対応などの分かりやすく丁寧なフィードバックを継続していくことが求められています。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業	主な取組
1 シティプロモーションの推進	市民としての誇りや地域への愛着、住み続けたいという意識の醸成を図ります。 本市の認知度を高め、定住人口、交流人口の増加につなげます。 ◎PR映像やパンフレット等の多様なプロモーションツールの作成〔総合戦略〕 ◎情報発信の対象に応じた多面的な媒体の活用〔総合戦略〕 ◎多様な地域資源の掘り起こしと魅力づくりへの積極的活用 ◎広報もりや及びホームページの充実
2 広聴・情報公開の充実	行政に意見や提案を伝える場や機会が、十分にあることを市民が把握できるようにします。 市の施策や計画等について、市民からの意見を取り入れるなど、内容を知る(情報公開)機会を多くします。 ◎市民からの意見・提言の受付と迅速・丁寧な対応の実施 ◎パブリック・コメント制度、審議会等公開制度等の適正運用

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 市政に関心を持ちます。 ● 守谷に興味を持ち、もっと好きになります。守谷に誇りを持ちます。 ● 行政に対し意見、提言を行います。	● 必要な情報、魅力的な情報をタイムリーに分かりやすく発信します。 ● 市民の意見を的確に把握するとともに、迅速・丁寧に対応します。



用語解説

- ※1【SNS (Social Networking Service)】友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービス。
- ※2【イバラキイーブックス】インターネット上で、茨城県の電子書籍を無料で閲覧できる、地域特化型電子書籍ポータルサイト。株式会社光和印刷(本店; 水戸市)が運営しており、2014年3月よりサービス提供が開始されている。
- ※3【i 広報紙】/株式会社ホープ(本店; 福岡市)が提供する自治体広報紙をスマートフォンで閲覧できるアプリ。利用は無料で、居住地域を登録するだけで広報紙が配信される。

政策7 信頼に応える行政経営

(行政経営)

施策の目指す姿

○適正・安定的な行財政運営を行います。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成できた施策の割合	52.2%	100.0%
2	基礎的財政収支（プライマリーバランス（※1））	1.14	1.00 以上

現状と課題

現状

- 「第六次守谷市行政改革大綱」及び「実施計画」（平成 25 年 3 月策定）に基づき、行政経営の適正な執行を進めています。各事務事業については、効率化や経費削減などの改善を進めるため、行政評価を実施しています。
- マイナンバー制度稼働に伴い、システムの改修、個人番号カード発行を行い、平成 28 年 1 月からサービスの提供をはじめ、コンビニエンスストアでの諸証明書の交付を開始しました。
- 健全な財政運営を進めていくため、財政状況の分析、財政計画の策定・見直しを実施しました。
- 補助金等審議会において、守谷市が各種団体等に交付する補助金の妥当性・公益性を審議しています。
- 企業の業績向上、土地区画整理地内の使用収益開始による人口増などにより、市税調定額は増加傾向です。また、口座振替の推進及び滞納整理、滞納処分などの収納業務の強化により収納率も向上しています。
- 庁舎の建物診断業務を行い、経年劣化による修繕箇所の調査及び修繕計画を検討し、早急に修繕が必要な箇所の修繕を実施しました。また、利用計画のない市有財産の有効活用を図るため、市有地の売却や賃貸を実施したほか、適切な維持管理を行っています。
- 日曜日開庁による窓口業務の実施や、パスポートの申請・交付、母子手帳の交付など、より身近で便利な行政窓口サービスを提供しています。また、窓口での公平性を保ちつつ、プライバシーを守るため、受付呼出機を設置しました。
- 平成 27 年度に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針を定める「守谷市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

課題

- 事業の効率化や経費削減などの改善を更に進めるため、システムの見直しを含めた行政評価方法の見直し・検討を進めていくことが必要です。
- マイナンバー制度の平成 28 年 1 月の稼働開始を受けて、制度を利用した更なるサービスの向上に向けて、様々な業務間での連携などについて検討していくことが必要です。
- 情報セキュリティの脆弱性等をターゲットにしたネット犯罪が増加しています。現状のネットワーク設備の老朽化への対応のみならず、情報セキュリティの強化の観点から、無線 LAN 導入を含めたネットワークの再構築を早急に進めていくことが必要です。
- 今後、少子高齢化などに伴う社会保障費や公共施設の老朽化などに伴う維持管理費等の増加が見込まれます。より一層の歳入確保と歳出抑制が必要です。歳入面については、市有地の計画的処分などによる財源確保も必要となります。また、「第二次財政計画」や「守谷市公共施設等総合管理計画」について、継続的な P D C A の実施により適正な執行管理に努めることが必要です。
- 窓口混雑期における待ち時間の短縮が課題となっています。

主管課

企画課

関係課

総務課，秘書課，財政課，税務課，納税課，
総合窓口課，市民協働推進課，会計課，議会事務局

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	計画行政の推進	計画的に質の高い行政事務を進めます。 ◎行政評価の実施・公表 ◎実施計画等の進行管理と見直し・改善
2	I C T（情報技術）の活用	I C T（情報技術）を活用した効率的・安定的な行政運営を進めます。 ◎庁内ネットワークの再構築と維持管理 ◎電子申請システム・地理情報システム等の提供 ◎情報セキュリティ対策の充実
3	健全な財政運営の推進	最小限の予算で無駄のない，効率的な財政運営を行います。 ◎施策評価に基づいた効果的な財源配分 ◎財政状況の分析，財政計画の策定及び見直し
4	適正課税と収納率の向上	適正な課税を行い，収納率の向上を図ります。 ◎市税の滞納整理（納税催告・納税相談・納付指導，滞納処分など）の強化 ◎適正課税の推進
5	公有財産の有効活用と適切な管理	公有財産の有効活用と適切な管理を行います。 ◎公有財産の適正な維持管理 ◎未利用市有地の売却や賃貸の実施
6	窓口サービスの向上	窓口で快適に相談や行政手続きが行えるようにします。 ◎窓口事務の適正・迅速かつ親切な対応 ◎マイナンバー制度活用による窓口事務の迅速化 ◎庁舎内でのキオスク端末（※2）やコンビニエンスストアでの諸証明書の交付

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
●市の行政運営を理解し，行政の効率化に協力するとともに，提案・提言を行います。 ●電子申請やコンビニ交付などを活用します。 ●納税義務を果たします。	●市民ニーズを把握するとともに，行政課題を洗い出し，課題解決のための施策を実施します。 ●事務事業の効率化と行政改革を推進します。 ●情報システムを活用した事務手続の簡素化に努めるとともに，より便利なサービスを検討します。 ●効率的・効果的な財政運営を行います。 ●市税を適正かつ公平に課税するとともに，収納率の向上を図ります。 ●より利用しやすく，親切的窓口を構築します。

部門別計画

- ◇ 第七次守谷市行政改革大綱（計画期間：平成 28 年度～平成 33 年度）
- ◇ 第二次守谷市財政計画（計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度）
- ◇ 守谷市公共施設等総合管理計画（計画期間：平成 28 年度～平成 67 年度）

用語解説

※1【プライマリーバランス】借入金を除いた「歳入総額」を，借入金返済の元利金を除いた「歳出総額」で除した比率。歳入総額＝歳出総額の場合 1.00 となり，歳入総額＞歳出総額の場合 1.00 超となる。

※2【キオスク端末】不特定多数の人が，タッチパネル操作などを通じて，必要な情報にアクセスしたり，さまざまなサービスを利用したりするのに便利な情報端末のこと。

施策の目指す姿

○社会環境の変化や多様なニーズに対応し、市民から信頼される組織・職員を目指します。

施策の目標(成果指標)

	成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1	職員の仕事ぶりに不満を感じていない市民の割合	87.4%	88.0%
2	多様なニーズに対応できる組織だと思っている市民の割合	59.8%	68.0%

現状と課題

現状

- 本市の職員数は、市民千人当たり 4.4 人（平成 26 年 4 月 1 日現在）で、茨城県内では牛久市、ひたちなか市に次いで 3 番目に少ない効率的な事務執行体制となっています。
- 業務の量や職員の能力・適正等を考慮した職員の配置に努めています。また、業務の内容に応じ臨時・非常勤職員を配置するなど、効率的な行政運営に努めています。
- 民間事業者等の持つ技術や能力を活用し、経費削減や市民サービスの向上を図るため、公共施設の運営管理について、積極的に指定管理者制度を導入しています。
- 職員の能力と意欲を向上させることを目的に、全職員を対象に業績・能力に応じた人事評価を実施しています。
- 役職に応じた階層別研修、政策形成やメンタル等の専門研修及び国・県等へ実務研修生の派遣など、研修計画に基づき効果的に職員の能力開発を実施しています。
- 平成 27 年 4 月から資格取得支援制度を導入し、職員が職務遂行に有益な資格を自発的に取得した場合に、その取得に係る費用の一部を助成することで、職員の自己啓発及び能力開発を促進しています。

課題

- 採用者を上回る退職者の発生などにより、一部部署で前年度と同数の職員を確保できていない状況が発生しています。必要に応じて「第三次守谷市定員適正化計画」を見直し、市民サービスが低下することのないよう質・量ともに適正な人員確保に努めていくことが必要です。
- これまで以上に職員間の活発な情報交換やコミュニケーションが十分に図られるよう、管理職のマネジメント力の強化などに取り組んでいくことが必要です。
- 本市の管理職（課長補佐以上）に占める女性職員の割合は 19%（平成 27 年 4 月 1 日現在）と、大きく目標値（平成 29 年度に 30%）を下回っています。また、女性の管理職への昇格試験受験者自体が少ない状況です。女性職員が、管理職への昇格に対し抱いている不安要素や障害となる事由を意見交換会等の開催により把握し、改善していくことが必要となっています。
- 業務上のストレスを感じている職員が増加傾向にあります。引き続き、職員の健康管理やメンタルヘルスによる一層の取組が必要です。

施策の目指す姿を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組
1	柔軟で効率的な組織運営	組織間、組織内連携を機動的に行うとともに、課題解決に取り組む効率的な組織運営に努めます。 ◎ 定員適正化計画に基づく職員数の確保 ◎ 公の施設への指定管理制度の導入、民間業務委託などの推進 ◎ 臨時・非常勤職員の適正配置
2	適正な人事管理と人材育成	適正な人事管理を行い、健康で安心して働くことができる職場環境の創出に努めるとともに、職員の能力開発を継続的に実践します。 ◎ 計画的な研修受講による人材育成 ◎ 職員の人事評価制度の適正運用 ◎ 適正な安全衛生管理による長期休暇や公務災害の発生抑止

施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
● 適正かつ柔軟に、組織運営が行われているか注視します。	● 市民サービスが低下することのないよう質・量ともに適正な人員確保に努めます。 ● 市民サービス向上のため、職員の問題意識、コスト意識を高めるとともに、能力の向上に努めます。

部門別計画

◇ 第三次定員適正化計画（計画期間：平成 27 年度～平成 30 年度）

3. 後期基本計画の進行管理

後期基本計画の効果的かつ効率的な推進のため、適切な進行管理に基づくP D C Aサイクルを展開していきます。

【内部評価】

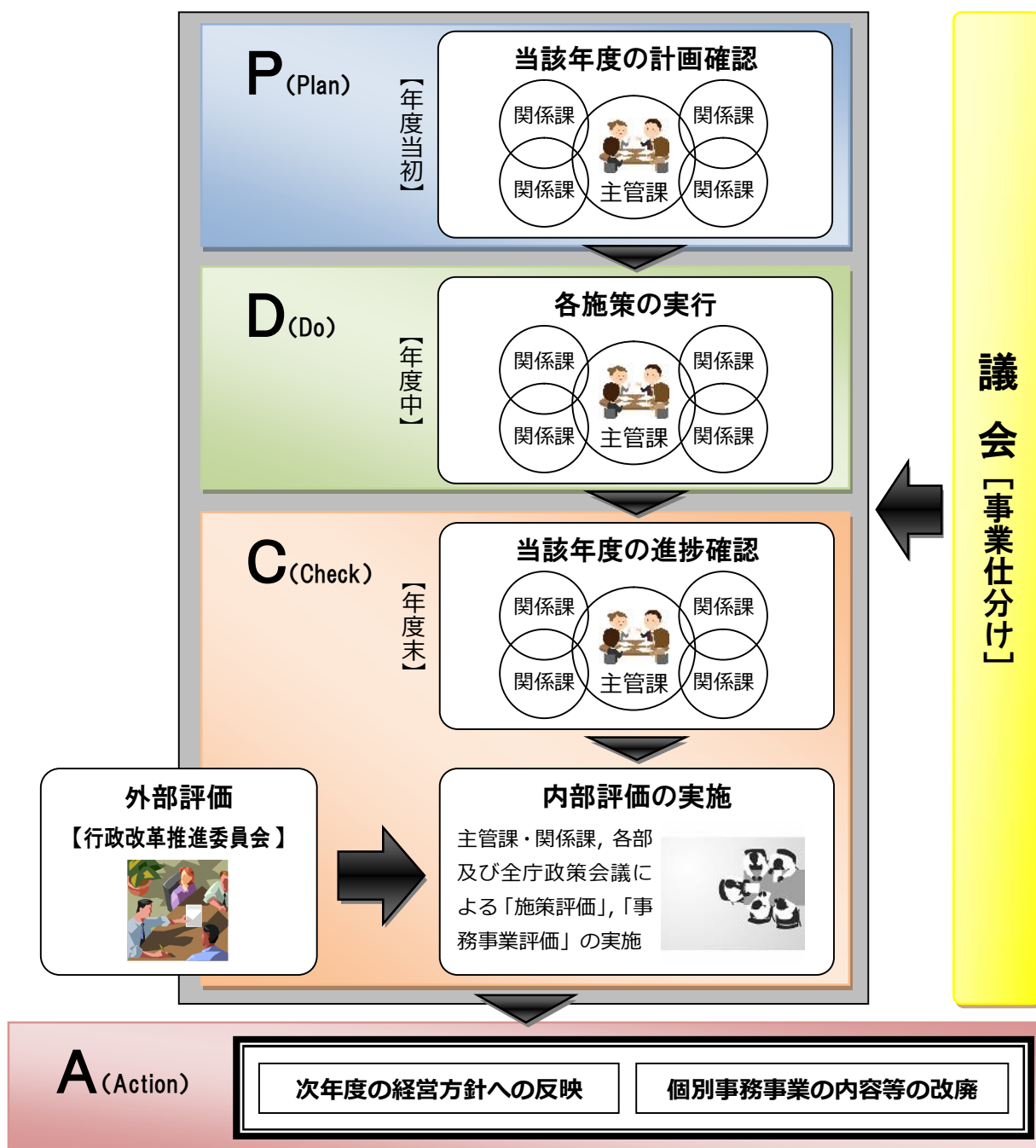
- ・従来から実施している行政評価について、各施策の「主管課」が中心となり、関係課を含めた横断的な評価を実施します。
- ・評価結果については、市民に公開します。

【外部評価 ～行政改革推進委員会による評価～】

- ・内部評価との相互補完を果たすものとして公募市民等により組成された「行政改革推進委員会」による外部評価を実施し、行政の透明性・公平性を向上させます。
- ・評価は、事業の改廃などの提言を含めた形で実施し、結果については市民に公開します。

【事業評価 ～議会による評価～】

- ・議会において実施している「事業仕分け」について、その結果を踏まえた事業改善に積極的に取り組みます。



付属資料

1. 施策及び基本事業の数値目標一覧

(1) 政策1 安全・安心に暮らせるまち(生活環境)

① 施策 1-1 生活環境の保全

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	・現状でも相応の水準と判断 ・現状程度の水準維持を目指す	72.9%	78.8%	80.0%
1 契約 1 月当たりの平均電気使用量	・震災後の節電意識の高まりもあり、現状値は平成 22 年比で△15% ・継続的な取組の展開を通じ平成 22 年比で△20%を目指す	360Kwh/契約・月	306Kwh/契約・月	288Kwh/契約・月
自然環境に満足している市民の割合	・年々評価は上昇傾向 ・自然環境は本市の強みを構成する一要素でもあることから、もう一段の上昇を目指す	71.9%	79.3%	81.0%

【重要業績評価指標（K P I（※1））】

基本事業	指標			考え方等
1 生活公害・産業公害の防止	生活公害の苦情件数（年間）			・前期基本計画期間中は、空き地・更地等の生活公害が発生しやすい箇所の減少に伴い、苦情件数も減少傾向 ・意識啓発への取組を継続し更なる減少を目指す
	平成 22 年度	現状値 (平成 27 年度推計値)	目標値 (平成 33 年度)	
	308 件	270 件	250 件	
	産業公害の苦情件数（年間）			・産業公害の苦情発生は、前期基本計画期間中は減少傾向が継続 ・一定以上の苦情発生抑制が見られていることから、最低限の目標として現状程度の維持を目指す
	平成 22 年度	現状値 (平成 27 年度推計値)	目標値 (平成 33 年度)	
2 地球温暖化対策の推進				省エネ活動を実践している市民の割合
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は概ね 80%台後半の推移 ・H28 を計画初年度とする「第 2 次守谷市環境基本計画」に基づく諸施策の展開等により、改めて前期基本計画目標水準の達成を目指す
	87.3%	85.8%	90%	
	エコ対策を実践している事業所割合			・前期基本計画期間中は概ね 90%近い状況にあり相当程度高い水準を確保 ・「第 2 次守谷市環境基本計画」に基づく諸施策の展開等によりもう一段の上昇を目指す
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	
	67.6%	88.1%	90%	

用語解説

※1【重要業績評価指標（K P I）】K P Iは Key Performance Indicator の略。目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。目標に向かって日々業務を進めていくに当たり、「何をもって進捗とするのか」を定義するために設定される尺度で、現況を指し示す様々な指標の中から、進捗を表現するのに最も適していると思われるものが選択される。

基本事業		指標		考え方等
3 環境保全活動の 推進	環境活動に参加している市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は概ね 10%程度の水準にとどまっている状況 ・ 環境美化活動の充実等を進め、改めて前期基本計画目標水準の達成を目指す
	11.0%	8.8%	20%	
	環境活動に参加している事業所の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は、事業所の増加スピードほど参加事業所が増加せず年々減少傾向 ・ 丁寧な意識啓発活動などの展開により、改めて前期基本計画目標水準の達成を目指す
	42.4%	26.2%	50%	

②施策 1-2 循環型社会の形成

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
常総環境センターへのごみの搬入量（1 人 1 日当たり換算）	・守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める「ごみ（※）排出量の目標」 ※「家庭系ごみ（可燃、不燃、粗大、有害、資源物（常総環境センター搬入分）」及び「事業系ごみ（可燃、不燃、資源物（常総環境センター搬入分）」	751g/人・日	728g/人・日	667g/人・日

【重要業績評価指標（K P I）】

基本事業	指標			考え方等
1 ごみの減量化	家庭系ごみの排出量（1 人 1 日当たり換算）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める「家庭系ごみ（※）排出量の目標」に基づき一層の抑制を目指す （※）可燃，不燃，粗大，有害，資源物（常総環境センター搬入分）
	602g/人・日	593g/人・日	545g/人・日	
	事業系ごみの排出量			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める「事業系ごみ（※）排出量の目標」に基づき一層の抑制を目指す （※）可燃，不燃，資源物（常総環境センター搬入分）
3,441t/年	3,864t/年	3,113t/年		
2 再資源化への取組	資源化率（搬入量ベース）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める「資源化率の目標」に基づき一層の抑制を目指す
	17.4%	19.6%	19.7%	
	集団回収に協力している又は取り組んでいる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・前期基本計画期間中は概ね 40%台後半の水準で推移 ・資源物回収団体への支援継続等を通じ，最低水準として 50%の確保を目指す
37.3%	49.1%	50%		
3 廃棄物の適正処理	分別収集に取り組んでいる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・前期基本計画期間中は概ね 80%台前半の水準で推移 ・最終処分場を持たないという本市特性を踏まえ，より一層の分別収集徹底を目指す
	81.5%	82.1%	90%	
	不法投棄の苦情発生件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 27 年度推計値）	目標値 （平成 33 年度）	・前期基本計画期間中は減少傾向 ・現状でも一定以上の苦情発生抑制となっていることから，最低限の目標として現状程度の維持を目指す
38 件	23 件	15 件		

③施策 1-3 防災対策の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
災害面で安全に暮らせ ると思う市民の割合	・自然災害が多発する中で、最低限の目標として現状水準維持を目指す	71.5%	80.5%	82.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 市民の防災意識の向上	防災対策を講じている市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・非常時における対応においては、市民に日常からの防災対策が重要 ・ここ数年間 50%台で推移している状況を鑑み、最低限の目標として現状水準 + αを目指す
	56.0%	57.3%	60%	
	自主防災組織結成率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中、組織結成率は上昇傾向が続く ・しかしながら、茨城県内平均の結成率には及んでおらず、まずは県内平均水準を目指す
	51.5%	66.1%	75%	
	防災訓練参加率（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中、参加率は上昇傾向が続く ・自主防災組織の結成促進などを通じ、更なる参加率の上昇を目指す
	1.0%	8.6%	10%	
2 災害時における行政による支援体制の強化	避難想定人口に対する備蓄食料（3 日分）が確保されている割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・突発的な非常事態への十分な備えとして完備を目指す
	100.0%	88.1%	100%	
	災害協定締結団体数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・首都直下型地震の発生想定等を踏まえ、被災予想範囲外の自治体等の連携などについて更なる協定締結を目指す
	11 団体	19 団体	25 団体	
3 避難行動要支援者の避難支援	消防署、自治会等に知らされている避難行動要支援者の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・H24 に制度運用を開始し自治会に周知を行った結果、半数の避難行動要支援者の情報が地区で共有 ・災害発生時における対応力強化のため、法改正の主旨の更なる周知により一層の情報共有を目指す
	0.0%	50.1%	65%	
	福祉避難所として協定を結んでいる施設数（箇所）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・H27 に 3 箇所増加し、協定締結済み施設数は計 6 箇所 ・新設事業者等を含め、引き続き市内事業者との連携を進め一層の増加・充実を目指す
	0 箇所	3 箇所	8 箇所	
	災害時に、近所に助けが必要な方がいることを知っている市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は緩やかながら増加傾向 ・災害時における地域での支え合いの重要性は高まっており、地域での避難行動要支援者制度の理解促進を通じ、一層の増加を目指す
11.1%	15.7%	25%		

④施策 1-4 消防・救急の充実

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
火災発生件数（年間）	・最低限の目標として、現状を下回ることを目指す	11 件	10 件	8 件
火災による死傷者数（年間）	・ここ数年 2～3 人/年程度の死傷者が発生 ・死傷者ゼロを目指す	2 人	3 人	0 人
市の救急体制が整っていると思う市民の割合	・現状でも相応の水準と判断 ・現状維持 + αを目指す	70.4%	77.3%	80.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 消防体制の強化	火災通報から現場到着までの平均所要時間			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 火災被害の抑制には初期対応が重要 ・ 器具・設備の適切な整備・維持管理や消防署との連携強化により一段の短縮を目指す
	9.2 分	8.4 分	8.0 分	
	人口千人当たりの消防職員数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 人口動向等を踏まえながら、定員管理に基づく適正な職員数の確保を目指す
	1.07 人	1.1 人	1.3 人	
2 救命・救急体制の充実	救急車の現場到着までの平均所要時間			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 救命率向上のためには速やかな救命措置が重要 ・ 器具・設備の適切な整備・維持管理や消防署との連携強化により一段の短縮を目指す
	8.0 分	8.5 分	8.0 分	
3 市民による防火対策の充実	防火対策に取り組んでいる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は、概ね 65%前後で横ばい推移 ・ 住宅用火災警報器の設置促進や火災予防啓発に継続的に取り組み、もう一段の対策浸透を目指す
	67.5%	67.6%	70%	
	人口 1 万人当たりの出火率（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 火災発生件数と同様に、最低限の目標として現状を下回ることを目指す
	1.78%	1.57%	1.47%	

⑤施策 1-5 交通安全の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
人口千人当たりの交通事故発生件数（年間）	- 茨城県内平均や常総圏域と比較しても、人口当たりの交通事故発生件数は少ない - 人口増加が見込まれる中で交通事故発生件数の増加抑制（維持）を目指す	3.7 件	3.0 件	2.8 件

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 交通安全施設等の整備	交通安全施設のトラブル・不具合件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・施設の老朽化が進むが、計画的な対応により現状件数以内を目指す
	51 件	21 件	20 件	
	危険箇所の改善率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は、概ね 80%強で横ばい推移 ・物理的要因から改善対応が困難な箇所も残るが、最大限の改善を目指す
	82.0%	83.7%	90%	
2 交通安全意識の向上	交通ルールを遵守している市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも一定の水準に到達 ・啓発活動の継続的な実施等を通じて、現状維持＋αを目指す
	86.1%	88.4%	90%	
	交通安全教室参加者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・従来の交通安全教室参加団体（保育所、幼稚園、小学校等）での教室開催は定着 ・参加団体の増加・拡大により、一層の参加者増加を目指す
	6,024 人	8,043 人	11,000 人	

⑥施策 1-6 防犯対策の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
人口千人当たりの刑法犯認知件数（年間）	・ H24 年度（14.3 件）と比較すると大きく減少 ・ 市民ニーズが高まっている施策であり、一層の犯罪発生件数の減少を目指す	14.9 件	11.4 件	10 件

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 防犯意識の向上	市民の防犯対策平均実施項目数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は横ばい推移 ・ 犯罪の抑止、被害の極小化のためには市民の日々の心がけが重要であり、継続的な啓発活動の実施により一層の増加を目指す
	5.1 項目	5.2 項目	7 項目	
2 地域で行う防犯活動の推進	地域防犯活動延べ参加人数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は、年度ごとにバラツキがあるものの概ね 5,000 人前後で推移 ・ 地区によって参加状況にバラツキがあることから、活動の低調な地区への啓発等により一層の増加を目指す
	3,205 人	5,342 人	6,000 人	
	登下校中に事件に巻き込まれた児童生徒数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は横ばい推移 ・ 地域一体となった取組展開により、事件発生の絶無を目指す
	6 人	8 人	0 人	

基本事業		指標		考え方等	
3	まちの防犯機能の充実	夜間の防犯性を高める照明の設置総基数			
		平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は計画的な整備を実施 ・ 引き続き同様の対応を進め、設置基準を満たす箇所への完備を目指す
		6,076 基	6,431 基	7,000 基	
		防犯カメラの設置数			・ 市民の防犯に対するニーズは高まっている ・ まちとしての犯罪抑止機能の向上を図るため、市内全域への防犯カメラの設置を目指す
		平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	
		16 基	76 基	150 基	
4	消費者の安全・安心の確保	消費トラブルに遭わないよう取り組んでいる市民の割合			
		平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は、年度ごとにバラツキがあるものの概ね 80%前後で推移 ・ 継続的な啓発活動等を通じて、改めて前期基本計画目標水準を目指す
		82.5%	81.2%	85%	
		消費者相談のあっ旋解決率（年間）			・ トラブルの内容が多様化・複雑化している状況にあるが、相談のあった事案については全件のあっ旋解決を目指す
		平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	
		95.6%	100.0%	100%	
		消費者トラブルの被害額（年間）			・ 被害額は事案の内容等によりバラツキがあるが、被害件数の抑制等により現状水準以下を目指す
		平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	
4,674 万円	1,314 万円	1,000 万円			

(2)政策2 健やかに暮らせるまち(健康福祉)

①施策 2-1 子育て支援の充実

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
安心して子育てができるまちだと思う子育て世帯の割合	・現状でも非常に高い水準を確保しており、現状水準を維持することを目指す	74.3%	84.2%	85.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 多様な保育サービスの提供	認可保育所の利用を希望しているが利用できず、認証保育制度等による施設利用もしていない児童数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状では認可保育所等を利用できない児童が多数発生している状況 ・守谷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、こうした状況の解消を目指す
	134 人	122 人	0 人	
	児童クラブの待機児童数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも待機児童は発生していない ・学校教室を利用した長期休暇時受入などニーズに応じた柔軟な対応を進めながら、待機児童ゼロの継続を目指す
	0 人	0 人	0 人	
	特別保育（一時保育、延長保育等）の延べ利用者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも十分な利用がなされている状況 ・特別保育を実施している施設の状況等を勘案し、現在の利用水準の維持を目指す
40,333 人	47,239 人	48,000 人		
2 安心して遊べる場の提供	子どもが安心して遊ぶ場所が整っていると思う保護者の割合（小学生以下）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも高い水準を維持しており、継続的な環境整備・充実を通じて現状水準の維持を目指す
	72.1%	77.9%	80%	
3 子育て不安の解消と交流の場の提供	子育てに悩みや不安を抱えている保護者の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・核家族化や地域とのつながりの希薄化もあり、子育てに悩みを抱える保護者は増加傾向 ・保護者同士あるいは地域との交流の場・機会の充実を進め、改めて前期基本計画目標水準の達成を目指す
	41.2%	42.6%	35%	
	子育てについて友人、知人に相談できる保護者の割合（親、配偶者以外）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも高い水準を維持 ・保護者同士あるいは地域との交流の場・機会の充実を進め、現状水準の維持を目指す
	71.1%	76.6%	77%	
4 子育ての経済的負担の軽減	子育てに関する経済的負担軽減サービスメニュー数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現在での一定の経済的支援サービスを提供 ・地方創生における重要テーマであり、市民ニーズや国の動向等を踏まえながら継続的な検討を進め、1メニュー増加を目指す
	12 事業	14 事業	15 事業	

②施策 2-2 高齢者福祉の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
自立高齢者の割合	・現状でも高い水準を確保しており、現状水準を維持することを目指す (※) 自立高齢者：65 歳以上の高齢者のうち「要支援・要介護者」ではない者	89.4%	88.2%	90.0%
要支援認定者のうち現状維持・改善した人の割合	・現状でも高い水準を確保しており、現状水準を維持することを目指す	60.2%	90.8%	90.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 生きがいづくりの機会と社会参加の促進	生きがいをもっている高齢者の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は、年度ごとにバラツキはあるものの概ね横ばい推移 ・今後、高齢者数の大幅な増加が予想される中、様々な機会提供を通じて改めて前期基本計画目標水準を目指す
	61.9%	63.3%	65%	
	社会参加、交流をしている高齢者の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は、年度ごとにバラツキはあるものの概ね横ばい推移 ・高齢社会到来の中で高齢者の社会参加・地域との交流の重要性は増しており、改めて前期基本計画目標水準を目指す
	55.1%	53.6%	60%	
	ボランティアや自治会等の地域活動に参加している高齢者の割合			
平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は、年度ごとにバラツキはあるものの概ね横ばい推移 ・趣味活動や集いの場の提供を通じ、改めて前期基本計画目標水準を目指す	
47.8%	44.9%	55%		
2 高齢者の介護予防の推進	介護予防に取り組んでいる高齢者の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも一定の水準は確保 ・今後、高齢者の大幅な増加が予想されるが、取組の重要性を鑑み、現状水準の維持を最低限の目標として目指す
	67.3%	76.6%	77%	
	65 歳以上の市民（第 1 号被保険者）で新たに介護保険認定となった割合（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・今後の後期高齢者の大幅な増加など、介護保険認定者の増加は避けられない状況であるが、現状程度の発生割合を維持することを目指す
3.5%	2.9%	3.0%		
3 介護保険の適切なサービス提供	介護サービス利用率（在宅）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・介護保険法の改正などの環境変化、国の在宅介護支援の方針等を踏まえ、更なる利用率上昇を見込む
	62.3%	68.7%	70%	
	介護サービス利用率（施設）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画中の利用率は低下傾向 ・介護保険法の改正などの環境変化を踏まえ、前期基本計画期間中の平均的な利用率程度を見込む
	26.2%	16.8%	20%	
	要介護度 4 以上の施設入所待機者数			
平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は年々減少傾向 ・H27 に新たな施設が開設されたことなどを踏まえ、更なる減少を目指す。	
89 人	61 人	50 人		

基本事業	指標			考え方等
4 高齢者福祉サービスによる支援	高齢福祉サービス利用者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・高齢者数の急増や一人暮らし、あるいは高齢者のみの世帯の増加が予想される中、必要なサービスを適切に利用できる環境を整えていくことで、これまでの利用者数の増加スピード程度の利用増を見込む
	172 人	213 人	310 人	

③施策 2-3 障がい者(児)福祉の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
安心して暮らしていると感じている障がい者（保護者）の割合	・前期基本計画策定時の基準値（40.7%）を大きく上回る水準を確保 ・ニーズが多様化する中で、現状程度の満足度を維持することを目指す	40.7%	69.2%	70.0%
市内のサービス提供延べ事業所数	・障がい福祉サービス事業所を 5 箇所、障がい児通所支援事業所を 1 箇所増加させることを目指す	—	35 箇所	41 箇所

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 在宅支援の充実	自立支援給付の延べ利用者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中、自立支援給付利用者は年々増加傾向 ・障がい者の就労は景気動向による影響も大きいことなどを踏まえ、利用の一定程度の増加を見込む
	2,862 人	6,360 人	8,434 人	
	自宅で暮らしている障がい者の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・国では施設入所者の地域移行を推進している中、現状でも多くの障がい者は自宅で暮らしている状況にあり、引き続き現状水準の維持を目指す
	98.0%	98.0%	98%	
2 地域生活支援事業の利用促進	地域生活支援事業の延べ利用者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中、障がい者及びサービス実施事業所の増加に伴い支援事業利用者は年々増加 ・サービス提供事業者の増加や国の障がい者の地域移行の方針等を踏まえ、更なる利用増加を見込む
	2,566 人	4,837 人	6,151 人	
3 福祉施設サービスの充実	施設通所者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・一般就労に至らない障がい者の施設利用が増加 ・国では施設入所者の地域移行を推進しており、必要なサービスを利用しやすい環境を整備することで一定の利用増加を見込む
	177 人	401 人	783 人	
	施設入所者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・国では施設入所者の地域移行を推進 ・一方で、現在の施設入所者には自宅での生活が困難な重度障がい者の入所が多いことを踏まえ、現状程度の入所者数を見込む
	36 人	41 人	37 人	

基本事業	指標			考え方等
4 療育指導・相談の 充実	療育利用契約者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中、こども療育教室の利用者は 85 人前後で推移 ・ 利用者ニーズに適切に対応しながら、現在の施設 の受入限度（90 人）までの利用を目指す
	82 人	87 人	90 人	
	療育指導回数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中、こども療育教室での指導回 数は概ね 2,000 回で推移 ・ 市民ニーズを踏まえながら、可能な限りの指導実 施と指導内容の質の向上を目指す
	2,064 回	2,026 回	2,100 回	
	療育相談件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中、こども療育教室での相談件 数は年々増加傾向 ・ 市民ニーズを踏まえながら、可能な限りの相談対 応（量・質両面の確保）を目指す
	364 件	574 件	600 件	

④施策 2-4 健康づくりの推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
心身ともに健康だと感じている市民の割合	・今後、高齢者の増加が見込まれる中で、現状水準を維持することを目指す	76.2%	77.8%	80.0%
生活習慣病の標準化死亡率	・現在は全国平均と比べ低い状況にあり、この水準を維持することを目指す (※) 標準化死亡率／異なる年齢構成の地域の死亡率はそのまま比較できないことから、標準的な年齢構成を対象地域に当てはめ、計算で予測される死亡者数と実際の死亡者数を比較したもの。値が 100 以上だと「高い死亡率」、100 以下だと「低い死亡率」とされる (※) 本指標の「生活習慣病」の範囲／悪性新生物、高血圧性疾患、心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患 (※) 死亡者数は過去 5 年間の累計を基に算出	90.2	89.7	89.7

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 母子保健の充実	乳幼児健診受診率（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ H26 は過去最高の 99%の受診率を確保したが、 疾病による長期入院等により受診できない事例 等もあることを踏まえ、直近 3 年の平均的な受診 率水準の維持を目指す
	95.0%	98.9%	98%	
	妊婦健診受診率（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 満期出産（36 週～40 週）の場合、最短（36 週 での出産）で 11 回の健診助成となることを踏ま え、これをやや上回る水準（平均して 11.6 回程 度）の健診受診を目指す
	74.6%	79.2%	83%	

基本事業	指標			考え方等
2 健康的な生活習慣の推進	1 年に 1 回健診を受けている市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状では比較的若い年代の受診率が低いことから、こうした世代への受診勧奨を強化し、全体の受診率の向上を目指す
	73.9%	79.6%	80%	
	この 1 年間でがん検診を受診した市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中の受診率は年々上昇しているが、世代によって受診率にはバラツキが発生 ・現状受診率がやや低い世代への受診勧奨、啓発活動を強化し、改めて前期基本計画の目標水準を目指す
	42.6%	50.0%	55%	
	市民の健康習慣平均実践項目数			
平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中の実践項目数は微増傾向ながら、項目によって実践率には大きなバラツキが発生 ・実践率の低い項目に対する啓発活動強化により、より一層の実践促進を目指す	
5.1 個	5.3 個	5.5 個		
3 食育の推進	主食・主菜・副菜のそろった食事をする市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は、食育推進計画を策定した H24 以降、割合が上昇傾向 ・第二次食育推進計画の策定・運用による食育事業の更なる強化により、一層の上昇を目指す
	54.2%	56.2%	60%	
	塩分を控えている市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は概ね横ばい傾向 ・第二次食育推進計画の策定・運用による食育事業の更なる強化により減塩の取組の浸透を目指す
	36.3%	37.2%	40%	
	朝食を食べている児童生徒の割合			
平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・食育推進により H26 は過去最高の水準 ・現状でも高い水準を確保していることから、引き続き同程度の水準確保を目指す	
96.3%	97.9%	98%		
4 感染症の予防・拡大防止	小児定期予防接種平均接種率（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・一定の接種率にあるが、種類によって接種率のバラツキが発生 ・接種率の低い予防接種種類への対応を強化し、一層の接種率向上を目指す
	87.5%	86.1%	90%	
	感染症年間流行状況（麻しん）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・予防接種接種率の 95%以上の確保による麻しん発生の絶無という国の方針、現状発生が見られていない状況を踏まえ、引き続き発生ゼロを目指す
	0 件	0 件	0 件	
	集団感染件数（年間）			
平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・予防接種や感染予防の周知徹底により、現状維持水準を目指す	
18 件	17 件	18 件		

基本事業	指標			考え方等
5 地域医療体制の確保	市内の医療施設の数が増えていると思う市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・救急体制が確立していること、ここ数年クリニックの新設があったこと等の環境変化を踏まえ、更なる上昇を目指す
	49.5%	52.7%	55%	
	身近なかかりつけ医のある市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・今後増加が見込まれる退職者においては生活の中心が市内になること、高齢者においては生活習慣病の検査・治療が重要になってくることから、これまで以上に「かかりつけ医」の浸透を図る
	56.4%	59.5%	70%	

⑤施策 2-5 地域福祉の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地域福祉活動で互いに支え合っていると思う市民の割合	・人口減少・超高齢化社会の到来の中で「地域福祉」の重要性が高まっている状況を踏まえ、前期基本計画の目標値（55%）を上回る水準を目指す	49.9%	50.6%	60.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 地域福祉意識の高揚と担い手育成	地域福祉活動に参加したいと考えている市民の割合（この1年間に地域福祉活動に参加した市民を含む）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は概ね 77%程度で推移 ・ 市民との協働による地域福祉活動の展開・充実は重要課題であり、更なる市民意識の向上を目指す
	77.4%	76.2%	80%	
	この 1 年間に地域福祉活動に参加した市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は、地域福祉活動計画の各地区での実践により参加者割合は増加傾向 ・ これまで以上に重要性の増す取組でもあることから、一層の活動浸透を目指す
	20.0%	23.6%	30%	
	福祉活動を行う市民活動団体の加入者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中は、年度ごとにバラツキはあるものの概ね増加傾向 ・ 活動団体への支援等を通じた活動団体の増加を進めながら、一層の加入者増加を目指す
	1,629 人	2,788 人	3,000 人	

基本事業	指標			考え方等
2 多様な地域福祉活動の推進	社会福祉協議会支部で実施している地域福祉活動メニュー数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 地域福祉助成金制度の導入効果もあり、活動メニュー数は増加傾向 ・ 既存活動の整理・廃止なども予想されるが、新規活動の活発化を通じ現状比微増を目指す
	18 件	39 件	42 件	
	市民活動における福祉活動団体数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 定年を迎えた世代の方が新たな生きがい活動として市民活動に参画するケースも増加 ・ こうした機会を積極的に捕捉しながら、活動団体数の増加を目指す
	70 団体	78 団体	85 団体	
	民生委員・児童委員の活動（相談）日数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 地域福祉の担い手として民生委員・児童委員の役割が増大 ・ 委員のニーズに応じた積極的な支援により、活動の一層の活性化を目指す
12,578 日	12,619 日	14,500 日		
3 社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域福祉の核として機能していると思う市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 地域福祉実現のためには多様な主体の関与・連携が不可欠 ・ P R 活動の充実や協議会活動の一層の活性化により、中核的主体となる社会福祉協議会の地域へのこれまで以上の浸透を目指す
	24.1%	25.4%	30%	
	社会福祉協議会への加入世帯率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 世帯数の増加もあり加入率はやや低下傾向 ・ P R 活動の充実や協議会活動の一層の活性化により、中核的主体となる社会福祉協議会の地域へのこれまで以上の浸透を目指す
	62.8%	57.0%	65%	

⑥施策 2-6 社会保障の健全運営

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
被保険者 1 人当たりの医療費・給付費（年間） （国民健康保険医療費＋後期高齢者医療保険医療費＋介護保険給付費）	・各制度における医療費・給付費の年度間増減はバラつきが大きく、合計では年＋1.0%強の増加トレンドが続く ・今後の高齢者の増加を踏まえ、年率＋1.5%程度の増加トレンドの継続を見込む	1,216 千円	1,325 千円	1,465 千円

【重要業績評価指標（K P I）】

基本事業	指標			考え方等
1 国民健康保険制度の健全な運営	国民健康保険税の現年度収納率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 過去 3 年程度の収納率向上の状況を踏まえつつ、後期基本計画期間中に予定される税率改正による一時的な収納率低下等を踏まえ、現状 + a の収納率達成を目指す
	89.9%	92.6%	92.8%	
	1 人当たり医療費（国民健康保険）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 高齢者人口の増加による医療費増加が見込まれるが、ジェネリック医薬品普及促進や特定健診等の予防対策強化を進め、過去 3 年間における平均増加率程度に医療費増加を抑制することを目指す
	238,124 円	280,188 円	350,188 円以下	

基本事業	指標			考え方等
2 後期高齢者医療制度の健全な運営	後期高齢者医療保険料の現年度収納率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも相当程度高位の収納率を確保できており、この水準の維持を目指す
	99.4%	99.7%	99.7%	
	1 人当たり医療費（後期高齢者医療制度）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・医療施設・医療内容の充実や高度化等により、今後も医療費増加傾向が続くものと予想されることを踏まえ、前期基本計画期間中の傾向継続を見込む
	806,688 円	850,367 円	895,367 円以下	
3 介護保険制度の健全な運営	介護保険料の現年度収納率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも高い収納率を確保できており、この水準の維持を目指す
	98.7%	99.1%	99.1%	
	1 人当たり介護給付費（65 歳以上）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・後期高齢者の増加等もあり介護給付費は増加傾向にあるが、介護予防事業の推進や適正サービスの利用による給付の適正化を継続し、可能な限りの抑制を目指す
	170,886 円	195,015 円	220,195 円	
4 医療福祉費支給事務の遂行	医療費助成制度の延べ利用件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・引き続き適正な事務遂行に努め、本制度の主たる対象者である年少人口の増加に応じた利用件数の増加を見込む
	126,052 件	157,085 件	160,000 件	
5 セーフティネットによる自立支援	生活保護率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・生活保護世帯は年々増加傾向 ・適切な制度運営により、前期基本計画期間中の傾向と同程度以内に増加を抑制することを目指す
	0.28%	0.39%	0.48%	
	生活保護からの自立世帯数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・生活保護となっている要因から自立が難しいケースが多く見られているが、適切な支援策の実施により現状水準の維持を目指す
	3 世帯	5 世帯	5 世帯	
	市営住宅の施設維持管理上の不具合件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・施設の老朽化が進んでいるが、効率的かつ適正な維持管理により、現状の半分未満への抑制を目指す
11 件	14 件	5 件		

(3)政策3 こころ豊かに暮らせるまち(教育文化)

①施策 3-1 学校教育の充実

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
学校が楽しいと思う児童の割合（小学生）	・現状でも高い水準を確保しており，現状水準 + α を目指す	95.0%	92.7%	95.0%
学校が楽しいと思う生徒の割合（中学生）	・現状でも高い水準を確保しており，現状水準 + α を目指す	89.5%	85.8%	90.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 確かな学力の育成	全国学力学習状況調査で全国平均正答率を上回っている教科（調査問題）の割合（小6対象）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・分かる授業の展開と基礎・基本の繰り返し学習の徹底を図り，引き続き全ての教科（調査問題）で全国平均正答率を上回ることを目指す
	100.0%	100.0%	100%	
	全国学力学習状況調査で全国平均正答率を上回っている教科（調査問題）の割合（中3対象）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・少人数指導の工夫や分かる授業の更なる充実を図り，引き続き全ての教科（調査問題）で全国平均正答率を上回ることを目指す
	100.0%	100.0%	100%	
	学校の授業が楽しく，勉強がわかると感じている児童生徒の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・新学習指導要領の改訂により学習内容や授業時数が増加する中，勉強に対する意欲面での個人差が広がることが懸念されることから，個に応じた指導充実により更なる向上を目指す
	69.7%	66.2%	70%	
2 豊かな心を育む教育の推進	友達と楽しく生活していると感じる児童生徒の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも非常に高い結果となっているが，今後も友達と協力し，学び合う教育活動を積極的に取り入れることで更なる上昇を目指す
	82.0%	95.3%	97%	
	不登校出現率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状の不登校出現率は茨城県全体（1.21%）を上回るとともに上昇傾向 ・不登校問題の早期発見や早期解決に向けた相談体制の更なる充実を図ることで，水準低下を目指す
	1.10%	1.33%	1.05%	
3 健康と体力を育む教育の推進	体力テストで総合評価 A，B を取得できた児童の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市内児童の体力・運動能力は全体的に向上傾向，県平均を上回る水準 ・体育授業の工夫改善と日常的な運動を計画的に推進していくことで，更なる向上を目指す
	50.6%	51.2%	55%	
	体力テストで総合評価 A，B を取得できた生徒の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市内生徒の体力・運動能力は全体的に向上傾向，県平均と同程度の水準 ・体育授業の工夫改善と運動部活動の充実を図ることで，更なる向上を目指す
	56.8%	62.2%	65%	
	学校健診で所見のあった児童生徒の割合（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・おおよそ 1 割の児童生徒に，何らかの所見が出ている状況 ・生活指導や保健指導のほか体育授業の工夫改善を通じ，現状維持を目指す
	11.3%	10.0%	10%	

基本事業	指標			考え方等
4 時代の変化や国際化に対応できる教育の推進	外国語が話せるようになりたいと思う児童生徒の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状で非常に高い水準を確保 ・H23 から全国で小学 5・6 年生の外国語活動が必修となったことなどを踏まえ、もう一段の上昇を目指す
	89.0%	91.0%	93%	
	インターネットが活用できる児童の割合（小学 6 年生対象）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・情報化教育推進のために整備した I C T 機器を積極的に利活用したインターネットによる調べ学習の充実に注力し、一段の上昇を目指す
	－	87.6%	95%	
5 開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携	地域の人で学校教育にかかわった人数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・地域ボランティアによる学校支援が広がりを見せ、学校教育への参画人数は増加傾向 ・各学校で地域のサポートが計画的に受けられる体制の充実を進め、更なる増加を目指す
	2,980 人	3,573 人	3,700 人	
	学校の目標・方針が達成できていると感じている保護者の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも非常に高い水準を確保 ・ホームページやメールマガジンを活用し、教育活動の様子や学校グラウンドデザイン、保護者アンケート等を積極的に公開することで現状水準の維持を目指す
	82.0%	97.6%	98%	
6 安全・安心な教育環境の整備	学校施設の修繕要望に対する修繕件数の割合（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・校舎、体育館及び遊具等学校施設の老朽化に伴い、要望全てに対応できない状況 ・計画的に修繕対応していくことで、修繕要望の発生を抑制するとともに、可能な限りの修繕対応を目指す
	－	78.0%	85%	

②施策 3-2 生涯学習の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
生涯学習に取り組む市民の割合	- 前期基本計画期間中は伸び悩み - 改めて前期基本計画目標値と同水準を目指す	38.9%	36.3%	45.0%
日ごろからスポーツを行っている市民の割合	- 前期基本計画期間中は伸び悩み - 改めて前期基本計画目標値と同水準を目指す	30.8%	31.8%	40.0%
図書館の貸出点数（年間）	毎年度の貸出実績等を踏まえ図書館の運営方針として掲げている目標	81 万 4,403 冊	86 万 4,539 冊	90 万冊

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供	生涯学習の機会に満足している市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも一定の満足度を確保 ・指定管理制度を通じた民間ノウハウ活用により、ニーズに合ったサービスの充実を進めることで更なる増加を目指す
	60.7%	72.8%	75%	
	市主催の講座・教室の参加者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・直近（H25 と H26 の比較）では 70 人/年程度の参加者増加にとどまる ・指定管理制度を通じた民間ノウハウ活用により、ニーズに合った講座を開催することで更なる増加を目指す
	2,304 人	2,979 人	3,200 人	
	生涯学習サークル数			
平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・直近（H25 と H26 の比較）では 5 団体/年の増加にとどまる ・活動の場の提供等により公民館講座受講生を中心としたサークル結成の促進を目指す	
432 団体	484 団体	500 団体		
2 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援	市スポーツ大会参加者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・年度ごとに参加者数にはバラツキが見られるが、最近では概ね横ばいで推移 ・スポーツ大会参加チームの増加等を通じて、一層の参加者増加を目指す
	1,529 人	1,410 人	1,600 人	
	市スポーツ教室参加者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・H25 までは 40 人前後で横ばい推移であったが、H26 に大きく増加（H25 比+27 人） ・スポーツ教室への参加ニーズの高まりを踏まえ、更なる増加を目指す
	41 人	65 人	100 人	
	スポーツの機会に関して満足している市民の割合（民間含む）			
平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・過去 5 年は、年度ごとにバラツキがあるものの概ね 65%前後で推移 ・直接的なスポーツ機会の増加予定はないが、健康づくりの観点を踏まえもう一段の増加を目指す	
66.3%	66.9%	70%		
3 親しみを感じる芸術・文化の推進	芸術・文化・歴史に親しんでいる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は 50%前後でほぼ横ばい推移 ・芸術文化に触れあう機会の充実や市内文化財のPRを通じ、改めて前期基本計画目標と同水準を目指す
	50.2%	50.0%	60%	
4 文化財を愛する心の育成	市指定文化財数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・貴重な文化財を後世に残すことができるよう、埋もれてしまっている貴重な文化財の発掘を目指す
	17 件	20 件	22 件	
	市内の指定文化財を知っている市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は 20%前後でほぼ横ばい推移 ・文化財を直接見て触れる機会の充実などにより、改めて前期基本計画目標と同水準を目指す
	20.7%	19.8%	30%	

基本事業	指標			考え方等
5 国際交流の推進	異文化を尊重・理解して外国人と接することができる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも相当程度高い水準を確保できており、引き続きこの水準を維持することを目指す
	79.3%	85.3%	85%	
	国際交流関係事業への延べ参加者数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現在、国際交流協会や国際交流員による事業を実施 ・これら事業を今後も継続展開することで、現状程度の参加者数の維持を目指す
	3,472 人	3,943 人	4,000 人	

③施策 3-3 人権の尊重

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	・緩やかながら上昇傾向が続いており、この傾向を維持することを目指す	67.0%	69.1%	72.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 人権尊重意識の向上	この1年間に人権侵害をするような言動や行動をした市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・子どもや高齢者等に対する虐待やインターネットを悪用した人権侵害につながる行為の増加が懸念されるが、継続的な取組により、現状水準を上回らないことを目指す
	20.4%	10.7%	10%	
	この1年間に人権について学んだことのある市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・人権問題の複雑化、子どもや高齢者等に対する虐待の問題などが発生 ・書物やメディア、講演会等の学ぶ機会の確保・充実を進め、市民の人権意識の更なる啓発を目指す
	20.4%	32.9%	35%	
	この1年間で日常生活において人権侵害などで不愉快な思いをしたことのある市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・子どもや高齢者等に対する虐待やインターネットを悪用した人権侵害につながる行為の増加が懸念されるが、継続的な取組により、現状水準を上回らないことを目指す
	20.4%	20.9%	20%	
2 男女共同参画意識の向上	性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・年代別や性別などにより意識に差が見られる ・特に固定観念が強い層に対する啓発活動を強化することにより、更なる意識向上を目指す
	69.5%	72.9%	75%	

基本事業	指標			考え方等
3 虐待などの人権 問題の解消	児童虐待件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 各種支援策の展開を通じ、児童虐待が生じない環境の構築を目指す
	0 件	1 件	0 件	
	児童虐待相談件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 当事者のみならず、地域全体で虐待についての理解を深めるなど、虐待を許さない社会環境の構築を通じて、相談件数自体の減少を目指す
	32 件	36 件	30 件	
	高齢者虐待件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 地域や事業所、警察等関係機関との連携により、当該虐待事案の発生は減少 ・ 発生の未然防止を含めた対応により、発生ゼロを目指す
	11 件	4 件	0 件	
	高齢者虐待相談件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 当事者のみならず、地域全体で虐待についての理解を深めるなど、虐待を許さない社会環境の構築を通じて、相談件数自体の減少を目指す
	11 件	7 件	5 件	
	DV 相談件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 社会問題化するなど、DVを取り巻く環境は悪化しているが、継続的なDV発生抑制等に取り組むこと等を通じて、相談件数自体の減少を目指す
	23 件	14 件	12 件	

(4)政策4 快適に暮らせるまち(都市基盤)

①施策 4-1 調和のとれた市域の形成

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
調和のとれた土地利用がされていると思う市民の割合	・計画的な土地利用を進めることで、最低限の水準として現状維持を目指す	61.9%	61.5%	62.0%

【重要業績評価指標（K P I）】

基本事業	指標			考え方等
1 計画的な土地利用	市街化区域に占める宅地の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 計画的な宅地化・土地利用を進めることで、最近の宅地増加割合の傾向を維持する
	53.9%	57.0%	58%	
	市街化調整区域に占める宅地以外の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 当面は人口増加傾向が続くものの、コンパクトで効率的なまちの形成、自然環境保全の視点から、現状水準の維持を目指す
	88.3%	88.9%	88%	
2 適切な規制と誘導	土地利用や建築物についての規制を強化すべきと感じる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 半数以上が規制を強化すべきとは思っておらず、現状の規制で十分と感じられている状況 ・ 当面は現状の規制の適正運用を継続していく中で、調和のとれた街並み形成を目指す
	56.4%	44.6%	40%	
3 空き家対策の推進	市内の空き家実態の把握			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 周辺環境の悪化につながる特定空家、今後の利活用が見込める空き家等について、市内の実態把握の完了を目指す
	—	—	把握完了	
	空き家利活用の方針明確化			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 地域のストック財産として有効活用が期待される空き家について、利活用促進のための体制や各種制度の検討を含め、利活用のあり方についての方針明確化を目指す
—	—	方針策定		

②施策 4-2 緑を生かした景観の形成

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
緑被率（公園・樹林地・農地・草地・水面）	・今後も人口増加に伴い必要最小限の都市的開発が進む中で、現状水準程度を維持することを目指す	62.1%	62.0%	60.0%
市内には、緑を生かした美しい景観が十分にあると思う市民の割合	・今後も継続する人口増などに対応し、市街化区域を中心とした一定の都市的開発は許容しつつも、本市の強みを喪失しない最低限の目標として現状維持を目指す	75.9%	75.4%	75.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 美しい都市景観の形成	美しい街並みの維持・創出に取り組んでいる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも一定の割合を確保 ・市民協働による取組数の増加を図りながら、更なる向上を目指す
	65.5%	60.4%	70%	
2 緑地の保全	保存緑地面積			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・「緑」は本市における貴重な地域資源であることから、保存緑地等指定助成金による助成を継続し、現状の緑地面積の維持を目指す
	71.0ha	78.1ha	78.1ha	
3 公園・街路樹等の維持管理	市内の公園が快適で安心して利用できると感じている市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状での高い満足度を確保 ・施設の更新工事や長寿命化計画に基づく予防的管理を継続し、現状水準+αを目指す
	75.9%	82.8%	85%	
	管理上の瑕疵により損害賠償の対象となった件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・適正な管理により管理上の瑕疵による事故発生ゼロの維持を目指す
	0 件	0 件	0 件	

③施策 4-3 道路網・公共交通体系の整備

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
市内の道路は安全に通行できると感じている市民の割合	・前期基本計画では微増（基準値 69.3%）にとどまり目標未達 ・改めて前期基本計画目標水準を目指す	69.3%	71.7%	75.0%
公共交通に対する市民の満足度	・鉄道に対する満足度は 70%以上を確保 ・特に低い水準（20%台）にあるバス交通に対する満足度上昇を目指す	49.3%	48.6%	57.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 未改良道路の整備	道路改良率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・財政的な制約はあるものの、計画的な道路改良を進めていく
	67.1%	68.0%	69%	
	改良延長			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・財政的な制約はあるものの、計画的な道路改良を進めていく
	317,770m	324,546m	332,700m	

基本事業	指標			考え方等
2 道路の適切な維持管理	道路に関する補修要望の件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 幹線道路の計画的な補修，定期的なパトロールと早期の補修対応の実施により，補修要望件数は現状傾向 ・ こうした維持管理を継続し，更なる減少を目指す
	206 件	145 件	130 件	
	道路管理の瑕疵により損害賠償の対象となった件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 適切な道路の維持管理により，道路管理が原因となる事故等の発生ゼロを目指す
	1 件	2 件	0 件	
3 都市計画道路の整備	都市計画道路の整備率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 計画的な道路整備を進めていく ・ 並行して，都市計画道路の計画自体の見直しを行い，より適切な道路ネットワークの構築を目指す
	62.0%	64.2%	73%	
	都市計画道路の整備延長			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 松並土地区画整理事業地内，北園野木崎線，都市軸道路，みずき野大日線，坂町清水線について，計画的な道路整備を目指す
	38,006m	39,338m	45,103m	
4 公共交通網の充実	1 日当たりバス利用者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 前期基本計画期間中のバス利用者数は微増にとどまる ・ 市民のバスの利便性向上に対するニーズに的確に応えていくことで利用者数の 10%増を目指す
	3,311 人/日	3,575 人/日	3,900 人/日	
	1 日当たり鉄道利用者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 人口増加とともに鉄道利用者数は増加傾向が続く ・ 鉄道事業者と連携した一層の利便性向上により，利用者数の 10%増を目指す
	33,874 人/日	37,497 人/日	40,000 人/日	
	公共交通に対する市民の満足度（バス）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ バス利用者数は微増傾向にある一方で，満足度は低下傾向 ・ 公共交通体系全体の再構築の視点から，更なるバス交通に対する満足度確保を目指す
	25.4%	23.3%	30%	
	公共交通に対する市民の満足度（鉄道）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 現在でも相応の満足度を得られているが，本市の基幹的公共交通手段であることから +αの満足度向上を目指す
	73.1%	74.0%	76%	

④施策 4-4 上下水道の安定持続

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
安全な水道水が、安定的に供給されていると感じている市民の割合	・水道普及率が既に 99%を超えている状況等を踏まえ、現状水準の維持を目指す	83.6%	88.8%	90.0%
下水道放流水質基準の適合率	・下水道法で定められた水質は基準の 100% 遵守を目指す	100.0%	100.0%	100.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 水道水の安定供給	水質事故件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・関連施設の適正な維持管理と水質検査の実施により、引き続き事故発生ゼロを目指す
	0 件	0 件	0 件	
	突発的な断水件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・関連施設の適正な維持管理、事業者への施工方法等の指導徹底により、断水発生ゼロを目指す
	5 件	1 件	0 件	
2 汚水の安定処理	浄化センター・中継ポンプ場の事故件数（故障等による運転停止時間 1 時間以上の件数）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・関連施設の適正な維持管理により、引き続き宅内への逆流等の要因となる 1 時間を超える運転停止事故の発生ゼロを目指す
	－	0 件	0 件	
	下水道管路施設の事故件数（マンホール及び公共枮からの汚水溢水件数）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・事業場（工場・店舗等）の不適切な排水や施設の老朽化という現状を踏まえ、最低限の目標として現状程度の事故発生水準を目指す
	14 件	4 件	3 件	
3 雨水の適正排水	家屋浸水が発生した延べ件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・近年多発している集中豪雨等による影響が危惧されるため、雨水排水のための管渠や樋管を適正に維持管理し、引き続き家屋浸水の発生ゼロを目指す
	0 件	0 件	0 件	
	道路冠水が発生した延べ回数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・台風や集中豪雨による一時的な大雨により、年間 10～20 件の道路（低地）浸水が発生 ・隧道など構造的に雨水幹線整備が困難な箇所もあることから、最低限の目標として現状水準程度を目指す
	20 件	10 回	10 回	
4 健全な上下水道事業の経営	総収支比率（水道事業）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・今後は収入の柱である分担金減少と、施設・設備の老朽化に伴う費用増加が見込まれるが、健全な事業経営により、総収支比率 100%以上の確保を目指す
	114.0%	105.2%	103%	
	総収支比率（下水道事業）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・今後は施設・設備の老朽化に伴う費用増加が見込まれるが、健全な事業経営により、総収支比率 100%以上の確保を目指す
	123.2%	112.9%	110%	

(5) 政策5 活力にあふれるまち(産業経済)

①施策 5-1 農業の支援

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
経済活動別市町村内総生産額（農業）（年間）	・震災後の風評被害で大きな落ち込みが発生 ・震災前の水準まで回復することを目指す	1,226 百万円	1,072 百万円	1,230 百万円
耕作放棄地面積	・耕作放棄地面積は、直近の平成 25 年度から 26 年度にかけて△1.0ha (△2.2%) の減少 ・この傾向を維持することを目指す	68.5ha	44.6ha	38.0ha

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 農地の有効活用	集積された農地の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・農地の有効活用を促進するため、農地中間管理機構の活用等により、10%以上（約 85ha）の増加を目指す
	13.9%	19.1%	30%	
2 農業の担い手の育成・確保	認定農業者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・国の方針を踏まえ、H26 から認定農業者の基準を緩和したもの、依然として農業者の高齢化進展による減少も想定し、10 人の増加を目標とする。
	33 人	39 人	50 人	
3 農産物の消費拡大支援	農産物の購入に当たって地元農産物を積極的に購入する市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は、東日本大震災に伴う原発事故による放射能の影響を受け一時的に低下 ・一方で、時間の経過とともに上昇に転じている状況から、改めて前期基本計画目標水準を目指す
	26.2%	21.0%	35%	
	この 1 年間に直売所で地元農産物を購入したことがある市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・地元農産物の魅力や安全性を PR するため、目にする機会を数多く提供することで、一層の地産地消を目指す
	53.4%	66.2%	80%	

②施策 5-2 商工業の活性化

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
製造品出荷額（年間）	・年間で 1～2%程度の継続的な成長を目指す	2,142 億円	2,469 億円	2,700 億円
小売業販売額（年間）	・人口増加に伴う消費市場の拡大などを含め、年 2%以上の成長を目指す	799 億円	896 億円	1,035 億円

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 事業者の支援	商工会会員数（商業事業者）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・創業支援の拡充などを通じて、前期基本計画期間中の会員数増加スピードを上回る水準を目指す
	480 事業所	533 事業所	600 事業所	
	商工会会員数（工業事業者）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中の工業事業者会員数は概ね横ばい推移 ・現状維持を最低限の目標とし+αを目指す
	265 事業所	267 事業所	280 事業所	
2 地域商業の充実	市内で便利に買物ができると思う市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は、概ね 80%前後で推移 ・生活利便性において買物環境への市民ニーズが大きいことを踏まえ、改めて前期基本計画の目標水準を目指す
	80.4%	82.0%	85%	

③施策 5-3 集客資源の創出と充実

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
集客数（アサヒビール茨城工場・明治みるく館見学者数+もりやアヤメ祭り・守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～・ハーフマラソン参加者数）（年間）	・まちの賑わい創出のため、市内外を問わず 10%程度の集客増加を目指す	207,723 人	213,969 人	235,000 人

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 特色あるイベントの開催	イベントの来場者数（年間） （守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～、守谷ハーフマラソン、MOCO フェスタ、もりやアヤメ祭り）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・前期基本計画期間中は、MOCO フェスタの開始もあり、来場者数は大きく増加 ・各イベントとも認知度が向上しており、過去最大である現状値を上回る 125,000 人を目指す
	45,068 人	114,015 人	125,000 人	
2 積極的な地域資源の創出と情報提供	イベント等のマスコミへの掲載件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・前期基本計画期間中は、年々掲載件数が増加し約 2 倍の掲載実績を確保 ・これまで以上に情報発信の充実を進め、更に現状の 2 倍程度の掲載件数の確保を目指す
	16 件	31 件	60 件	
	各種 PR パンフレット等の数			
	平成 22 年度	現状値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 33 年度）	・市の各種情報提供と PR のために、最低でも年間 1 種類の配布 PR 用パンフレット発行を目指す
2 種類	5 種類	10 種類		

(6)政策6 みんなで築くまち(市民協働)

①施策 6-1 地域コミュニティの充実

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地域の課題解決に地域住民で取り組んでいると思う市民の割合	・人口減少・超高齢化社会の到来の中で「地域コミュニティ」の重要性は高まっている状況 ・前期基本計画の目標値（55%）を上回る水準を目指す	51.0%	51.9%	60.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 自治会活動への参加意識の形成	地域の課題解決のために自治会活動が必要だと思う市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも相当程度高い水準を確保できており、この水準の維持を目指す
	87.2%	83.6%	85%	
	自治会加入率			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・自治会加入率は年々減少傾向にあるが、自治会活動は地域の課題解決のための重要かつ基礎的な活動要素であることから、なお一層の加入促進を目指す
	73.7%	70.9%	72%	
2 コミュニティ活動の活性化と環境づくり	自治会活動や地域のコミュニティ活動に参加している市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・地域コミュニティの希薄化等もあり、地域活動に参加している市民の割合は減少傾向 ・地域コミュニティ活動の支援制度を継続し、コミュニティ活動への市民参加の反転増加を目指す
	48.1%	45.5%	50%	
	自治会活動や地域のコミュニティ活動を行うための活動基盤や支援が十分だと思う区長の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも相当程度高い水準を確保できており、この水準の維持を目指す
	69.2%	85.2%	85%	

②施策 6-2 協働によるまちづくりの推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合	・前期基本計画期間中は、基準値（53.7%）比で+5pt 程度の増加 ・着実な取組を進めていく観点から、この傾向を継続させていくことを目指す	53.7%	58.4%	65.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 市民活動への参加意識の形成・向上と情報提供	市民活動に参加したいと思う市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市民活動への参加意向を持つ市民の割合は減少傾向 ・市民活動支援センターへの登録団体の活動紹介等の強化を通じ、市民の活動参加促進を目指す
	56.7%	52.2%	55%	
	市民活動の情報提供窓口として、市民活動支援センター、ボランティア協会を知っている市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市民活動支援センターやボランティア協会は、市民活動の重要な拠点として機能していることから、継続した周知活動により認知度の反転上昇を目指す
	42.9%	36.9%	45%	
2 市民活動の活性化	市民活動に参加している市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中は概ね横ばい傾向 ・健康で活動的な高齢者の増加等の環境変化に適切に対応しながら、一層の市民参加を目指す
	12.0%	12.8%	20%	
	市民活動団体数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市民活動団体数は年々増加傾向 ・健康で活動的な高齢者の増加等の環境変化に適切に対応しながら、更なる活動団体の増加を目指す
	69 団体	95 団体	105 団体	
	市民活動団体の参加者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市民活動団体への参加者数は年々増加傾向 ・健康で活動的な高齢者の増加等の環境変化に適切に対応しながら、更なる参加者数の増加を目指す
	1,646 人	2,788 人	3,000 人	
3 市民と行政による協働事業の推進	市民・市民活動団体と行政が協働で実施している事業数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・前期基本計画期間中に、全庁的に「協働形態」基準を定め、市民等との協働事業を徹底 ・今後も、市民からの提案事業等に積極的に取り組むことで、協働事業の更なる増加を目指す
	32 事業	45 事業	65 事業	

③施策 6-3 広聴と情報発信の充実

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
守谷市を「終（つい）の住みか」としたいと感じる市民の割合	まち・ひと・しごと創生総合戦略やシティプロモーション等による市民への情報発信強化などを通じ、より多くの市民に「住み続けたい」と感じてもらえるまちを目指す	—	—	90.0%
市民と行政との間で、市政情報が適切に共有されていると感じる市民の割合	- 現状でも一定の水準を確保 - 前期基本計画期間中の増加傾向維持を目指す	67.5%	74.3%	80.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 シティプロモーションの推進	SNS（FaceBook）の発信情報当たり平均閲覧者数			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・都市間競争が激化する中で、まちの知名度・ブランド力の発信の重要性が高まっている状況を鑑み、現状の 2 倍以上の情報到達力の確保を目指す
	－	641 人/情報	1,500 人/情報	
2 広聴・情報公開の充実	市民の意見が行政に届きやすいと感じる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市民との協働のための基盤として、各種制度の周知と利用促進を進め、更なる割合上昇を目指す
	58.3%	65.5%	73%	
	行政情報が十分に提供されていると感じる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・現状でも一定の水準を確保 ・市民との協働のための基盤として、情報発信の工夫・充実を進め、更なる割合上昇を目指す
	76.6%	83.0%	90%	

(7)政策 7 信頼に応える行政経営(行政経営)

①施策 7-1 適正な行財政運営の推進

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成できた施策の割合	・着実なまちづくりを進めるため、後期基本計画で掲げる施策目標の全項目達成を目指す	48.2%	52.2%	100.0%
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	・税収の効果的な活用と財政健全性の確保とのバランスがとれた財政運営を行うことを目指す	1.19	1.14	1.00 以上

【重要業績評価指標（K P I）】

基本事業	指標			考え方等
1 計画行政の推進	基本事業のK P I の達成割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・計画行政の適切な運営を進めるため、92 全ての基本事業において K P I の達成を目指す
	－	50.3%	100%	
	事務事業評価の改革改善案を実施した事務事業割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・事務事業全体（670 件）のうち通常評価を行う事業（534 件）について、簡易評価への移行事業（90 件）を除く事務事業全てにおいて改革改善の実施を目指す
	23.4%	28.3%	65%	
2 I C T（情報技術）の活用	電子申請の利用件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・「いばらき公共施設予約システム」のリブレースなど、一層の利用利便性向上が予定されていることを踏まえ、一層の利用促進を目指す
	12,617 件	13,208 件	20,000 件	
	予期せぬサービス停止時間（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・市民サービスの観点からは、予期せぬサービス停止が発生しないことが基本であり、停止時間ゼロを目指す
	29 時間	10 時間	0 時間	
3 健全な財政運営の推進	市民一人当たりの借入金残高			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・今後も道路や小中学校整備等に対する新たな起債を見込むが、将来への負担が過度なものとならないよう、計画的な起債と借入金残高減少に努める
	287 千円	209 千円	180 千円	
	財政調整基金残高			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・財政計画の策定・見直しや適正な予算編成を通じた健全な財政運営により、標準財政規模の 1 割程度以上の基金残高確保に努める
	2,988 百万円	3,565 百万円	1,000 百万円	

基本事業	指標			考え方等
4 適正課税と収納率の向上	課税額（調定額）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・申告や給与報告に基づいた課税決定を実施することで、適正な課税額の確保を目指す
	10,691 百万円	11,393 百万円	12,190 百万円	
	収納率（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・口座振替の推進，滞納整理・処分の強化により現状水準の収納率確保を目指す
	95.7%	97.0%	97.3%	
5 公有財産の有効活用と適切な管理	未活用市有地面積			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・未活用市有地の売却による財源確保，維持管理費削減に努める
	23,600 ㎡	17,432 ㎡	10,590 ㎡	
	庁舎，施設での維持管理上の事故，トラブル件数（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・常に適正な維持管理を行うことで，維持管理上の事故・トラブル発生ゼロ継続を目指す
	1 件	0 件	0 件	
6 窓口サービスの向上	市の窓口サービスが利用しやすいと感じる市民の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・日曜開庁窓口等に加え，諸証明書のコンビニ交付の開始などのサービス拡充，親切丁寧な窓口対応の徹底により，改めて前期基本計画の目標水準を目指す
	60.8%	59.0%	70%	
	コンビニエンスストアでの諸証明交付件数（窓口交付件数との比較）（年間）			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・利用の前提として個人番号カードが必要となることから，まずは同カードの当初交付率 7.9%（国の予想値）+αの利用を目指す
	—	—	総交付件数の 10%	

②施策 7-2 組織経営と人事マネジメントの充実

【成果指標】

指標	考え方等	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)
職員の仕事ぶりに不満を感じていない市民の割合	・現状でも高い水準を確保できており，この水準を維持することを目指す	82.7%	87.4%	88.0%
多様なニーズに対応できる組織だと思っている市民の割合	・市民ニーズが多様化・複雑化する中で，従来の縦割り型ではない柔軟な組織運営が求められており，前期基本計画期間中の増加傾向の維持を目指す	52.1%	59.8%	68.0%

【重要業績評価指標（KPI）】

基本事業	指標			考え方等
1 柔軟で効率的な組織運営	組織間，組織内連携が十分に図られていると思う職員の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 市民ニーズが多様化・複雑化している中で，庁内の組織間連携の必要性が大きく高まっている ・ 全庁的な課題認識の共有に加え，管理職のマネジメント力向上等を図り，一層の組織間連携に努める
	56.9%	58.6%	70%	
	職員一人当たりの人口			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 国・県からの権限移譲や市民ニーズの多様化など，行政職員の業務量は増大傾向にあるが，市民との協働をはじめ，引き続き効率的な行政運営に努める
	181.0 人	195.3 人	210 人	
2 適正な人事管理と人材育成	身体的，精神的に健康で安心して働くことができると思う職員の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 増加傾向にあるストレス対応としてのメンタルヘルス対策，長時間労働等の働き方の見直し等により，1 つの目安と言われる 60%を超える高い満足度の確保を目指す
	47.8%	53.9%	70%	
	人材育成（諸施策）により職員の能力が向上していると思う職員の割合			
	平成 22 年度	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 33 年度)	・ 現状でも一定の水準を確保しているが，今後も階層別研修や専門研修，国・県等への派遣研修などの各種研修実施を通じ，一層の成果向上を目指す
	62.5%	66.4%	70%	

2. 第二次守谷市総合計画基本構想

守谷市の将来像

～**緑**きらめき **人**が輝く **絆**つなぐまち もりや～

自然を守り、育て、緑が豊かにきらめくまち

市民誰もが主人公となり、一人ひとりが輝くまち

互いに手を取り、支え合い、助け合う、絆が育まれるまち

この大切な財産である「緑」「人」「絆」を次の世代につなぎ、すべての人が夢と希望にあふれ、もりやを愛し、誇りを持ち、ふるさとである もりや を「終（つい）のすみか」と望み、「住んでよかった」と心から思えるまちづくりを進め、誰もが幸せに暮らし続けることができるまちを創ります。

まちづくりの基本姿勢

緑をつなぐまちづくり

これまで、人の暮らしとの関わりの中で、大切に守り育てられてきた豊かな自然を引き継ぎ、誰もが環境と調和した潤いと安らぎのある生活を送ることができ、この良質な環境と暮らしを次の世代につなぐまちづくりを進めます。

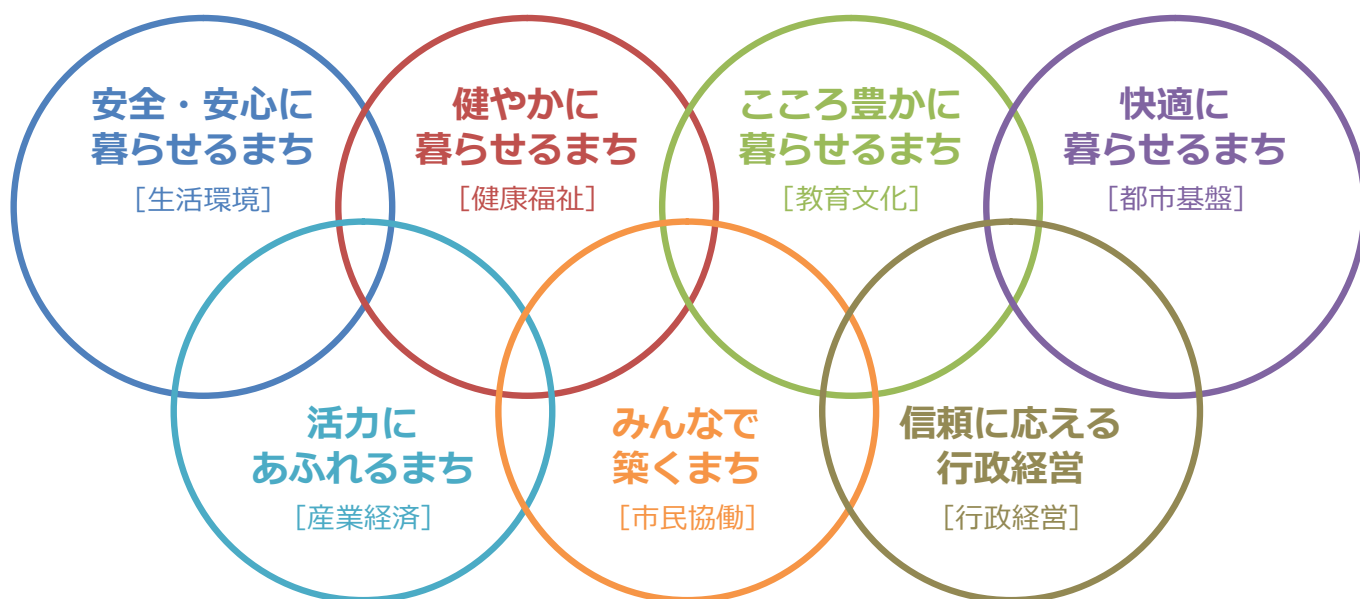
人をつなぐまちづくり

市民や地域、団体、企業などが持つ知恵と力をつなぎ、それぞれの主体が同じ視点で責任と役割を認識しながら、誰もが積極的にまちづくりに参加できる協働のまちづくりを進めます。

絆をつなぐまちづくり

家族や地域の絆をつなぎ、支え合い、助け合う思いやりの心を育み、誰もが心の豊かさや幸せを実感し、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

7つの基本政策



土地利用に関する基本構想

●住居系エリア

緑化の推進や建物の適正な誘導・規制等を行い、質の高い住宅地の維持・形成に努めます。

●複合用途系エリア

行政、文化、教育、産業施設等、多様な機能を持つ施設が、調和をとりつつ複合的に整備された空間の創出に努めます。

●工業系エリア

周辺環境との調和に配慮するとともに、就業の場の確保を目指し、首都圏とのアクセスの良さを生かした適正な誘導による土地利用に努めます。

●農業系エリア

農地が持つ農業生産基盤としての本来の役割のほか、景観形成等の緑地機能を十分に発揮できるよう、農地の保全と利用促進を図り、生産性の向上に努めます。

●集落環境保全エリア

既存の集落地の自然環境の保全を図るとともに、安全・安心で快適な生活が送れるよう、居住環境の向上に努めます。

●公園系エリア・緑地系エリア

公園・緑地が持つ環境保全機能や防災機能、レクリエーション機能や景観形成機能等の向上を目指し、適切な保全・管理とその活用に努めます。

●河川・調節池エリア

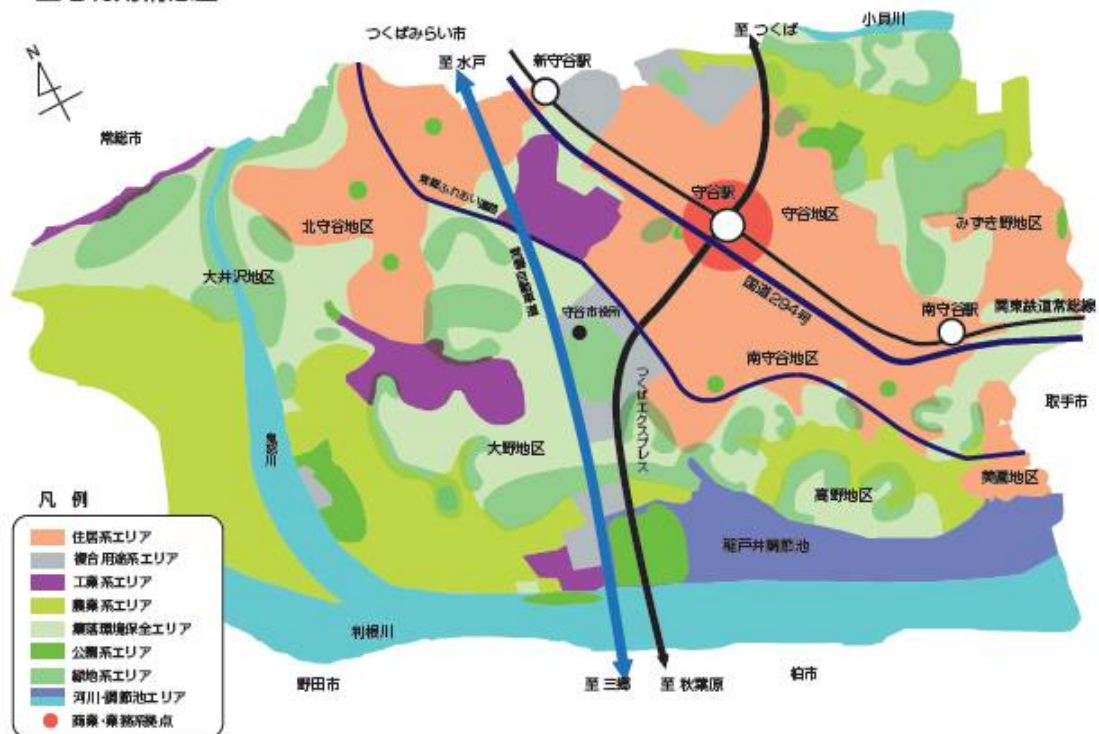
多様な生物が生息する水辺環境の適切な保全・管理を行うとともに、親水機能を備えたレクリエーション空間として有効活用にあ努めます。

●商業・業務系拠点

つくばエクスプレスと関東鉄道常総線との結節駅となる守谷駅周辺については、中心拠点として適切な誘導・規制等を行い、商業・業務機能の集積に努めます。

また、市内各地に点在する商業・業務地区については、地域の生活拠点ととらえ、その地域に適用した土地利用に努めます。

土地利用構想図



3. 市民アンケート結果

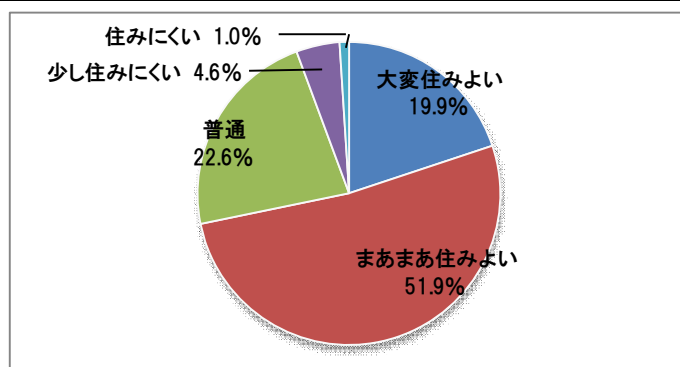
(1) アンケートの概要

調査地域	守谷市全域
調査対象	16 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）
調査期間	平成 27 年 5 月～平成 27 年 6 月
調査方法	郵送による送付・回収
回収状況	回収票数 1,229 票（回収率 40.9%）

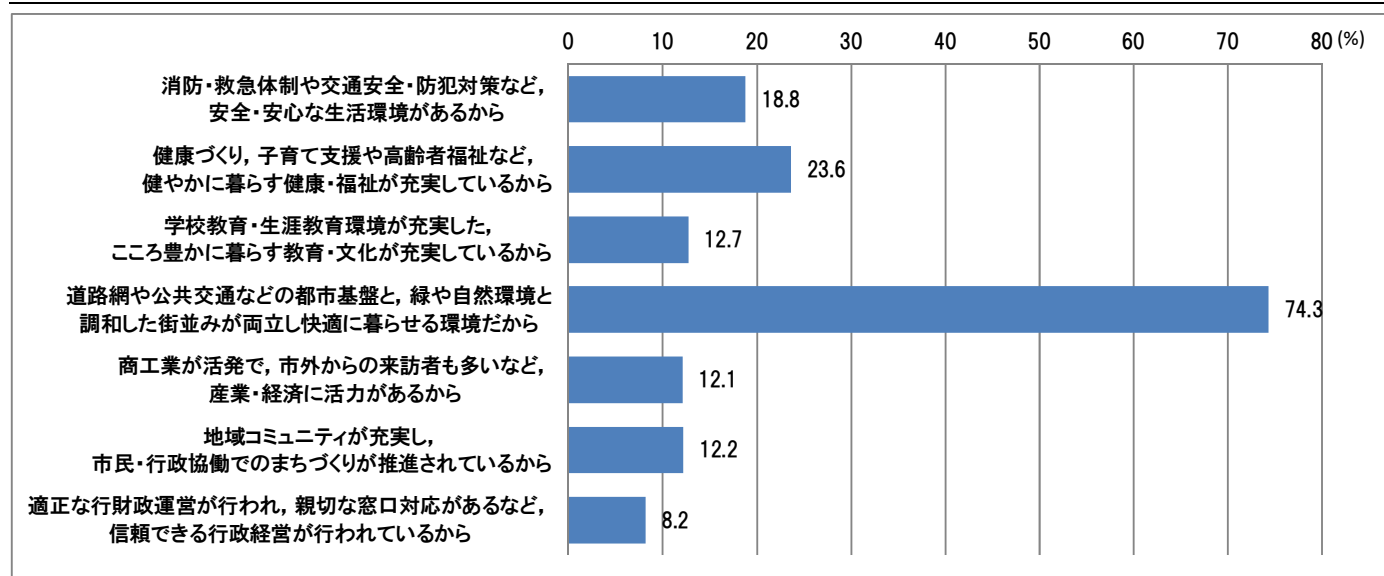
(2) アンケートの結果

問 1（SA） あなたは守谷市が「住よいまち」だと思いますか。

	回答数	構成比 (%)
大変住みよい	236	19.9
まあまあ住みよい	616	51.9
普通	269	22.6
少し住みにくい	55	4.6
住みにくい	12	1.0
不明・無回答	41	—
計	1,229	

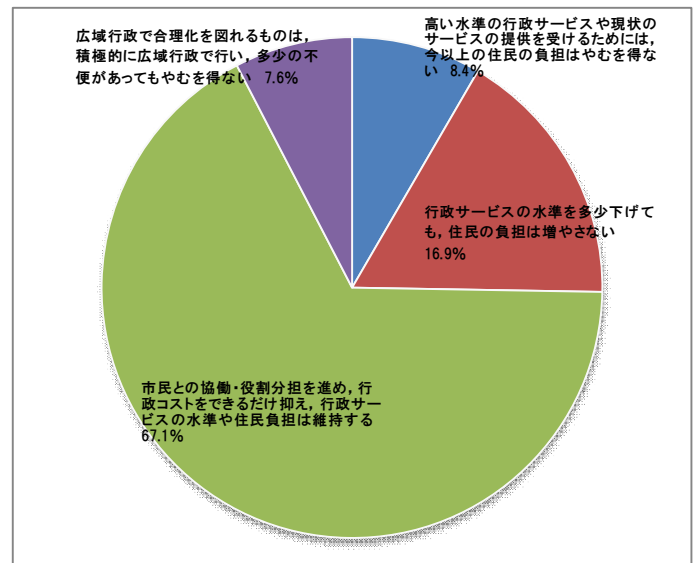


問 2（MA） 問 1 で「1」または「2」とお答えの方にお伺いします。あなたが守谷市を「住みよい」と思う理由は何ですか。（2 つまで）

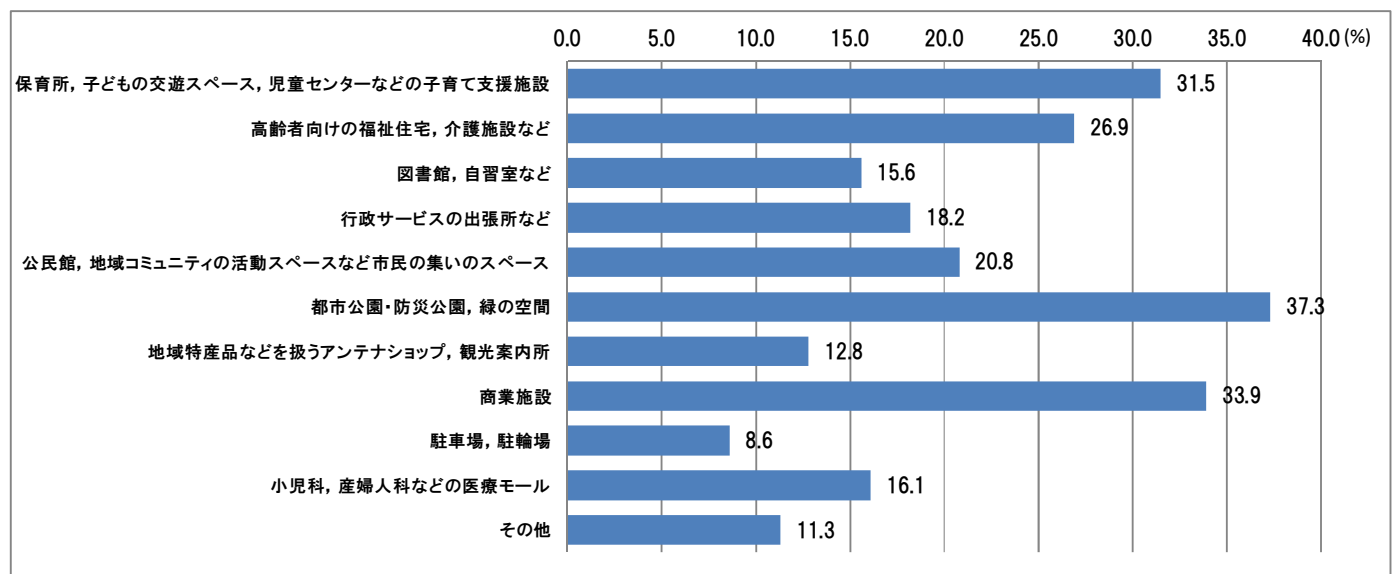


問3（SA） 限られた財源の中でさまざまな行政課題に対応していくためには、どのような市政運営が必要であると思いますか。

	回答数	構成比 (%)
高い水準の行政サービスや現状のサービスの提供を受けるためには、今以上の住民の負担はやむを得ない	93	8.4
行政サービスの水準を多少下げても、住民の負担は増やさない	187	16.9
市民との協働・役割分担を進め、行政コストをできるだけ抑え、行政サービスの水準や住民負担は維持する	745	67.1
広域行政で合理化を図れるものは、積極的に広域行政で行い、多少の不便があってもやむを得ない	84	7.6
不明・無回答	120	—
計	1,229	

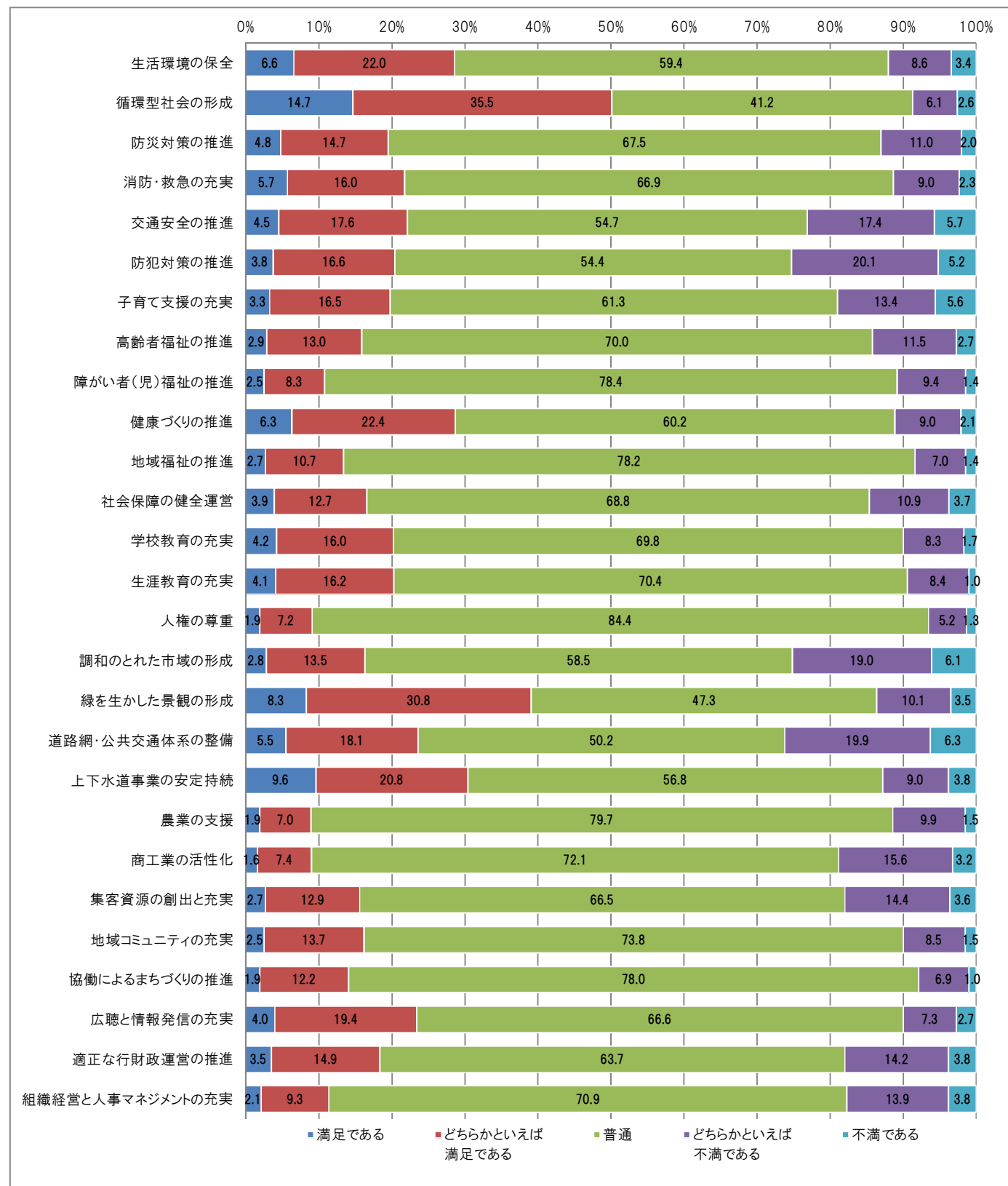


問4（MA） 守谷市では、守谷駅東口付近に広さ1.2ha（野球場のグラウンド程度）の市有地を保有していますが、今後、どのような土地利活用を行うと良いと思いますか。当てはまるものに○をつけてください（3つまで）。

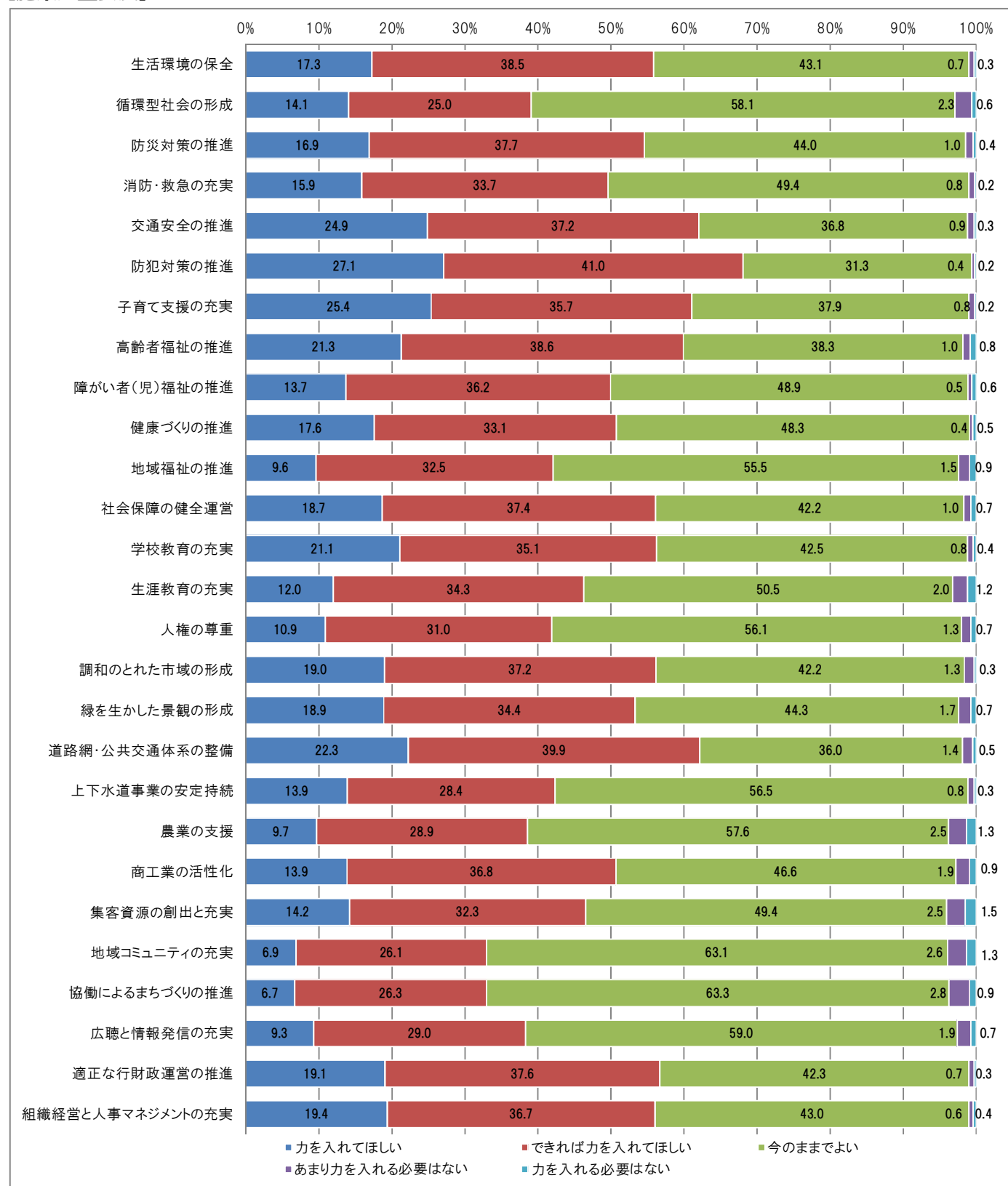


問5 「総合計画」では、分野別に施策（行政の活動）を整理していますが、ここからは各分野・施策の「満足度」、「重要度」についてお伺いします。各分野・施策の「満足度」、「重要度」について、ご自身のお考えに最も近いものにそれぞれ1つ○をつけてください。

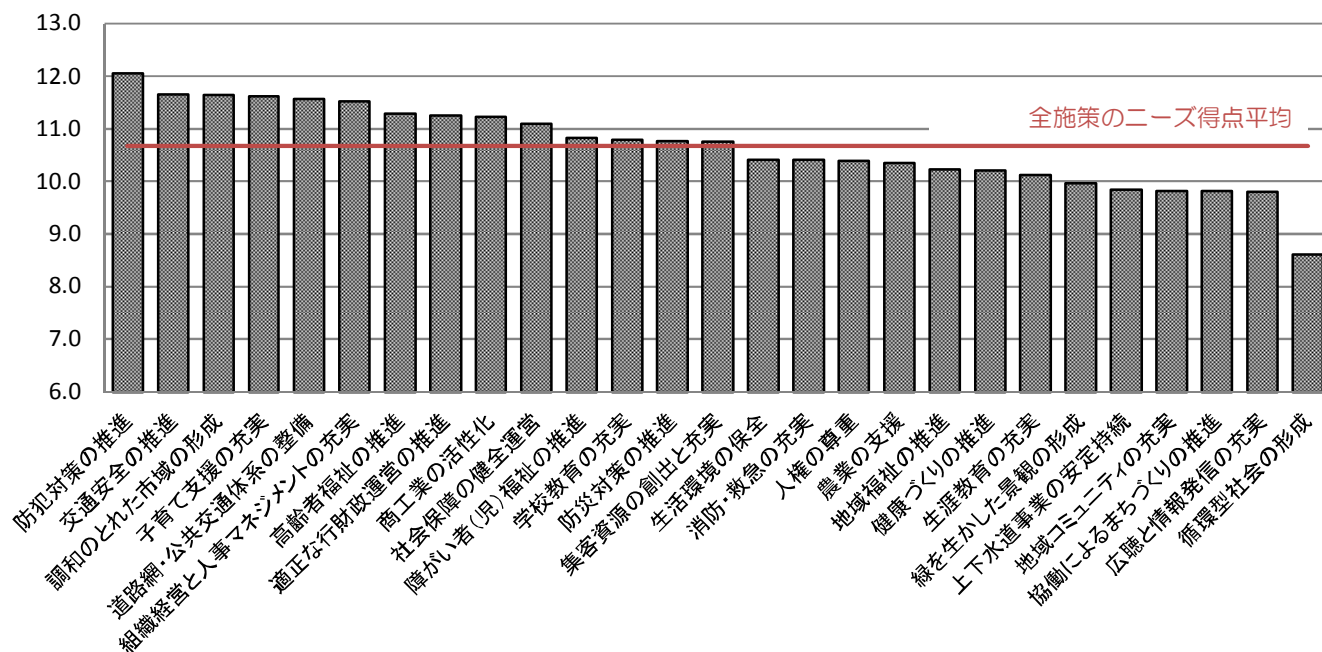
【施策別満足度】



【施策別重要度】



【施策別ニーズ得点（満足度と重要度のギャップ）】



※「満足度」と「重要度」、「ニーズ得点」の算出方法

満 足 度	各分野（施策）の現状への満足度合について、5段階評価で確認したものの平均点 【評価ランクと配点】 ①満足である [5点], ②どちらかといえば満足である [4点], ③普通 [3点], ④どちらかといえば不満である [2点], ⑤不満である [1点]
重 要 度	各分野（施策）の重要視する度合について、5段階評価で確認したものの平均点 【評価ランクと配点】 ①力をいれて欲しい [5点], ②できれば力をいれて欲しい [4点], ③今のままでよい [3点], ④あまり力を入れる必要はない [2点], ⑤力を入れる必要はない [1点]
ニ ー ズ 得 点	「重要度」の評価が同じならば「満足度」が低いほど、あるいは同じ「満足度」ならば「重要度」が高いほど市民ニーズが高いことを、得点化して表したもの 【得点化の計算】 ニーズ得点 = 重要度得点 × (6 - 満足度得点) [最高点（最もニーズが高い）は25点, 最低点（最もニーズが低い）は1点]

4. 後期基本計画策定の経過

年月日	【上段】会議等の名称, 【下段】議題・検討（報告）事項
平成 27 年 4 月 21 日	第 1 回守谷市総合計画審議会
	・ 委員委嘱, 会長・副会長選出, 諮問 ・ 第二次守谷市総合計画後期基本計画策定の基本方針について ・ 策定体制・策定スケジュールについて
5 月～6 月	市民アンケート
	・ 守谷市の「住みやすさ」評価 ・ 今後のまちづくりの方針 ・ 施策分野ごとの満足度・重要度
7 月	守谷市総合計画等策定委員会 専門部会（職員ワーキング）
	・ 後期基本計画策定のための調書作成（現状・課題の整理, 施策及び基本事業の内容・目標等の検討）
7 月 22 日	第 2 回守谷市総合計画審議会
	・ 守谷市人口ビジョンについて ・ 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員からの意見について（報告） ・ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）対象事業の進捗状況について（報告）
9 月 9 日	守谷市総合計画等策定委員会 専門部会
	・ 第二次守谷市総合計画前期基本計画の総括について
9 月 25 日	第 3 回守谷市総合計画審議会
	・ 第二次守谷市総合計画前期基本計画の総括について
10 月 26 日	第 4 回守谷市総合計画審議会
	・ 後期基本計画の施策体系・計画書レイアウト等について
11 月 5 日 ～6 日	守谷市総合計画等策定委員会 専門部会
	・ 後期基本計画各施策の内容について（施策目標, 現状・課題, 基本事業, 役割分担, 部門別計画）
11 月 16 日	第 5 回守谷市総合計画審議会
	・ 第二次守谷市総合計画後期基本計画（素案）について
12 月 9 日	第 6 回守谷市総合計画審議会
	・ 第二次守谷市総合計画後期基本計画（案）について
平成 28 年 1 月 4 日 ～2 月 3 日	「第二次守谷市総合計画後期基本計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）
平成 28 年 2 月 1 日	第 7 回守谷市総合計画審議会
	・ 守谷市人口ビジョン（案）, 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対する意見（パブリック・コメント）について
2 月 8 日	守谷市総合計画等策定委員会
	・ 第二次守谷市総合計画後期基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果及び対応について
2 月 18 日	第 8 回守谷市総合計画審議会
	・ 第二次守谷市総合計画後期基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果及び対応について ・ 答申

5. 守谷市総合計画審議会

(1) 守谷市総合計画審議会

平成6年3月23日

条例第1号

改正 平成14年4月26日条例第25号

平成17年3月22日条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の件について調査、審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 市民

3 前項第4号の市民は、公募により選出するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第1号及び第2号のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月26日条例第25号）

この条例は，公布の日から施行し，改正後の守谷市総合計画審議会条例の規定は，平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月22日条例第9号）

この条例は，平成17年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

NO.	委員名	区分	備考
1	高 木 和 志	議会	守谷市議会議員
2	高 橋 典 久	議会	守谷市議会議員
3	市 川 和 代	議会	守谷市議会議員
④	小 川 一 成	団体	守谷市商工会
5	齊 藤 繁	団体	茨城みなみ農業協同組合
6	土 江 敏 明	団体	守谷市保健福祉審議会
7	長谷川 禮 子	団体	守谷市地域福祉推進委員会
8	新 田 みどり	団体	守谷市消防団
9	櫻 井 由 美	団体	守谷市社会教育委員
10	鈴 木 榮	団体	守谷市環境審議会
11	伊 藤 睦 子	団体	公益社団法人取手市医師会
12	青 木 公 達	団体	守谷市協働のまちづくり推進委員会
13	松 原 紀 子	団体	守谷市民生委員児童委員連合協議会
14	飯 島 安 廣	団体	守谷市自治会連絡協議会
15	小 野 捷 暢	団体	守谷市防犯連絡員協議会
16	萩 谷 直 美	団体	守谷市PTA連絡協議会
17	中 川 ゆかり	団体	市内子育てサークル
18	腰 塚 武 志	学識	筑波大学名誉教授
19	赤 井 紀 男	公募	
20	清 水 宏 眞	公募	

※NO.欄の□…会長，○…副会長

(3) 諮問及び答申

守 谷 発 第 253 号
平成 27 年 4 月 21 日

守谷市総合計画審議会
会長 腰塚 武志 様

守谷市長 会田 真一

第二次守谷市総合計画後期基本計画，守谷市人口ビジョン及び守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

守谷市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき，下記のとおり貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1. 第二次守谷市総合計画 後期基本計画について
2. 守谷市人口ビジョン，守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

平成 28 年 2 月 18 日

守谷市長 会田 真一 様

守谷市総合計画審議会
会 長 腰 塚 武 志

第二次守谷市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成 27 年 4 月 21 日付, 守谷発第 253 号をもって本審議会に諮問のありました第二次守谷市総合計画後期基本計画については, 審議を重ねた結果, 妥当なものであると結論に達しましたので, 別冊のとおり答申いたします。

なお, 計画の推進に当たっては, 下記の事項に配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 総合計画はまちづくりの基本となる計画であるため, 計画策定の趣旨及び内容を広く市民に周知し, 市民の十分な理解と協力を得ること。
- 2 社会経済情勢の変化や市民の要望を的確に把握し, 市民の視点に立った効率的かつ効果的な施策展開を図ること。
- 3 市の将来像である「～緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや～」の実現に向け, 施策の目指す姿, 目標をしっかりと意識し, 計画を着実に推進すること。

第二次守谷市総合計画 後期基本計画

発行年月 | 平成 28 年 3 月

発 行 者 | 茨城県 守谷市

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

TEL : 0297-45-1111 (代表)

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

編 集 | 総務部 企画課